

子育て支援計画の最終案について

1 文京区地域福祉推進協議会、文京区子ども・子育て会議等での検討状況

(1) 文京区地域福祉推進協議会

- 令和6年5月24日（金） 「新たな子育て支援計画の策定について」
- 令和6年8月27日（火） 「子育て支援計画の検討状況について」
- 令和6年11月20日（水） 「子育て支援計画の中間のまとめについて」

(2) 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会

- 令和6年5月9日（木） 「新たな子育て支援計画の策定について」
- 令和6年7月10日（水） 「「計画の推進に向けて」について」
- 「「計画の基本理念・基本目標」について」
- 「「子どもと子育て家庭の現状」について」
- 「「主要項目及びその方向性」について」
- 「「子ども・子育て支援事業計画」について」
- 令和6年8月6日（火） 「「主要項目及びその方向性」について」
- 「「子ども・子育て支援事業計画」について」
- 令和6年10月17日（木） 「子育て支援計画（中間のまとめ）について」
- 令和7年1月21日（火） 「子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会等の結果について」
- 「子育て支援計画（最終案）について」

2 子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会等の実施結果

(1) パブリックコメント

募集期間：令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで
募集結果：54人の方から137件

(2) 区民説明会

開催日時	会 場	参加人数
12月15日（日）10:00～11:30	文京シビックセンター	3人
12月18日（水）18:30～20:00	文京シビックセンター	2人

(3) 【子ども向け】資料に関する意見等の聴取

募集期間：令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで
募集結果：161人の方から161件

(4) パブリックコメント及び区民説明会等で寄せられた意見等及び区の見解 別紙1のとおり

3 子育て支援計画（最終案）

別紙2 「「中間のまとめ」からの主な変更点」のとおり
別紙3 「子育て支援計画（最終案）」のとおり

4 策定

令和7年3月（予定）

パブリックコメントで寄せられたご意見及び区の見解（137件）

【別紙1】

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1	計画全体	区民説明会には出ていませんが、12月16日号の区報ぶんきょうをみました。基本的な視点、として、子どもの権利の保障と意見表明の機会の確保、というのがあげてあります。とても大切な視点だと思います。 区報しか読んでいないので見当違いの感想かもしれませんが、紙面の、主要な視点や主な取り組みというところをみると、大人の都合でサービスや制度が拡充されているようにみえる一方、子どもの権利の保障や意見表明の機会の確保が、どこにどう盛り込んであるのかこれをみただけではわかりませんでした。 乳幼児や子どもたちは適切に意見表明ができないのだからこそ、その子たちの心や育ちを思いやって、その子たちを中心に考えた細やかな配慮のある計画にしていきたいと思います。 ちなみに、私は、●●●丁目の●●●町会周辺の子育て中の親たちと、●●●●のあしたを考える会を作り、最高裁職員住宅跡地を、地域の誰でもがゆったりと過ごせる場所にしてほしいと願い、「みんなのひろばを作りましょう」という趣意書を作成して企画課にお渡ししました。 なにより、子どもたちが自然とふれあって遊べる場所がないことに胸を痛めていた私たちは、跡地を、なにも置かず、土のままで少し樹木があるだけの場所にしていただきましたかったです。 建物や舗装した人工的空間と違って、小さい場所ではあるけれど、そういうひろばがあれば、子どもたちがのびのびと人間らしく過ごせ、生きる力を育むことができると思うからです。 高齢の方にとってもオアシスのような空間になるでしょうし、災害時の緊急避難所としても役立ちます。 建物を作るより、地域にとっては利益があるでしょう。 けれども企画課から、財務局からこの土地の貸与を受けるにあたり、構造物をつくるのが条件になっていると聞きました。 また、高齢者施設の建設が優先ということでした。 高齢者施設がどれくらい必要なのかは数値化できますが、子どもたちの本当のニーズは数値化できません。 声をあげられない子どもに代わって、親たちががんばってひろばを要望したのですが、区に思いが届かず、むなしいです。 そのようなことがありましたので、子育て支援計画を作成される方たちは、数値ではなく、子どもが心から幸せだと感じる時間をどうやって作ってあげるかという深い洞察を持って計画を作っていただきたいと思います。	「子どもの権利の保障と意見表明機会の確保」は、本区の子ども・子育て支援施策全体に関わる考えとして、今回新たに定めた「基本的な視点」の一つに位置付けております。各施策や事業を実施するに当たっては、この考え方を基本的な視点にもち、全ての子どもの最善の利益を守れるよう、子どもと子育て家庭の意見を尊重し、本区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。 また、本計画の策定に当たっては、子ども本人や家庭の生活実態、子育ての状況を把握するために実態調査を実施し、その調査で得られた結果を踏まえるとともに、子どもを含む多くの方々からご意見をいただきながら計画の策定を進めております。さらに、策定後も事業単位での進行管理等を通じ、実効性の高い施策の推進に努めております。 今後も、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
2	計画全体	・新しい子育て支援について 取組む役割がはっきりしてないと思う。理想的なことばかり言ってて、行事をし、補助をし、支援サービスの過剰な紙に書いた夢の様。子どもは親が育てる、その親の教育は誰がするのか？ 主要項目が多すぎて、何から実現できるのか。 夢の様なことばかりで学力も大切なのですが、まず社会制、生きる力を子どもにつけて欲しい。	子どもや子育て家庭に係る課題は複雑化・多様化しており、また、いくつかの事象が絡み合い顕在化しているものもございます。これらの課題を解決するためには、本区の目指す姿や目標を掲げた上で、本計画に記載した「基本的な視点」や「主要項目」を定め、それぞれの施策を網羅的に進める必要があると考えております。 なお、ご指摘のとおり、子どもの社会性や生きる力の育成は、大切なことであると認識しております。引き続き、子どもの豊かな人間性を育む施策を推進してまいります。
3	1－1 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	1－1－1 文京区版ネウボラ事業 妊娠初期、母子手帳を受け取った際に、育児用品を提供いただいた経験があります。ありがたい気持ちもありましたが、個人的には気がひけました。特に新生児の肌着については、役立つ場合もあるかもしれませんが、提供を再考いただきたいです。流産を経験したことから、自分のお腹の小さな命が、ここまですっかり大きくなるだろうかと、怖かったです。2度目の際は、おかげさまで大きく育ち、すぐサイズアウトしてしまいました。 また、木のおもちゃなどもかさばったり、色んな冊子をいただき、つわりの時期に持ち帰ることがしんどかったです。ご準備をされる職員の皆さんも、大変そうだった記憶もあります。バースデーサポート事業と同様に、QuoカードPayなどでは難しいのでしょうか。	ネウボラ面接終了後にお渡ししている育児パッケージについては、ご家族が様々な用途で利用できるよう、令和7年度から配付内容の変更を予定しております。
4	1－1 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	・産後ケアのショートステイ事業 →親族が近くにいない中で、夫が出張中の間など非常に助かった、利用しやすい金額で非常に感謝している →利用のシステムがアナログ(紙ベース)のため、オンライン化してほしい →利用日数のカウントの仕方がわかりにくい 連続して取得するとお得だが、分けて取得すると損をした気になるので、改善して欲しい	宿泊型ショートステイや日帰りデイケア等、産後ケアの利用承認については、令和7年度より紙ベースからスマホアプリに切り替えることを進めており、より多くの方が気軽に安心してご利用できるよう検討してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
5	1－1 妊娠・出産・子育て への切れ目のない支援	1－1－3 ぶんきょうハッピーベビー応援事業 啓発冊子を拝読しましたが、総花的でターゲットが不明瞭になっており、つくることが目的化している印象を持ちました。 子育て関連の冊子は東京都がたくさん作っているイメージがあり、わざわざ区でつくらなくてもいいのではないかと思います。どうして制作しているのでしょうか。 区民全体に対して、制作物で伝える意図があるならば、ポスターでつよいメッセージ・コピーで訴求する、くらいが限界に思います。 ワークシートについての趣旨はわかるのですが、実際に作業するならば紙より電子が有用だと思います。つかいかたも含めた講座などを設定して、はじめてつかわれるようなものではないかと思います。 大学との連携イベントについては、地域の特徴がある拡がりかたで、素晴らしいと感じましたのでこの文脈で冊子ではないかたちの事業が展開されることを期待したいです。	啓発冊子は、子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、健康の維持・増進を支援するための正しい知識や情報を届けるため発行しております。対象は、「プレコンセプションケア」をキーワードに、中学生、新成人、新たに親となる区民向け等に分け、それぞれのライフステージに応じた内容となっております。大学祭の来場者へ配布するほか、新成人に対しては個別発送しております。また、中学生向け冊子は区立中学校へ送付し、授業内で使用していただいている事例もあり、有効に活用されているものと認識しております。 次に、区で発行する必要性についてですが、発行当初と異なり、現在は、東京都でも類似内容のものもあろうかと存じます。上述のようなライフステージごとに分類され、ターゲット層を明確にしたものとして代用できるものであれば、今後、見直しを含めて検討してまいります。 また、ご指摘のとおり、ポスター等の掲示物は、スローガン、メッセージ等をお伝えするのに有効であると考えます。詳しい情報をお届けするために冊子の形態をとっておりますが、実際に手に取って見ていただけるよう、ポスター等との併用も含めた周知方法を工夫してまいります。 最後に、ワークシートを紙媒体ではなく電子媒体にすべきとのご指摘についてですが、現在、ペーパーレスの観点から発行部数を抑え、区HPにも掲載して補っています。ただし、閲覧できるのみで、書き込みができる仕様とはなっていないため、今後の課題とさせていただきます。
6	1－2 親子の健康の維持・増進	・乳幼児健康診査 → 保健センターでのエリア区分をやめて欲しい 湯島から管轄の千駄木にある保健センターは遠く不便 距離をみてもシビックセンターが近く、ベビーカーや抱っこ紐で通わなければいけない妊婦のことを本当に考えてほしい 湯島エリアだとビーグルがあるのに、なぜわざわざ千代田線を利用し急な坂をベビーカーで押し上げて行かなければいけないの、4か月健診では身体もまだ完全に産後から回復できておらず、7月に行かなければならなかったが、正直地獄だった 電話で保健センターをシビックセンターに変えてほしいと伝えてが受け入れてもらえず、非常に不満である 産後の両親に寄り添っておらず、そちらの都合で管轄を決めないでほしい	保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所の管轄は、住民の方のわかりやすさや交通アクセス、また、管轄する地域の人口比率などを考慮して設定しております。それぞれの管轄外の場所の方が行きやすいという方もいらっしゃると思いますが、事業開催時の混雑を避けるためには、人口比率も考慮する必要があります。ご理解いただければと存じます。 また、両所にはお住いの地域を担当する母子保健コーディネーター（保健師）や栄養士がおります。ご自身の健康や育児についてのご相談に応じておりますので、併せてご利用ください。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
7	1-2 親子の健康の維持・増進	子どもたちの給食に関しては、食品ロス削減、子ども食堂などを考慮した総合的な改善を進めてください。	学校給食では、残菜量の記録から苦手な料理を食べやすくする研究や、献立の工夫、食べ物を大切にする給食指導などを通じて、残菜を少しでも減少させるよう努めるとともに、東京都産の食材の使用など地産地消を推進し、SDGsを意識した取組を進めております。 引き続き、対応可能な取組について検討してまいります。
8	1-2 親子の健康の維持・増進	水泳の経験がなかなかできないことは問題だと思ってます。スポーツセンターなどで、子供向けのスクールを増やして欲しいです。	小学生向け水泳教室や親子水泳教室等を実施しておりますが、教室数については、施設の様々な利用形態を踏まえながら行っており、教室数を即座に増やすことは困難な状況です。今後とも、スポーツ施設が区民の皆様にとって、より良い施設となるよう努めてまいります。
9	1-2 親子の健康の維持・増進	その他 子供向けの各種スポーツ教室などが体育館で実施されていますが、いずれのスポーツも年に1-2回の教室で、それも抽選のためなかなか当たらない。もっと回数を増やしていただからと嬉しいです。	教室数については、施設の様々な利用形態を踏まえながら行っており、ご要望に答えきれないところがございますが、お子さまのスポーツに親しむ機会を拡充していけるよう、検討してまいります。
10	1-3 情報発信の最適化	・子育てガイドについて →無料にしてほしい	子育てガイド本誌は、母子健康手帳交付時と転入時に無償で配付しており、これ以外の場合是有償となります。また、概要版は無償で配布しております。
11	1-3 情報発信の最適化	1-3-1 情報誌「子育てガイド」の作成 区役所窓口で「概要版」と「本冊子」を見比べたり、「それ古いやつだからです」と新しいものをもらったり、で、結局ウェブサイトで解決した経験があります。 職員は熟読され、活用されているようでしたが、区民は頻繁に区役所へは行きませんし、じっくり読みません。そして新生児のいる家庭以外はバックナンバーを持っていることになるので、結局ウェブサイトで最新の情報を確認することになります。内容拡充もよいのですが、区民に配布するものとしては、4-5年はつかえるシンプルなかたちに洗練させて、ウェブサイトと連動していただけると使いやすいです。 そもそも、なぜ概要版・全体版の二種類あるのでしょうか。区民に配布するなら、概要版だけでも十分ではないでしょうか。	子育てガイド本誌は、文京区の最新の子育て情報を提供するために毎年内容を更新して作成しており、母子健康手帳交付時と転入時に配付しております。概要版は、本誌からの主要情報を抜粋したものであり、事業概要の把握や問合せ先の確認等にご利用いただいております。 区の事業はサービス向上等のため、年々内容等が見直されることがあり、複数年にわたって使用できる情報誌を作成することは難しいですが、いただいたご意見は、今後の情報提供の参考とさせていただきます。
12	1-3 情報発信の最適化	中間まとめを拝見して、初めて「子育て応援ワクチンナビ」を知りました。日本脳炎の第二期接種のタイミングを逃しそうになっていたのも、乳幼児時代だけでなく、その後も継続してお知らせしてくれるなら素晴らしいと思いました。	日本脳炎2期予防接種については対象年齢の9歳になる前月に予診票を対象の方に個別送付しております。接種期限は13歳までとなっているため、子育て応援ワクチンナビ等で接種期限のお知らせを掲載することを検討してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1 3	2－1 幼児期における教育・保育の充実	・湯島エリアの保育園について →子どもが3月生まれだが、産後体調が整い仕事復帰したくても0歳児で途中入園で預けられる保育園はなかった。現在2025年4月しか見込みはないと思っている。すぐには難しいとは思いますが、諸外国と同様生まれ月にかかわらず、いつでも入園できる環境がほしい。 →子どもの面倒が見たいため保育園を落ちる目的で申し込むお母さんも一定数いるのは知っている。しかし、私は外資勤務で保育園に落ちるとキャリア形成の損失のほうが多く、なんとしても子どもを保育園に預けたいと思う。保育園に落ちないと育休を延長できない制度は変えて欲しい。育休延長して子どもをみたいなら、叶う制度にして欲しい。キャリアを形成したい母親にとっては非常に酷な制度だと感じる →人気のある保育園など、申請状況が全くわからないこと、区に問い合わせても、何も開示してもらえないのは不満 例えば、2024年度に文京区(エリア別)でどのくらいの新生児がいる、という数字も合わせて発表して欲しい。保育園申請に、非常に頭を悩ませている(どうしても保育園入れたいのです) → 事業計画はエリア別で出して欲しい 保育園の充足数は、湯島エリアでは足りていないと感じます	1点目(→子どもが3月生まれ…)について、区全体の状況としては、0歳児クラスについてはここ数年4月以降も空きが発生している状況にあるため、一定程度保育環境は整備できているものと捉えておりますが、今後地域偏在等の状況も見ながら需要に応じ整備してまいります。 2点目(→子どもの面倒が…)について、令和7年4月から国制度の育児休業給付金申請手続の厳格化のため、落選狙いの保育所申請が事実上できなくなったことから、保育所入所申請の仕組みを改訂したところです。 3点目(→人気のある保育園…)について、申請状況は区ホームページで公開している募集予定人数一覧において申込者数を記載しているところです。エリア別及び年齢別の人数は、「文京の統計」(区民課)で年1回公開しているものとなります。 4点目(→事業計画はエリア別…)について、事業計画をエリア別でお示しすることは困難ですが、湯島地域につきましては、令和7年4月に認定子ども園元町幼稚園(1～5歳)が開設を予定しておりますので、ご参考にしていただければと存じます。
1 4	2－1 幼児期における教育・保育の充実	保育園の待機児童がほぼおらず、選り好みしなければ入園が可能である現状において、住民税や保育料を納めていない人から園の希望が優先されていくのは納得できません。これでは何のために頑張っているのかわからない。	保育所入所選考は、両親の基本指数(就労状況等)と世帯の調整指数(多子、障害等)を合わせて、指数の高い方を優先に順位を決定しております。 指数が同点になった場合において、22項目中20番目に保育料階層が低位の方を優先しているところです。
1 5	2－1 幼児期における教育・保育の充実	・幼稚園について 共働きでも幼稚園を選ぶことができるよう、幼稚園における延長保育等の充実、手作り給食の実施をしていただきたいと思います。幼稚園バスも、有料でも良いので実施を検討いただきたいと思います。	区立幼稚園については、園児の生活リズムへの影響などの点から、現時点において、更なる時間延長は考えておりませんが、認定こども園へと移行する区立幼稚園については、延長保育を実施する予定です。 また、給食の提供については、調理室の確保が困難であるとともに、栄養職員の配置がない区立幼稚園において食物アレルギー対応等安全に配食するための配慮も強く求められる中、対応することは難しいと考えておりますが、令和7年度から順次開設される認定こども園については、給食の提供を行ってまいります。 幼稚園バスの導入については、更なる教員の確保が困難であることから考えておりませんが、引き続き各園と連携しながら魅力ある園づくりを進めてまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1 6	2－1 幼児期における教育・保育の充実	保育園・幼稚園教員の待遇改善に関する意見 私は文京区在住の区民として、区内の保育園および幼稚園で働く教職員の待遇改善を強く要望いたします。 【現状の課題】 1. 保育士・幼稚園教諭の給与水準が、その責任や専門性に見合っていないこと 2. 長時間労働や持ち帰り業務による過重な負担 3. 休憩時間の確保が困難 4. 職員不足による保育の質への影響 【具体的な改善要望】 1. 給与・手当の増額 － 基本給の引き上げ － 特殊業務手当の新設 － 研修参加手当の充実 2. 労働環境の改善 － 保育補助員の増員による業務負担の軽減 － 休憩時間確保のための人員配置の見直し 【期待される効果】 1. 保育・教育の質の向上 2. 優秀な人材の確保・定着 3. 職員のモチベーション向上 4. 待機児童問題の解消への貢献 子どもたちの健やかな成長を支える保育士・幼稚園教諭の待遇改善は、区の未来への投資です。 以上の要望をご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	区では、国の配置基準を上回る常勤保育士を配置している私立保育園に対し、その役割等に応じ、人件費等を独自に補助しているところです。また、子ども家庭庁からは、保育士の負担軽減を図るため、公定価格と保育士配置基準の見直しの実施が示されております。 また、幼稚園教員においては、平成31年の「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」により「週当たりの在校・園の時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことを目標として示されております。 今後も国や都の動向を注視しながら、保育士及び幼稚園教員の待遇改善に向けた取組を進めてまいります。
1 7	2－1 幼児期における教育・保育の充実 2－2 放課後の居場所づくり	以前、区の保育園・育成室には子どもたちが大変お世話になり感謝の気持ちでいっぱいでした。その時に感じたことを2点 1つは、保育士さん・育成室の指導員の方たちがそれぞれの子どもを先入観なく見て丁寧に対応していただきたいこと。そのために人数的な余裕をもっていたいただき、あるいは適切な研修の機会などを確保して、それぞれの保育士さんが気持ちのゆとりをもって、物理的にもゆとりをもってお仕事ができるように制度としても整備してほしいです。	区立保育園では、配置基準に基づく正規職員の配置に加え、保育補助の会計年度任用職員の配置や、特別な配慮が必要な児童への支援のための加配など、各園の実情を踏まえ、基準を上回る職員配置を行っているところです。また、研修についてはWeb会議システムを活用したオンライン研修の実施や、研修に参加できなかった職員に対してeラーニング教材を用意するなど、研修参加の機会を確保できるよう取り組んでおります。 育成室については、適切な人員体制を確保するとともに、職員研修の充実に引き続き努めてまいります。また、民間事業者へ運営を委託する育成室についても、適切な人員体制の確保や職員のスキルアップを求めるとともに、区職員による巡回相談の実施などにより、保育の質の確保に努めてまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
18	2-1 幼児期における教育・保育の充実	11月に出産した新生児の母です。 子どもをもっと気軽に定期的に保育園に預けることができるようにしてほしいです。 産前はフルタイムの正社員をしており、現在は産後休暇取得中です。職場は残業が常態化しており労働環境がよくないため、当初より、産休・育休期間中は独学で勉学に励んで資格を取得し、転職活動に時間をあてたいと考えていました。 しかし実際に子どもを産んでみると頻繁な授乳で自分は慢性的な寝不足、なかなか子どもも寝てくれず泣き叫んでばかりなのであやすことに時間を取られる一方、やっと子どもが寝ついたら自分のご飯・睡眠、最低限の家事をやるのに精一杯で、とてもじゃないけれどキャリアアップにあてる時間なんてありませんでした。 頼れる家族も身近にいないため、早期に子どもを保育園に預けて自分の睡眠・勉強時間、産後体力回復のための通院時間を確保したいと思い、認可外の保育園にも問い合わせましたが、認可外でも就労等保育の必要性を認定されなければ預かってもらえないとの返事でした。 認可保育園に一時預かり事業について問い合わせても縮小傾向との返答で預けることは難しそうでした。	保育所については、法令で定める手続に従い、「保育の必要性」の認定を受けてご利用いただく施設となっております。 「保育の必要性」の認定を受けていない方がご利用できるサービスとして、区立保育所で実施している「緊急一時保育」、「リフレッシュ時保育」、私立保育所で実施している「一時預かり事業」、区内4か所のキッズルームで実施している「一時保育事業」、グループ保育室こうらく、私立保育所等で実施している「未就園児の定期的な預かり事業」がございます。いずれも定員等に限りはございますが、是非ご利用をご検討ください。
19	2-1 幼児期における教育・保育の充実	産後ケアもありますが、母子一緒に前提で子どもを預けて母だけが自由に過ごすことはできませんし、ベビーシッターも家に来てもらわなければいけないので子が泣き出したら結局自分の気が休まらないしで、利用を躊躇します。 産後のボロボロな体で睡眠不足なうえ、ずっと1人でかかりきりで子どもに時間をさかなければならない、そして自分のキャリアは止まっている現状に明るい未来を感じることができず、この状況を再び経験するのであれば2人目以降の出産はもうないな、というのが母親になってみての感想です。 この負担感が軽減されるような保育事業を展開いただきたいです。	現在本区が実施しているベビーシッター利用料助成制度は、保護者の在宅の有無を問わず利用することができます。また、お子さまが1歳を過ぎている場合は、区内に4か所あるキッズルーム（一時保育事業）を利用することも可能です。 いただいたご意見を参考にさせていただき、今後とも育児をされている保護者の皆様の負担の軽減につながるよう、施策を検討してまいります。
20	2-1 幼児期における教育・保育の充実	・ベビーシッター等による子育て支援事業について ベビーシッター補助の利用料の入力が、驚くほど不便でうんざりするほど大変です。 担当部署の方も管理職の方も一度自分で入力してみて頂きたいです。請負業者は改善が必要で、発注元の文京区は指示する必要があります。 エクセルフォームで入力して読み込ませるのが、最良です。	ベビーシッター利用料助成の申請に当たりましては、必要となる入力項目が多くご不便をおかけしております。いただいたご意見は今後の事業運営の参考とさせていただきます。
21	2-1 幼児期における教育・保育の充実	・子育て環境の整備について 共働き世帯が増加する中、家事や育児と仕事の両立に困難を抱える世帯が増えていられる。そこで、家事や育児をサポートするヘルパー制度を導入・拡充させ、子育てしながら仕事をしやすい環境を整備することが求められる。 なお、所得制限は設けるべきではなく、仮に何らかの制限を設定する場合でも、資産状況などで判断するなど、働く女性のモチベーションを下げるものがないよう配慮すべきである。	現在、3歳未満のお子さまを育てるご家庭に対し、「おうち家事・育児サポート券」を交付し、区が指定した民間事業者の家事・育児サポートを一定の負担でご利用いただける事業を実施しております。引き続き、各家庭がより良い子育てを選択できる環境整備のため、乳幼児期の各ステージにおける幅広い子育て支援事業を推進してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
2 2	2-1 幼児期における教育・保育の充実	・育児支援について 育児支援が妊娠出産時～0歳児の間に偏っていると感じます。例えば家事育児サポート券を3歳以降も配布していただいたり、2歳以降の誕生日にも給付金や商品券等といった給付があると、日々の育児生活が助かります。	今後の事業運営の参考とさせていただきます。各家庭がより良い子育てを選択できる環境整備のため、乳幼児期の各ステージにおける幅広い子育て支援事業を推進してまいります。
2 3	2-1 幼児期における教育・保育の充実	・幼児期における保育について シルバー人材の活用 子育ての経験を生かしてもらい、次世代にノウハウを継承してもらう。	いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の子ども・子育て支援施策の参考にさせていただきます。
2 4	2-2 放課後の居場所づくり	・学童等の充実について 共働きの増加により、学童をはじめとする放課後の過ごし方に課題があり、小1の壁への不安が大きいです。小学生全員に学童等の枠を確保し、放課後も夏冬休みの期間も、安全に健やかに過ごせるようにしていただきたいです。	増加する育成室の待機児童を解消するため、民間賃貸物件を活用した施設整備等を行う「育成室待機児童解消加速化プラン」を令和5年8月に策定いたしました。今後も本プランのもと、安全かつ安心して過ごせる放課後の居場所の整備を進めてまいります。
2 5	2-2 放課後の居場所づくり	2つめは、育成室年代にいろいろな刺激、イベントをさらに導入していただきたいこと。 より活発な活動になると思います。	育成室では、毎月実施する誕生日会をはじめ、季節感のある行事や工作などを通して、子どもたちの生活がより豊かになるよう工夫しております。今後も育成室での時間が一層充実したものとなるよう努めてまいります。
2 6	2-2 放課後の居場所づくり	文京区では、育成室に行かれる子どもは3年生までとなっています。対象年齢を6年生までに引き上げてほしいです。 夏休みなどの長期休暇の場合は特に子どもの預け先を探すのに苦労しますし、民間に預ける場合は高額になります。 育成室のキャパがないというなら民間へ預ける補助金又は助成金の支給を考えてほしいです。	国では育成室の受け入れ人数の基準をおおむね40人以下としておりますが、本区では55か所の育成室のうち、38か所の育成室で40人を超えて受け入れております。また、待機児童数も高止まりであるため、対象を小学6年生まで引き上げる考えはございませんが、高学年のニーズは、放課後全児童向け事業（アクティ）の実施時間の拡充や実施日数の確保等に努めることにより、対応してまいります。
2 7	2-2 放課後の居場所づくり	3点、以下の通りご意見差し上げます。 他は、いままで通りの内容をありがたく感じておりますことを付け加えさせていただきます。 2. 多様な子育て支援サービスの提供 小学生の学童についてですが、区立の育成室は月額10,000円ほどであるのに対して、私立の学童（ベネッセなどの区と提携している学童）が月額30,000円ほどと、とても高いです。 区と提携している以上、保育園のように、もう少し安価に入れるようにしていただきたいです。	区内の都型学童クラブにつきましては、育成室にはない時間延長や送迎等の付加サービスにより、育成室よりも高い金額設定となっております。 本来は月額5万円程度かかるところ、東京都の補助金を活用し、月額3万円程度の費用負担となっております。 なお、本年度から低所得者世帯への支援策として、月額保育料の全部又は一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る「文京区民間学童クラブ児童保護者負担軽減補助事業」を実施しております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
28	2-2 放課後の居場所づくり	子どもが小3ですが、文京区の育成室は全国的にも相当に高いレベルと聞いており、指導員の先生をはじめご担当の皆様には、感謝いたします。 また、この高い水準を保っていただくために下記を要望いたします。 ・指導員の先生の処遇改善 ・育成室が増設されていく中で指導員および所轄課の人員増強 ・育成室を増設する際は原則、公設民営であることは聞いていますが、公設公営の分割時には増設ととらえず、分割したいずれも公設公営としてください ・これまで、公設公営の指導員の先生をお手本に、民営のスタッフのレベルアップがはかられて来たと思いますが、公設民営の増設がかなり増え、相対的に公設公営の先生が減っています。 公設民営を指導できる職員の増員や、たとえ例外的にでも公設公営を増やすことをご検討をお願いします。 ・これまで通り、育成室事業をアクティなど他の事業と分け、一体化の方向に進まぬ様に、維持してください。 審査においても、アクティを毎日利用する家庭には育成室を案内するなど、育成室の推進とアナウンスの強化を希望します。	近年、福祉職の雇用の需要が高まる中、公営に関しては文京区の福祉職として働く魅力を区独自の採用説明会やホームページ等で周知することにより、意欲ある人材の確保に努めております。 また、職員体制についても、必要な職員数を人事担当部署に要求しているところです。 民営育成室の職員の処遇改善については、国が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」や「放課後児童支援員等処遇改善事業」の活用により適切に対応してまいります。 公営及び民営職員の研修については、職層（新任・現任・主任・係長）に応じた研修や専門性（要配慮児・OJT・救急救命）の高い研修を実施しております。また、職員の資質向上を図るなどの目的として、年間を通じて育成室に係るテーマの研究会を、公営及び民営の職員が交流を図りながら実施しております。 育成室の運営は、「文京区行財政改革推進計画」の考え方により、新たに開設する育成室は民間活力を活用し、既存の公営育成室については、当分の間、公営としております。なお、保育の質を維持向上するため、民営事業者の指導・助言に当たる巡回指導職員の増員を検討してまいります。 放課後全児童向け事業（アクティ）は、小学校就学後に、全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる居場所を確保することを目的として、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき実施をしております。そのため、保育の必要性等を申請要件とする育成室とは目的が異なるものであり、それぞれの目的に合った適切な事業運営を引き続き実施してまいります。
29	3-1 子どもの学び・経験の機会充実	育成室について書いてありますが、それよりも問題なのが小学校の内情です。ほとんどの休み時間が、校庭で遊べない状態になっている小学校が非常に多くなっています。育成室をどれほど充実させても、みんなが過ごしている小学校の時間が残念な状態です。 体育もクラス数が多すぎてプールが1年で2回しかやっていないとか、体育の時間が雨が降ったらビデオだけ見て終わりとか、小学生の視点に立って問題をしっかりと提起して欲しいです。小学校が子供の人数の割に面積が小さすぎて、子供が遊ぶスペースがないという現状の中で、小学校の適正規模についてもっとしっかり議論をして欲しいです。	都心にある本区においては、学校敷地として活用できる土地が限られており、その限られた土地を有効に活用し、学校施設を整備していくことが求められます。 一方で、子どもたちが体を動かす環境も大切なことから、屋上や蓋をしたプールの上など既存校舎を最大限有効活用するほか、近隣の区有施設等も活用し、体を動かす場所や機会をできる限り確保できるよう対応しているところです。 引き続き、子どもたちにとって良好な学習環境となるよう努めるとともに、児童数の推移を見ながら、必要とされる対策を適切にとつてまいります。
30	2-2 放課後の居場所づくり	児童館の整備及び運営について日曜日もぜひ開館してほしい。	現在の職員の配置や勤務時間のほか、施設の清掃を含めた管理運営方法や利用ニーズの正確な把握など、様々な課題があることから、現時点での変更は困難ですが、今後の児童館の運営の参考とさせていただきます。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
3 1	2-2 放課後の居場所づくり	・児童館について 乳幼児・小学生の大切な遊び場となっています。小さな子どもの徒歩圏内、赤ちゃんを背負った母親の徒歩圏内に常にあるようにしてほしいです。 白山東児童館改修中の代替施設の確保をお願いします。代替施設がなければ引越しを考えるくらい切実な問題です。 小さな子どもとその親は日々の暮らしに必死で声を挙げづらいですが、よろしくお願いします。	区内には児童館を16か所設置しており、新たな児童館の設置は計画しておりませんが、これまで以上により良い遊び場となるよう職員一同努めてまいります。 なお、白山東児童館の改修工事中については、近隣施設で代替事業が実施できるかどうか、検討を進めているところです。詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。
3 2	2-2 放課後の居場所づくり 5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	2) 放課後の居場所について 核家族化がさらに進み、多世代交流が少なくなっています。交流がなくなる事で世代間の分断が進むことが懸念されています。 江東区にある「深川えんみち」と言う施設では、高齢者の通うデイサービス施設と学童保育の一体化した福祉施設があり、学童に通う子供たちが音読の宿題を高齢者の方々に見ていただくなどの交流があると聞きます。文京区でもぜひ取り組みをお願いしたいです	核家族化が進む中、多世代交流の事業を実施していくことは重要であると認識しております。現時点においても小学校と高齢者施設の併設の例がありますが、現在進めている特別養護老人ホーム等の整備の中で、同じ敷地内に学童クラブを設置することを予定しております。 また、他の公共施設整備においても、多世代が交流できる複合型の施設整備の検討を進めているところです。 今後も、様々な機会を通じて、多世代交流が図れるよう取り組んでまいります。
3 3	2-2 放課後の居場所づくり	・放デイではなく、地域の児童館・育成室で全ての子どもがあらひのままの自分を受け入れられる体験が必要。分ける政策ではなく、共に育つ視点が多様な子を育む。	育成室では配慮が必要な児童に対しては、原則として対象児童に加配職員を1対1で配置し、育成室における生活をサポートするよう努めております。また、教育センターの心理士による巡回及び検討会を通じ、専門的なアドバイスを踏まえた上で、個々の児童の特性に合わせたサポートプランを作成し、個別支援を行っております。 今後も、児童を取り巻く生活環境の変化等を踏まえながら、これらの取組が一層充実するよう努めてまいります。
3 4	2-2 放課後の居場所づくり	2. ユースクリニック 中高生の活動の場所としてb-labがありますが、その世代の人が心や体について医師などに気軽に相談できるユースクリニックを設置してもらいたいです	性や体で悩む若者が相談する場として、都内医療機関でユースクリニックが展開されており、また、都においても「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」等の同種の取組が行われております。このことから、現時点で区独自で設置する考えはございませんが、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
3 5	3-1 子どもの学び・経験の機会充実	日頃、図書館を利用して、蔵書の充実具合と予約サービスの利便性に感謝するとともに、子ども向けの本の蔵書数の偏り（一冊も借りられていないけど多くの図書館に蔵書されているいかにも教育的な本がある一方で、区内には1冊しかなくひたすら待つ期間の長い本もあることなど）には疑問を持つことも多いです。贅沢な要望かもしれませんが、縦割りでなく、横断的な視点でみていただける方がいるといいのかなと思いました。	資料の選定・購入については、選定基準に基づき、各図書館での選定作業を経て真砂中央図書館において一括して行っております。また、長く読み継がれている本や図書館が子どもたちにお薦めする本などについては、いつでも提供できるよう各館で複数揃えております。人気の本については予約件数に応じて追加購入をしておりますが、引き続き適切な蔵書管理と幅広い選書に努めてまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
36	基本的な視点 (子どもの権利の保障と意見表明機会の確保) 3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	計画にある理念や基本目標に沿う形で意見するならば、「主権者教育」が必要ではないかと考えております。 安心や支え合う地域を実現するため、また18歳未満の着実な増加を受けて、「未来」ということを考えるならば、自らが「考え」、「選択」し「実現」される地域の循環が必要と考えます。 座学ではなく実際に投票を行うことが未成年者の体験や実感として将来大切になるのではないかとというのが私の意見です。 しかし現況は未成年者に投票権はなく、法律を変えるのも現実的ではありませんので、子供たちに擬似的な投票権(ネットなどで)を与えることで「子どもの意見を聞く」ことができる社会が必要ではないかと考えます。 「子どもに投票権を与える」というのは、詰まるところアンケートの回答権の様なものです。 例えば「公園ブランコの増設」「遊具の色は何色が良いか?」「子供だけの映画館(の様な場)や学生カフェの新設(上映内容やメニューなども含めて)」など、大人が用意した環境(型)に子どもを当てはめるのではなく、子供たちが身の回りのことを自ら選択できる機会を与えることが目的です。「アンケート」ではなく敢えて「投票権(呼称に問題があるならそれに近い呼び名)」と称することで、将来の投票行動と同じであることを示唆するとともに自ら考えることが狙いでもあります。 投票権は0歳児から与え、自らの投票が難しい場合は両親が代理での投票も可能とします。 代理での投票も可能とすることで、親自身も地域を考える機会にもなるでしょう。 なお、正式な権利ではないので、投票で決まったことを必ず実装しなければならないという意味ではありませんが、実装を目の当たりにした子どもたちにとって得難い体験となるはずです。 目的は、主権者教育の一環として子どもの発言力(子どもの権利)として正に扱う仕組みがあると良いかと思っています。 業務が煩雑にならなければ18歳以下という一括りでなく、未就学、幼稚園、小学～などと分けて取り扱うことが出来ればなお良いでしょう。 可能ならば、良いと思って選んだ(決定された)結果、それが良かったのか、なぜ問題が起こってしまったのかを子どもたちが自ら振り返る機会もあると良いと思います。自ら選択したことが、その後どうなったのかを知り、再度考えるその一連の流れが、最も重要ではないかと考えています。	全ての子どもは、自分に関係のある事柄について、自由に意見を表すことができ、子どもの意見は、子どもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されることが大切であると認識しております。引き続き、区では子どもの意見表明の機会の確保に努めてまいります。 また、区立小・中学校では、政治の仕組み等については社会科等で発達段階に応じて学んでおります。区立小学校では、国会見学や裁判所見学なども行っており、参議院特別体験プログラムなどを活用している学校もあります。区立中学校においては、明るい選挙推進協議会と連携し、選挙出前授業や模擬投票、開票作業の体験を行っている学校もあります。 引き続き、社会科等の授業、児童会活動、生徒会活動等を通して、発達段階に応じた主権者教育を行ってまいります。
37	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	家庭でのしつけ、礼儀などのフォローを！ 他人への思いやり、挨拶、してはいけないこと(ルールを守る)など ゴミ出し、大声での会話(夜)、歩きながらのタバコ、犬のフン尿の始末、自転車などのルール遵守	家庭でのしつけや礼儀、周りの人に配慮した行動等の基本的なマナーは、社会全体の調和において重要であると考えております。これらの習得においては、個々の意識や家庭の役割が基盤となりますが、区としては、各種事業を通じてマナー改善に向けた取組を進め、より良い社会づくりに努めてまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
38	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	金銭的な支援はある程度十分だと認識しているので、質をとにかく高めてほしい。いい大学に入るといようなことではなく、少子高齢化が進み、日本国内だけで経済を回していくことができなくなる未来を見据え、グローバルの中で中心的に活躍できる人間や、そうは言っても国内を盛り上げる必要は重要であり、そのようなことを出来る、人間力を身につけている子供をつくるような質をあげて欲しい	学習指導要領では、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力の育成が必要とされております。そのため、児童・生徒が、グローバル化や情報化等による社会の変化に対応するための力や、課題に向き合い、解決する力を身に付けるために、教育の質の向上に取り組んでまいります。
39	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	●●の●●●●●で勤務していた小児科医です。（現在、無職） ①子どものスマホ（ゲームを含む）について スマホの扱いは各家庭の教育方針に任されている現状ですが、学力低下、視力低下、対人コミュニケーション能力の阻害等が小児科医学会からも指摘されています。 ②子どもを自然に触れさせる機会（イベント）の増加 自然の中で遊ぶことから自然の大切さを学び、温暖化などの自然環境対策に携わる次世代育成と脱スマホにも繋がると思います。 以上も、支援計画に含めてはいかがでしょうか。	①携帯電話の取扱いについては各家庭で適切にルールを取り決めていただきますが、学校ではSNSルール等情報モラル教育に関して今後取り組んでまいります。 ②区立幼稚園については身近な自然を活用した園遊びを通して自然に触れ合う活動をしております。また、区立小・中学校については八ヶ岳移動教室等で自然に触れ合う機会の醸成を図っております。
40	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	3. 子どもの生きる力・豊かな心の育成 小学校の先生の業務が多いのか、様々なお子さんに対応しなければいけない為、1人1人の子どもの様子に目を向けるなど豊かな心の育成にまでとても手がまわるようには思えません。	学校では必要とされる業務の見直しや、ICTの活用を進めており、教育委員会では、非常勤講師やスクール・サポート・スタッフ等の人材を配置し、教員の負担軽減を図っております。保護者や地域の理解と協力のもと、引き続き、これらの取組を進め、一人ひとりの教員が持てる力を十分に発揮できる環境を整えてまいります。
41	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	区立学校のタブレットが古く、接続が悪いなど伺ってます。他の区のが良いものを利用しているようなので、もう少し区立の環境を良くして頂けないでしょうか。 中学校の英語教育など、渋谷区立中学校では、最新のAI英会話アプリである「ELSA」を全中学校で導入しているようです。 これからどんどん難しくなっていく内容にどう対応していくのか。明確なものがないように思えます。 文京区は勉強熱心なご家庭が多く集まる事で有名ですが、実際のところ区立の学校環境や授業内容が良いのではなく、幼少期から塾に通わせるなどの親の意識が高いだけな気がします。 よろしくお願いします。	区立小中学校の児童・生徒に貸与しているタブレット端末につきましては、文部科学省より示された標準仕様を踏まえ機器の選定をしておりますが、今回の機器更新の際には、いただいたご意見を踏まえ、タブレット端末の動作等、機器の仕様について検討するとともに、インターネットの接続環境につきましても、見直しを行ってまいります。 また、学習アプリの導入については、学校要望を踏まえ研究してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
4 2	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	小学校で使っているタブレットとランドセルについて。 1 タブレット 学校で充電できるようにしてほしい。 校内WiFi をもっと使いやすく、接続しやすくしてほしい。 2 ランドセル 軽量のリュックサックに変更しませんか？ 意見の理由 重い荷物で登下校させたくない WiFi 接続速度が遅く、なかなか目的のページに行けず時間の浪費であるため	タブレットについて、夜間に充電ができるよう、各校の全学級にタブレット充電保管庫を整備しております。また、日中における充電できる環境としては、各学級ごとにモバイルバッテリーを設置しているところです。 なお、インターネットの接続環境につきましては、次回の機器更新の際に、いただいたご意見を踏まえ、見直しを行ってまいります。 ランドセルについて、区としてランドセルを指定しておりません。また、各学校でもランドセルを指定しないよう教育委員会から働きかけております。
4 3	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	・小学校の環境改善について 選挙時に学区の林町小学校に入ったところ、校庭があまりに狭い一方、生徒数はどんどん増えているため、のびのびと体をうごかして健全な心身を育むことができない環境と感じました。こどもを入学させるのに躊躇するレベルであるため、環境改善をすみやかに検討いただきたいです。	都心にある本区においては、学校敷地として活用できる土地が限られており、その限られた土地を有効に活用し、学校施設を整備していくことが求められます。 一方で、子どもたちが体を動かす環境も大切なことから、屋上や蓋をしたプールの上など既存の学校施設を最大限有効活用し、体を動かす場所や機会をできる限り確保できるよう対応しているところです。 引き続き、子どもたちにとって良好な学習環境となるよう努めるとともに、児童数の推移を見ながら、必要とされる対策を適切に行ってまいります。
4 4	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実 5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	3) 子育て環境の整備について 学校、保育園、区立公園などのすべての子育て環境施設について、気候変動対策を積極的かつ早期に改善いただきたくお願いします。特に夏場の酷暑については、子供たちの命に関わるレベルとなっております。大規模改修の時期を待つことなく、積極的に改善・改修を行っていただきたいです。子供たちにとって良い環境は、大人、特に高齢者にとっても良い環境です。災害時の避難場所ともなる学校・公園施設の早期改善を強く望みます。	区立保育園では、老朽化したエアコン設備の入れ替えを順次行っており、その他にも夏場に遮光ネットやよしず、サーキュレータなどの設置による室温上昇の抑制や、熱中症指標計などを用いた環境管理を行っております。ご指摘のとおり、近年の夏場は厳しい暑さが続いておりますので、引き続き、園児らの健康管理及び設備の改修を計画的に進めてまいります。 区立小学校及び中学校では、外壁・サッシ改修工事で、体育館及び屋上の断熱化を実施したほか、最上階にある普通教室の天井の断熱化を順次実施しております。また、老朽化している空調機器については、高効率かつ空調機能の高いものへの更新を進めております。今後も学校施設の改修工事や改築の機会を捉えて、暑さ対策を進めてまいります。 公園の暑さ対策については、これまでも夏季のよしず設置や木陰を増やす樹木管理などで対応してきたところです。今後、公園再整備等をする際には、地域の意見を聞きながら、パーゴラやミスト発生器等の暑さ対策施設や樹木の配置についても検討を行ってまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
4 5	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	小学校の教室の温度が、昨年度、今年度とも目安温度である28℃を超えるケースがわずかな調査からも発生しています。 子どもたちが日中ずっと過ごす場所である学校や園、放課後に過ごす育成室などの断熱改修を早急に進めてください。	現在、区立小中学校の最上階にある普通教室の天井の断熱化を順次行っているところです。また、昨年度に実施した外壁・サッシ改修工事では、体育館及び屋上の断熱化を実施しました。今後の外壁・サッシの改修に伴う断熱化については、小中学校全体の状況を勘案し「文の京」総合戦略に基づき、計画的に進めてまいります。
4 6	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実 5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	子どもたちの触れられる緑を増やしてください。 例えば学校のグラウンドや公園を人工芝や土などではなく草のグラウンドとしてください。 芝は手入れが大変であるとのことで、芝でなくとも管理のしやすい草を検討してください。 特にゴムチップは、転んだ時の衝撃は緩和されるメリットがあるものの、最近の温暖化の状況では、耐えられないほど熱くなってしまい、早急に変更の必要があると考えます。 また、これらは水害の防止にもつながるため、防災の観点からも進めていただきたい。	都心にある本区においては、学校敷地として活用できる土地が限られておりますが、学校の増改築等を行う際には、可能な限り緑を増やせるよう工夫しているところです。 なお、現在校庭に敷設している人工芝は、水はけがよく雨の後に短期間で利用再開が図れることや、児童生徒のケガ防止、近隣への砂塵の影響が少ないことなどから採用しております。地面の高熱が学校運営に影響するとの報告はございませんが、校庭の老朽化対策を進める中で、各校に適した種類の校庭を学校の意見等を踏まえ導入してまいります。 また、公園内の舗装の種類については、ご指摘のとおり、転倒等の衝撃を緩和するためのゴムチップ舗装など、利用目的に合わせて選定しております。今後、公園再整備等をする際には、地域の意見を聞きながら、園内の舗装についても検討を行ってまいります。
4 7	4-1 組織横断的な連携体制	4. 事業所間の連携に関して ・包括的相談支援や多機関協働事業といった、子育て支援関連組織での横串連携によるトータルサポートに今後文京区は注力されるものと理解しています。 ・しかしながら、その具体的な取り組み内容は「子育て支援計画」には記載が乏しいと考えます。また、現場の肌感覚ではありますが、障がい時への子育て支援の担当者は自身の担当領域には詳しいものの、他の内容を相談した際には適切な助言（回答できないにせよ、他担当に情報連携のうえ繋ぐなど）は不十分に感じています。この点、現場までそのビジョンが浸透、また具体化されていないのではないかと思う次第です。そのため、同じ説明（病状の説明など）を繰り返し行う必要が生じてしまう、情報収集や調整コストが過大になるなど、適切な支援を受けるまでに苦勞することもしばしばあります。 ・ご提案といたしましては、障がい児に関するデータベースの共有化や、定期会議や人事交流などを通じた人的ネットワーク形成など、ソフト面・ハード面での具体的な取り組み方向性を打ち出し、トータルサポートの意義を明確に打ち出すことが子育てする親への納得感や安心に繋がると考えます。	現在、個別のケースにおきましては、学校や医療も含め庁内外で連携し、支援会議の開催など情報の共有を進め、支援を行っております。 また、発育歴などの情報を成長段階に応じて関係機関で引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」を活用するとともに、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置している障害者地域自立支援協議会においても、子ども支援に関する関係機関による相互理解・連携の促進、ライフステージに応じた切れ目のない支援の検討を進めているところです。 さらに、令和7年度より「重層的支援体制整備事業（文京チームでまるごと支援）」を開始します。本事業において支援者研修や関係者連絡会、社会福祉法に基づく支援会議等を通じて、庁内外関係者との連携を更に深めたネットワーク体制を構築し、支援を行ってまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
4 8	4-1 組織横断的な連携体制	不登校対策について 区内に多様な学び化学校を作る計画はないのでしょうか？分室という形で作っている自治体もありますので、ぜひ検討していただきたいです。不登校児童の増加に伴い子ども達にはそれぞれの状態に合った多様な居場所が求められています。	現時点において、学びの多様化学校を設置する計画はございませんが、本区では、教育センターのふれあい教室に加え、「学びの居場所架け橋計画」のモデル校における校内居場所対応指導員の配置と、オンラインシステムによる支援を行うことにより、登校しぶりや学校・学級に馴染めない児童・生徒が、各自の状況に応じて、学習や相談ができる環境を整備しております。 今後とも、子ども達が多様な学び方を選択できるよう、各事業の充実に努めてまいります。
4 9	4-1 組織横断的な連携体制	次に、ふれあい教室ですが区内に一ヶ所しかないので通いにくいという声を聞きます。また、最近利用者が増えており中学生から小学校低学年の騒がしさが苦手な通いにくいなどの声が上がっているようです。 加えて、社会の不登校の認識の変化に伴い学校に通えなくなった子どもにもいろんな段階の子がいます。勉強ができる段階の子、まずは心のケアをしなければならぬ子。騒がしい場所には行けないという子もいます。それぞれの居心地のいい場所でなければ子どもが通うのは難しいです。 現在、小学校低学年の不登校が増加していますが、小学校1.2年生はふれあい教室に通うことはできません。校内別室を勧めているそうですが、別室に通えなかったり学校自体に抵抗がある場合は行き場所がありません。 大塚地域センターの跡地にできる新しいビーラボを日中不登校の子どもの居場所にするなど、区内に新しくふれあい教室を増やし新たな課題に対応できる環境を作っていってほしいです。 地域に校内別室も含め、何ヶ所かタイプの違う居場所を作ることが誰ひとり取り残さないことにつながるのではないかと思います。	ふれあい教室の2拠点体制についてのお尋ねですが、教室の増設には、新たな職員の確保や育成、場所の確保等の課題もあることから、難しいと考えております。 ふれあい教室における小学校1・2年生の受け入れについては、児童の成長や特性等をより丁寧に分析した上で対応することが求められるため、引き続き、研究してまいります。また、小学校低学年の不登校児童が増えており、その対策が課題であると認識しております。そのため、小学校1・2年生の登校しぶりや不登校の児童については、学校と連携しながらスクールカウンセラーや家庭と子供の支援員などを活用して支援に努めております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
5 0	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実 4-1 組織横断的な連携体 制	1) 不登校対策について 最近増えている「令和型不登校」の原因として、「授業内容がつまらない」という声を聞きます。中学受験率の高い文京区では塾で授業内容を前倒して教わる為、学校の勉強に意味を見出せない状況になっています。これまでの授業方針を大きく見直す時期に来ているのではないかと思います。 また、不登校原因のもう一つ大きな原因としてゲームネット依存があります。ゲーム禁止の家庭でも学校から貸与されたモバイルを使い昼夜逆転と言う話もよく聞きます。一方でゲームネットはすでに子ども達にとってはなくてはならないコミュニケーションツールであり、取り上げることは不可能かつデメリットも大きいです。 対策として「科学教室」などの選択的な学習ではなく、STEAM教育を授業に取り入れ、子ども達自ら問題を発見し解決する力、科学に親しむ能力を育てる教育方針に転換頂きたく。STEAM教育の中で子ども達にネットやゲームを積極的かつ自由に使用させる事で、ネットとの付き合い方、ネットを通じたコミュニケーションの仕方を学んで貰いたいです。 そして、不登校や引きこもりは子ども達だけではなく親に精神面、経済面の負荷が大きいです。家族会の設置やフリースクール以外での経済支援を積極的に行い、どの家庭も取りこぼしなくフォローできる体制を構築頂きたく。	学校貸与のタブレット端末については、各学校でルールを決めるとともに、情報モラル教育にも取り組んでおります。 STEAM教育は、子どもたちが興味・関心に基づき、教科の枠にとらわれず、教科等横断的な視点に立って学び、自らの可能性を認識する上で、重要な教育であると認識しております。現在、区立幼稚園、小・中学校では、幼児期からのものづくり体験をはじめ、探究的な学習やプログラミング教育等の充実に取り組んでおります。引き続き、幼児・児童・生徒の資質・能力を育成できるよう努めてまいります。 教育センターにおいては、家族会と意見交換をする機会を設けておりますが、その他の支援や紹介につきましては、様々な課題もあることから現在行っておりませんが、教育センターのホームページから、子どもたちに関わる活動を含め地域で活動をしている民間の団体の情報を掲載している社会福祉協議会のホームページにリンクを張り、情報にアクセスしやすくするなど取組を進めているところです。また、経済的支援につきましては、現在、東京都がフリースクールの助成を行っているところであり、区独自の経済的支援は考えておりませんが、都や他の自治体の動向を注視してまいります。
5 1	4-1 組織横断的な連携体 制	親支援についてです。区の支援計画には不登校児童の親支援についてほとんど触れていません。子どもの状態を安定させるには親支援は不可欠です。 近年、区の不登校支援情報のリーフレット配布やホームページで情報提供がはじまり、情報にアクセスしやすくなり感謝しています。 また、教育センターでの相談事業もありがたいです。ただ、保護者を孤立させないための支援が不足しているように感じます。 専門家ではなく、当事者同士のピアサポートが心の支えになったり、孤独感を減らすことがあります。 区内の不登校親の会を当事者の方に周知してほしいです。 文科省が不登校保護者などへの相談支援体制構築事業 200自治体対象に相談窓口の強化や情報提供のサポートに乗り出すそうです。 そういったものを利用して、保護者対象の不登校の専門家をお呼びする定期的な学習会を区主催で開催してほしいです。 社会の認識が変わってきたとはいえ、まだまだ家庭内での不登校に対する認識は実際子どもに寄り添っている家族とそうでない者とで差があり意見の相違が当事者を苦しめる大きな要因となっています。 区主催で身近な場所で専門家の話が聞ける機会があれば、参加もしやすくそれぞれ自分の意見をかえりみる機会にもなります。 また、区がオープンに勉強会を開催することで悩んでいるのは自分だけじゃないんだ、という認識を当事者に与えることができます。	保護者支援についてですが、教育センターのふれあい教室では、保護者会を開催し、不登校経験者の体験談を聞く機会等を設けております。また、総合相談室では、不登校に関する相談のため利用中の保護者を対象に、保護者同士が相互に繋がり、悩みを話し合う場所を提供するために保護者の集いを開催しております。 このほか、中学生等の保護者を対象に進路説明会をNPOと連携し行っております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
5 2	4-1 組織横断的な連携体制	校内別室についてです。 全校配置してほしいです。教室の余っていない学校は校内の育成室が日中空いているので利用できるようにしてはいかがでしょうか。	令和7年度から、別室の指導員を配置するモデル校を拡充して20校としていく予定です。子どもの気持ちに寄り添って対応できる指導員を採用し、支援の質を確保する必要があることを踏まえ、直ちに全小・中学校へ拡大することは困難ですが、今後とも、必要性の高い学校へ配置できるよう、段階的に拡大してまいります。また、別室の配置場所につきましては、各学校の施設の状況を踏まえ、児童・生徒にとってより過ごしやすい場所となるよう努めてまいります。
5 3	4-1 組織横断的な連携体制	障がいや不登校など親子の悩みを相談する先は現在でもあるものの、やはり親同士、特に悩みを経験した先輩たちとのつながりは、行政の担当者や専門家の話よりも実感を持って受け止められ、親の心理的負担を軽くする面において重要です。それぞれの悩み事別に保護者の会の(設立を含む)支援や紹介に力を入れてください	教育センターにおいては、保護者の会と意見交換をする機会を設けておりますが、その他の支援や紹介につきましては、様々な課題もあることから現在行っておりませんが、教育センターのホームページから、子どもたちに関わる活動を含め地域で活動をしている民間の団体の情報を掲載している社会福祉協議会のホームページにリンクを張り、情報にアクセスしやすくするなど取組を進めているところです。
5 4	4-2 児童虐待防止支援体制の充実	4-2-5「社会的擁護の推進」は「社会的養護の推進」の間違いではないでしょうか。また、社会的養護は児童虐待に紐づく事案だけでなく、『保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われています。』 文京区には児童養護施設や乳児院がないことから、その意義が適正に理解されていないと感じました。また、「子育てしやすい」だけでなく、子どもたちが「自立しやすい」支援を盛り込んでほしいと思います。「子育て支援」の前に必要なのは「子ども支援」です。子どもたちが子育てを前向きに考えることができるような具体的な取り組みを示してほしいと思います。私の周りには養育家庭、親族里親、引きこもり、教育虐待未満の家庭が存在します。比較的裕福な家庭が多い文京区ですが、多様性が広がる現状で取り残される人がひとりでも少なくなるような取り組みに税金を使ってください。	「擁護」という語句については、誤植であり、ご指摘のとおり「養護」が正しい語句となります。ご指摘ありがとうございます。 ご意見をお寄せいただいたとおり、本区には社会的養護施設等がないことから、施設養護にあたっては、広域的な施設利用が進められるよう、他自治体の関係機関との連携を一層深めてまいります。また、社会的養護のもう一つの大きな柱である里親について、区児童相談所を中心とする今後の取組の中で、区内の里親の登録数をより増やすことができるような取組や、家庭養育のさらなる充実に向けた支援を進めていくことにより、社会全体で子どもを育む体制づくりを進めてまいります。 また、社会的養護の中心にある子どもたち自身への支援についてですが、全ての子どもが適切な養育の中で、自らの将来について考え、将来への希望が持てるような環境の中で育つための支援を行うことは、いただいたご意見のとおり、非常に重要であると認識しております。区児童相談所の開設により、区の様々な子どもに関する関係機関が、社会的養護が必要となる子ども一人一人に向き合い、子どもたちからの声、意見をより丁寧にくみ取りながら、相談支援を一層充実させてまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
5 5	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	うちのつれあい外国人ですが、私はその日仕事で、休日救急で熱出した子どもをつれあいに連れてってもらった時、「日本語ができないから」という理由で診てもらえず、門前払いされたことがありました。どこの病院も問診票は日本語だけ。一度作れば使いまわせるのだから、問診票のテンプレートぐらい行政で作って医療機関に配れないのですか？つれあいが具合悪くなって新しい開業医に行くたびに、仕事を休んで私が一緒についていかなければいけません。3人とも未就学で小さかった時は、背中に一人背負って、ベビーカー引きずって、つれあいの病院のために全員連れて出かけたこともありました。外国人がどんどん増えているのに、言葉の問題で病院にかかれなないのはおかしいと思います。医療通訳を行政のサービスとして提供してほしいです。 同じく、小学校のスクールカウンセラーのサービスを使いたいのに、日本語が話せないのでは使えません。同時通訳を自腹で雇ってくださいと言われました。発達障害のために高額な薬代を3人分払って通院していますので、そんなお金はありません。ただでさえ外国人は税金や年金は払っているのに選挙権もなく、言葉の壁に辟易しているのに、さらに追い打ちをかけられています。もっと英語が話せる人を学校や医療機関などの公共サービスに増やせないのですか？小学校の検尿や検便の説明書や、要受診の書類なども英語で書いてくれたら理解できるのに。結局、日本語のものはすべて私が目を通さなくてはならず、時間も労力もとられ、つれあいが力を発揮したくてもできないのです。先生たちも、とにかく全部私のほうに話をもってくるので、二度手間ばかり。こういうの何とかならないんでしょうか？	外国語による問診票の作成及び医療機関への配布することや医療通訳サービスにつきましては、それぞれの医療機関における対応等あることから、実施は困難と考えておりますが、区ホームページの休日医療のページや外国語版生活便利帳にて、外国語で対応する医療機関を検索できる検索サイト「医療情報ネット（ナビ）」や、電話による外国人患者向け医療情報サービスの電話番号を紹介しております。 今後も外国人の方々が安心して暮らせる環境整備に向け、生活上での課題等を把握し、関係部署による必要な対策を速やかに進めてまいります。 また、スクールカウンセラーへのご相談につきましては、各学校にある多言語翻訳機の活用等により対応してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
5 6	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	子育ての中でも障害児の子育て支援の改善に向けた意見を書きます。 障害児支援において、保護者の就労状況や関心・知識の有無が原因で、受けられるはずの支援に繋がらないケースや、必要な支援を受けられないケースが懸念されます。これは、子どもの成長や発達に大きな影響を及ぼすため、早急な対応が必要です。 現在、子育て支援は主に困りごとを持つ保護者からの申し出を受けて対応する「受け身型」の体制が中心となっていますが、これに加え、行政が積極的に働きかける体制を整えることが重要です。子どもの利益を最優先とした支援を実現するためには、子育て当事者からの申し出を待つだけではなく、支援が必要であることを保護者が認識していない場合にも、積極的な介入を行うべきです。 提案1: 学校・幼稚園への専門家の巡回 文京区教育センターに所属する作業療法士（OT）や言語聴覚士（ST）が、幼稚園や学校を定期的に巡回し、必要なセラピーを実施する体制を整えることを提案します。これにより、以下の課題解決が期待されます： 1. アクセスの格差解消 保護者の就労や移動手段の不足により、区が提供する療育サービスに通えない子どもたちが支援を受けられるようになります。 2. 保護者の認識不足への対応 保護者が子どもの困難を把握・理解していない場合でも、専門家が現場で子どもの状況を評価し、必要な支援に繋がります。 3. 教育現場の負担軽減 教師が抱える支援負担を軽減し、子ども一人ひとりに適した支援を提供できる環境を作ります。 こうした取り組みは他自治体でも既に行われており、特に教育の質が高いと外から評価されている文京区においては速やかに実現されるべきです。 提案2: 子育て支援の連続性確保 乳幼児期の子育て支援と学童期以降の支援には断絶が見受けられます。これを解消するためには、管轄省庁や担当課の違いを超えた連携が不可欠です。支援を連続的に提供することで、以下のメリットが期待されます： 1. 支援の途切れを防ぐ 乳幼児期に支援を受けていた子どもが学童期以降も継続的に必要なサポートを受けられるようになります。 2. 保護者の安心感向上 子どもの成長段階に応じた適切な支援が提供されることで、保護者の不安が軽減されます。乳幼児には区が主導して親の会や相談会、イベント等開催しますが、学童期にはほぼなくなります。 3. 子どもの長期的な発達支援 一貫した支援体制により、子どもの発達や社会適応を長期的に支えることが可能となります。また、支援が必要な子どもを養育する保護者にとって、将来的な見通しがわぬりやすくなり、行政側に知見やエビデンスも蓄積され、保護者にとっては大きな支えになります。 文京区がこのような体制を整備することで、誰も取り残さないというスローガンに基づいた子どもが平等に成長と学びの機会を得られる環境と、保護者が安心して子育てをスタートできる支援体制を構築できると確信しています。早期の実現を強く求めます。	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害のあるお子さんとそのご家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを継続して支援することは重要であると認識しております。こうしたことから、区では、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの療育で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っているところです。また、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置している障害者地域自立支援協議会においても、子ども支援に関する関係機関による相互理解・連携の促進、ライフステージに応じた切れ目のない支援の検討を進めているところです。 また、教育センター総合相談室では、「発達支援巡回相談事業」として、区内の幼稚園・保育園・育成室を心理士等の専門職が訪問しております。本事業では、幼稚園・保育園並びに育成室における保育上の必要な配慮について、発達支援の観点から助言を行うとともに、必要に応じて保護者相談を行っております。そして、「文京版スターティング・ストロング・プロジェクト」の取組として、心理士・保育士・作業療法士・言語聴覚士等による専門家チームが、区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問して、プログラムの提案や提供を行い、全ての幼児期の子どもの育ちと親の子育ての支援を行っております。そのほか、特別支援学級、ことばときこえの教室及び通常学級に在籍する特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して専門家（作業療法士、言語聴覚士等）を派遣し、療育が必要な児童・生徒への専門的な指導方法を教員に助言しております。 幼児・児童・生徒一人一人の支援方法を考え、関係機関と連携を図るため、専門家から助言について効果的に活用できるよう、今後も各学校へ働きかけてまいります。また、保育園及び幼稚園、小学校、中学校の円滑な接続と相互交流の充実を図るため、保幼小中で連携しておりますが、引き続き、多様な期間の連携による切れ目のない支援に取り組んでまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
57	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	発達障害の子が通う児発や放デイに空きはありません。共働きなのに移動支援も風前の灯で、なぜかアクティから放デイは移動支援が使えない。育成に入れる年齢を過ぎて、子どもは放デイに通うんですが、そういう想定はしていないのですか？放デイは50人待ち、90人待ちの現実に親は何もできません。区議さんにも訴えましたが、やっと一つ施設が建つみたいですが、それも10人、20人が入れば、埋まってしまい、さらに人口が増えれば、元の木阿弥です。発達障害の子を持つ親のLINEグループに参加していますが、みんな精神的にボロボロで、しんどい思いをして悲鳴を上げている人ばかりです。皆さんは本当に子どもの人生のことを考えているのですか？こうやって小さい頃に経験できなかったことを、大人になってから後悔しても時間は取り戻せないのです。小学校で暴力が増えているのは、相対的に遊びが減って、コミュニケーション力が落ちたからだと思います。うちの子たちは多動の傾向があるので、静かにしなければいけない図書館には行けないし、気分転換に家族で食事に行きたくても、かんしゃくで暴れる子どもを理解してもらえない店はなく、迷惑かけるので外食はできません。発達障害フレンドリーな店はないんでしょうか？親は息抜きしたくても、夜間に発達障害がある子を預かってもらえる人もいないし、小児科に行っても予防注射が急に怖くなって受けられなくなって、やめやすって言ったら、看護師さんに「納得させてから連れて来てください」とか言われますし。納得してから連れて行っても、急に変わることはよくあることなんです、看護師さんには発達障害のことはわからないんでしょうね。そういうちょっとした言葉に毎回傷つきながら、でもへこんでもその人が変わるわけではないので、知らない人には好きなように言わせておけばいいと気持ちを切り替えています。	区内における児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の数が十分とはいえない状況につきましては、課題認識を持っております。区では、民間事業者による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、令和4年度より開所費用等の補助制度を創設するとともに、6年度からは、補助限度額及び補助率を大幅に引き上げております。こうした補助制度や区のニーズについて民間事業者に周知を図ることで、障害児通所支援事業所の開設を促進してまいります。 アクティから放課後等デイサービスへの移動につきましては、自宅から目的地、目的地から自宅への移動に該当しないため、原則として移動支援の利用対象となっておりますが、移動支援のあり方につきましては、今後検討してまいります。 また、令和3年に改正された障害者差別解消法により、6年4月1日から民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、区内企業や区内商店に対して障害のある方に対する合理的配慮について周知を行っております。引き続き、区内商店や区内産業団体等の事業者に対して様々な機会を通じて情報を発信することで、障害者ある方への理解を進めてまいります。
58	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	私は、障がい児をもつ父親です。 文京区には様々な子育て支援サービスをいただいて大変助かっておりまして、家族を代表して改めて感謝を申し上げます。他方で、文京区の子育て施策に関して不満を感じる点もあり、この場をお借りして問題点の提示と解決方向性の要望を申し上げます次第です。 対象は、以下の4点です。 1. 放課後等デイサービスなどの障がい児向け支援サービスの利用料の所得制限に関して ・文京区ではいまだに所得制限を設けているものの、2024年4月から千代田区と鎌倉市では無償化、2024年1月では福岡市において利用料の軽減が実施されたとのことです。 ・文京区においても、他の自治体に追随して障がい児を含めたインクルーシブな子育て支援を力強く推進していただきたく、所得制限の撤廃を望みます。	放課後等デイサービスや児童発達支援など、障害のあるお子さんが利用する障害児通所支援サービスにつきましては、原則としてサービス費の1割を保護者の方にご負担いただきますが、国の利用者負担の軽減制度により、世帯の所得に応じて利用者負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、利用者負担上限月額以上の負担は生じないようになっております。 区独自の利用者負担の軽減につきましては、現時点で実施する予定はございませんが、国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
59	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	2. 都立特別支援学校の学区分けに関して ・文京区では全域において、北区に所在する「王子特別支援学校」が対象の特別支援学校となっています。 ・しかしながら、文京区も他の区同様に広域にわたる地域であるため、住所によっては通学に過度な負担が掛かるケースが大いに想定されます。 ・また、都立特別支援学校の高等部ではその教育方針から、社会参加を目指し一人通学を向けた取り組みを推進している模様ですが、文京区の住所によっては長時間の移動を強いられ安全面に不安が残る状況です。 ・そのため、他の区同様に柔軟な学区割りを検討いただき、障がい児童が安全かつ安心して通学できる学校選びを可能にさせていただきたく要望申し上げます。	都立特別支援学校の学区分けに関しては、都の管轄であるため、直接、東京都へお問い合わせいただくようお願いいたします。
60	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	3. 児童発達支援センター「そよかぜ」の対応時間に関して ・文京区の児童発達センターは、スタッフや設備が行き届いており非常によい機関であります。 ・他方で、受け入れ時間に関しては「9時30分～14時00分」と制限されており、共働き家族（または配偶者が就労希望の場合）に対しては特に就労機会への制約が生じます。 ・この点、人員的な問題はあるかと思いますが、延長対応を柔軟に検討してもらえると幸いです。（延長対応を受け入れる際には当該対象を絞る、緊急時に限定するなど。）	ご指摘のような課題は認識しておりますが、現状は人員や場所の確保等の課題があり、14時までの受け入れとしております。ご意見につきましては、引き続きその可能性を探ってまいります。
61	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	・児童発達支援センターの運営について 児童発達支援センターについては、毎週土曜日にも運営し、相談や発達検査についてもできるようにしてもらいたい。 サラリーマンは土曜しかなく、その上毎月2回では相談がしにくい。また、グループホームの運営拡大や槐の会の拡大や支援についても検討してもらいたい。 グループホームが足りない。	職員の確保や育成等の課題もあることから、毎週土曜日に児童発達支援センターを運営することは困難な状況にございます。いただいたご意見は、今後の検討課題とさせていただきます。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
6 2	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	障害がある子どもを育てている区内居住者です。主要項目の一つとして「多様な子育て支援サービスの提供」が掲げられている中で、具体的な計画事業を見ると「障害者・児の短期入所」などが示されており、障害がある子どもの子育てへの支援も視野に入っていると思うものの、障害がある中学生以上の子どもの日常的な保育（病児を含む）や放課後の居場所づくりについて検討が足りないように感じます。 障害がある人たちに不妊手術を強いた旧優生保護法に対する最高裁の違憲判決を受け、政府が2024年12月27日に決定した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた 行動計画」でも、障害がある子どもの「保護者・兄弟への家族支援」推進が心のバリアフリーのための地域における取り組みの一つに挙げられています。障害がある子どもの子育てを巡る困難さを解消する姿勢を行政が積極的に示すことは、社会にある偏見や差別をなくしていくことにつながり、出産に際して女性が抱える不安や悩みも解消していくと考えます。ぜひ居住する文京区がそうした自治体であってくれたらと思います。 なお、行動計画では、障害がある人自身が子育てを含め希望する生活を実現できるよう、行政が支援していくという方向性も示されています。こうした観点も踏まえた再考が必要ではないでしょうか。	障害のある中高生の居場所が区内に少ないことは課題として認識しておりますので、区立の放課後等デイサービスロードを令和6年10月に開設し、中学生及び高校生を中心としたプログラムを実施しているところです。 障害のある方を支援する施設や居場所などの社会資源を増やしていくためには、実施場所、従事者、移動手段などを確保することが重要であると考えております。こうしたことを踏まえ、事業者の運営状況等を確認しながら、区として実現可能な施策を検討してまいります。 障害及び障害のある方に対する理解促進につきましては、子どもから大人まで、障害の特性や障害のある方について理解を深められるよう、「心のバリアフリーハンドブック」の第4改訂版を令和6年3月に作成いたしました。すべての人がお互いを尊重し合いながら育ち暮らし続けていけるよう、「心のバリアフリーハンドブック」を活用するなど、様々な機会を通じて障害及び障害のある方に対する理解の促進を図ってまいります。 また、令和6年12月27日に策定された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」についても、その趣旨を踏まえ、障害のある方及びその家族等を支援してまいります。
6 3	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	特別支援教育の充実・通常級運営について ・練馬区のように、生活支援員には障害の知識のある心理士、保育士等を配置する。 ・教員の届けたい教育を届けること、子どものWell-beingのための参加と活動を促進するため、作業療法士を訪問スタイルではなく常駐させてほしい。スクールSWと話していたが、クラスの中で起こっている問題に対して解決する専門家ではないため、実際の現場ではOTが必要。専門職と多職種連携することで、支援が必要な子どもは通常級内でサポートを受けられ、教員の負担減、病休を防ぐ。	作業療法士の常駐に関しましては、現在行っている学校へ作業療法士等を派遣する療育指導派遣事業を充実させ、学校内で子ども達が適切な支援を受けられるようにしてまいります。
6 4	4-3 悩み・困難を抱える 子どもへの支援	教育センターや幼児保育課の方々に、いつも大変お世話になっております。医療ケア児である子どもも4月から小学生となり、今までの支援事業と異なる点もあり、意見をお伝えできればと思います。 保育園と通所型の発達支機を併用しておりますが、小職はフルタイムで働いているため訪課後デイサービスを区内で探すも、送迎つきのサービスが見つかりません。他区のサービス事業者からも、文京区で開設するのは、費用面でも難しいと言われました。支援を希望します。	区内における医療的ケアの必要なお子さんを受け入れる、送迎付きの放課後等デイサービス事業所の数が十分とはいえない状況につきましては、課題認識を持っております。民間事業者による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、令和4年度より開所費用等の補助制度を創設するとともに、令和6年度からは、補助限度額及び補助率を大幅に引き上げております。こうした補助制度や区のニーズについて民間事業者に周知を図ることで、障害児通所支援事業所の開設を促進してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
6 5	4-4 子どもの貧困対策	文京区で子育てし、上は中学生、下は小学生になりました。その間、保育料以上に負担を感じてきたものが住宅費です。ひとり親になり3人で住む家の家賃費用は文京区内ですと、どうしても10万以上はかかってしまいます。住みかえ支援は該当せず、都営住宅は基準に当てはまらず、また狭き門です。少しでも期間限定でも良いので検討いただけますと幸いです。就学支援や子ども宅食はありがたいも、精神的支えといった面が強いです。節約も限りがありますので、「住」の面、サービス拡充を是非お願いします。都で実施されるのか分かりませんが、文京区の環境で出来れば中学、高校までと思いますが、区外へ出ることも検討しています。友だちとはなれるのはさびしいと思うので、文京区に残りたいです。	現時点では、新たな家賃助成を実施する予定はありませんが、区では、区営住宅を設置・運営しているほか、ひとり親世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録していただき、ひとり親世帯等へご紹介するすまいる住宅登録事業やすみかえサポート事業等から成る「文京すまいるプロジェクト」を推進し、支援を行っております。 引き続き、本プロジェクトを推進することにより、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で安心して居住できるよう、要配慮者の居住の安定を図ってまいります。
6 6	4-5 全世帯に向けた経済的な負担の軽減	4. 全ての子育て家庭を支える体制の充実 昨今のインフレからくる値上げ、特に食料品の値上げを鑑みますと、児童手当が全然足りません。	子育て家庭においては、家計における食費や教育費等の支出の割合が特に大きいことや、児童手当法改正による特例給付の廃止の影響を考慮し、令和4年度に「子ども応援臨時支援金」として、所得によらず、全ての子育て世帯に対する区独自の給付を実施いたしました。 また、令和5年度から6年度までにおいては、高校生世代までの継続した支援が重要と捉え、0歳から18歳までの子どもがいる全ての家庭に対し、国・都・区による支援を行き渡らせることができるよう、国の児童手当の対象とならない世帯に対しては、区独自の給付金を給付を実施いたしました。 今後も、子育て家庭を取り巻く社会情勢を注視しながら、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。
6 7	5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	・子育て支援拠点 → マチプラをよく利用させていただいている 両親、夫の両親、親戚が近くにいない身にとって、0歳児から無料で遊ばせられる場は本当にありがたいです この場所が住んでいる湯島近く(本郷)にあり、助かっている 家では子どもと向き合う毎日だが、マチプラでほかのお母さんと交流したり、スタッフの子育て経験などアドバイスをもらえるのは非常にありがたいです こういう場を作ってください、感謝しかないです 地元の岡山で児童館しかなく、この0歳児(1か月～)を気兼ねなく連れていける場がほんとうに東京も地元の岡山もないため、貴重な施設だと思う	地域子育て支援拠点のこそだて応援まちぶらをご利用いただき誠にありがとうございます。いただいたご意見は運営事業者に共有いたします。
6 8	5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	帰宅途中にお子さんをお宅に届けるスタッフの方に連れられて帰る子供たちに遭遇することがあります。いいことだと思います。 ただ、人によっては、子供が他の通行人の迷惑になる行為をしても注意しない人もいて、少し気になります。 子供に接する、仮にボランティアであってもスタッフの方たちが、その年齢、その状況に応じて注意ができていると、子供たちのそれ以外の日々、あるいは成長してからに有益ではないかと思います。 取組はすばらしい、けどそこで止まっていいのか？という視点で子供たちの人生が少しでも良くなる計画にしていただけたらと希望・期待しています。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
6 9	5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	親の長時間勤務を見直してほしいです。	区では、誰もが働きやすい職場づくりへの支援として、東京労働局等の関係機関との共催により、区内事業者向けに働き方改革や労務管理をテーマとしたセミナーを実施しております。 引き続き、関係行政機関や商工会議所等と連携し、区内事業者における多様な働き方の実現に向けた意識啓発に努めてまいります。
7 0	5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	意見というより提案です。 環境政策課主体の親子観察会などはすでに実施していますが、温暖化対策・環境美化目線での親子(子どもだけ、大人のみを含め)体験プログラムを企画してほしい。 例→ゴミ拾い、植樹、植栽、公園整備、ゴミ処理場やリサイクル工場見学など	リサイクル清掃課では、毎年、小学4年生以上の方を対象にした「夏休みリサイクル見学会」を開催しており、清掃工場やリサイクル処理施設を見学する機会を提供しておりますので、ぜひご参加ください。
7 1	5-2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	発達障害のある子ども3人を育てています。子どもの人口が増えるのであれば、子どもの遊び場所を作ってください。野球やサッカーができる公園がありません。大人はお金が欲しくてマンションを建てます。でも、マンションの子どもたちは花火もできず、暑すぎてプールにも入れず、外で遊ぶと不審者がいて、安全に外遊びができません。ますます家でゲームするしかなくなってしまう。育成室はイモ洗い状態だし、校庭は改築中でなくなるし、わんぱくに走ったりアスレチックで遊んだり、広い野原で虫を追いかけたり、畑で食べ物を育てたりする体験が完全に失われています。子どもたちがかわいそうです。区が土地を買い上げてでも、子どもが思いっきり遊べる場所を作ってください。それができないなら、これ以上子どもの人口を増やす施策はやめてほしい。だって、文京区土地には限りがあるんですから。	年少人口の増加に伴い、子育て環境や教育環境の整備は区にとって重要な課題であると認識しております。特に、子どもの遊び場の確保については、限られた地域資源を最大限に活用する方法を検討し、他自治体の事例を参考にしながら対応してまいります。 現在、区立小学校の校庭は原則として土・日曜日に地域児童に遊び場として開放しております。また、児童館や育成室である子どもたちの居場所の充実についても、引き続き進めてまいります。 区立スポーツ施設では、未就学児とその保護者向けに、後楽公園少年野球場および六義公園運動場を定期的に開放する「あおぞらすくすく広場」を実施しております。さらに、六義公園運動場ではボール遊びを目的とした一般開放も行っており、小石川運動場内のスポーツひろばでは、3人制バスケットボールやミニサッカー、ボール遊びなどが楽しめます。利用方法については、区のホームページで詳細をお知らせしております。 公園については、さまざまな目的を持った多くの人々が利用するため、限られた面積の中で施設を工夫して配置しております。球技場や広場を備えた公園もごございますが、これらは広い面積を必要とするため、多くの公園に設けることは困難な状況です。今後、公園の再整備などを行う際には、地域の意見等を踏まえながら、公園施設の整備を検討してまいります。
7 2	5-2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	サッカー、野球などの球技を自由にできる広場を整備すべきだ。大谷選手がせっかくグローブを贈ってくれても、キャッチボールが許される校庭開放や公園はほとんどない。軽いキャッチボールやサッカーの鳥カゴのようなボールを使った軽い運動ができる場所を子供たちのために多く用意すべきである。 生きる力の源泉にもなる大事なことで、ひとつ項目を立てるぐらいに尊重すべきである。	公園は様々な目的を持った多数の人が利用するため、限られた面積の中で、工夫をしながら施設を配置しております。その中には、球技場や広場を設けた公園もごございますが、広い面積を必要とする施設のため、多くの公園に設けるのは困難な状況です。 今後、公園再整備等の際には、地域の意見等を聞きながら、公園施設の検討を行ってまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
7 3	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	竹早学園の近くに住んでいて、いつも思うのは、テニスコートは一部の人達だけにあの面積を維持しているなあということです。 マンションがふえて小さい子どもさん達を育てている家庭もたくさん見かけるにつけ、あのテニスコートに芝をうえ、はだしで走りまわれる広場にできれば良いのと思います。 教育の森は石で作られたところは危なそうで、グラウンドは野球やサッカーなど球技向きだし、バギーに乗ってくる小さい子や放課後の小学生が安心して遊べる場所なのかと思っています。	竹早公園・小石川図書館の一体的整備の中で、竹早テニスコートも含めた整備について検討を行っております。 今後、ワークショップ等で参加者のご意見を伺いながら、引き続き検討してまいります。
7 4	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	子どもが思いっきり走ったり、ボール投げ、大きな声を出せる場所がない。 一方で、学校は敷地をしめきっている。そして、長時間学童や保育園に子どもが集められ、のびのびと異年齢の集団遊びの機会もない。 ストレスのたまった子どもの声をよく耳にするので、とてもやりきれない気持ちです。子どもの健全な発育を考えてほしいです。	子どもがのびのびと自由に遊べる機会の確保は、区としても重要であると認識しており、遊び場等の確保について、限られた地域資源を最大限活用できるよう、他自治体の事例等を参考に検討してまいります。 現在、区立小学校の校庭は原則として土・日曜日に地域児童に遊び場として開放しております。また、児童館や育成室である子どもたちの居場所の充実についても、引き続き進めてまいります。 区立スポーツ施設では、未就学児とその保護者向けに、後楽公園少年野球場および六義公園運動場を定期的に開放する「あおぞらすすく広場」を実施しております。さらに、六義公園運動場ではボール遊びを目的とした一般開放も行っており、小石川運動場内のスポーツひろばでは、3人制バスケットボールやミニサッカー、ボール遊びなどが楽しめます。利用方法については、区のホームページで詳細をお知らせしております。 公園については、様々な目的を持った多くの人々が利用するため、限られた面積の中で施設を工夫して配置しております。球技場や広場を備えた公園もございいますが、これらは広い面積を必要とするため、多くの公園に設けることは困難な状況です。今後、公園の再整備などを行う際には、地域の意見等を踏まえながら、公園施設の整備を検討してまいります。
7 5	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	5. 子育てしやすいまちづくりの推進について ボール遊びのできる公園の整備をお願いします。	公園については、様々な目的を持った多くの人々が利用するため、限られた面積の中で施設を工夫して配置しております。球技場や広場を備えた公園もございいますが、これらは広い面積を必要とするため、多くの公園に設けることは困難な状況です。今後、公園の再整備などを行う際には、地域の意見等を踏まえながら、公園施設の整備を検討してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
76	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	まとめを拝見しました。 この中で、・現在の不安・悩みを尋ねたところ、小学生本人は「遊ぶ場所がすくない」が16.8%と最も多く、・小学生本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、「緑がたくさんある公園や広場」が46.4%と最も多く、次いで「いろいろなスポーツができる体育館や運動場」が45.6%となっています。 ・小学生の保護者では、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が43.8%と最も多く、といったデータが紹介されていて、公園整備や、多様なスポーツのできる場所へのニーズが高いことが窺えます。 当然検討されていると思いますが、こうしたニーズを、ぜひ区政全般に反映させていただければと思います。 たとえば、竹早公園・小石川図書館一体的整備が検討されていますが、ここでも、公園部分の拡充、またいろいろなスポーツ（特定競技ではなく）へのニーズに意を配ってください。	公園は様々な目的を持った多数の人が利用するため、限られた面積の中で、工夫をしながら施設を配置しております。その中には、球技場や広場を設けた公園もございますが、広い面積を必要とする施設のため、多くの公園に設けるのは困難な状況です。今後、公園再整備等の際には、地域の意見等を聞きながら、公園施設の検討を行ってまいります。 また、竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
77	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	①44頁の「子ども・子育て支援に関する実態調査」の「役立つ子育て支援の施設・サービス」に関する質問で、「小学生の保護者では、『子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備』が43.8%と最も多く」となっており、そうであるなら「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」ではテニスコート5面は全廃して「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園」にすべきで、区はワークショップ等でその点を区民に訴え、小学生の保護者の要望を適えるべく全力を尽くしてもらいたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
78	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	②51頁の「子ども・子育て支援に関する実態調査」の「現在の不安・悩み」で、「小学生本人は『遊ぶ場所がすくない』が16.8%と最も多く」なりましたが、そうであるなら「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」においてテニスコート5面維持など論外であり、全廃して小学生の「遊ぶ場所」にすべきで、区はワークショップ等でその点を区民に訴え、小学生の悩み解消に全力を尽くしてもらいたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
79	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	③53頁の「子ども・子育て支援に関する実態調査」の「小学生と中学生、高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの」で「小学生本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、『緑がたくさんある公園や広場』が46.4%と最も多く、次いで『いろいろなスポーツができる体育館や運動場』が45.6%」となっており、そうであるなら「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」ではテニスコート5面は全廃し、「緑がたくさんある公園や広場」や「いろいろなスポーツができる運動場」にすべきで、区はワークショップ等でその点を区民に訴え、小学生の希望に沿うよう全力を尽くしてもらいたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
80	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備 ・ その他 (子どもの意見表明)	④59頁の「1 子どもの権利の保障と意見表明会の確保」で「子どもが自由に自分の意見を表明するとともに、社会的活動に参加する会の確保を図ります」となっていますが、区が本当にそのつもりで本気で取り組むのであれば、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」で杜撰でいい加減な「こどもアンケート」なるものを行なって区民を欺くのではなく、中立で公平で十分な情報提供に基づき「子どもが自由に自分の意見を表明」できるようにしてもらいたい。今の区の実取り組み方は「子どもが自由に自分の意見を表明する」機会を作る努力があまりに足りず、たとえ機会を作ったとしても子どもへの情報提供が不十分であったり偏っていたりして、真の意味で「子どもが自由に自分の意見を表明する」ことができていません。	竹早公園・小石川図書館一体的整備では、検討過程において、新しい公園や図書館の使い方等についてのアンケートを、近隣小中学校の子どもたちを対象に実施しました。 今後の整備基本計画の策定においても、子どもたちの意見の適切な聴取方法等について、検討してまいります。
81	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	⑤59頁の「3 持続可能で豊かな地域社会の構築」で「子どもが、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができ、また、子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指します」となっていますが、区が本当にそのつもりで本気で取り組むのであれば、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」においてテニスコート5面を維持するような正論を踏み外した案を打ち出すのではなく、図書館での読書を妨げ、隣接住民に騒音（打球音）を撒き散らすテニスコートは全廃し、子どもが自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができる遊び場としての公園・広場を最優先すべきであり、また子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指す延長線上として子どもたちのための公園・広場を最優先で最大限拡充してもらいたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
82	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	⑥62頁の「3 子どもの生きる力・豊かな心の育成」で、「子どもの学び・経験の機会充実」として「幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にする心などの豊かな人間性を育みます」となっていますが、区が本当にそのつもりで本気で取り組むのであれば、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」でもテニスコート5面を維持するような正論を踏み外した案を打ち出すのではなく、図書館での読書を妨げ、隣接住民に騒音（打球音）を撒き散らすテニスコートは全廃し、幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の機会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にする心などの豊かな人間性を育めるようにするため、そして子どもの学び・経験の機会充実につなげるために、広場や遊び場を最優先で整備してもらいたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
83	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	⑧146頁の「5-2-6 安全・安心で快適な公園等の整備」で「安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた公園等の再整備や、公園に隣接する公共施設を活した、公園と一体となった魅力的な空間づくりなど、だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備を行います」（みどり公園課）となっていますが、区が本当にそのつもりで本気で取り組むのであれば、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」でもテニスコート5面を維持するような正論を踏み外した案を打ち出すのではなく、図書館での読書を妨げ、隣接住民に騒音（打球音）を撒き散らすテニスコートは全廃し、「だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備」を最優先で行ってほしい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
84	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	1. この「子育て支援計画」（中間のまとめ）は、机上の空論の綺麗事だけを並べた「砂状の楼阁」的計画であり、表面だけを取り繕った「枯木も山の賑わい」そのものと言え、「地に足をつけた施策」とは程遠いものと言わざるを得ません。 例えば「子ども・子育て支援に関する実態調査」によると、「役立つ子育て支援の施設・サービス」に関する質問では「小学生の保護者では、『子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備』が43.8%と最も多く」、「小学生と中学生、高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの」に関する質問では「小学生本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、『緑がたくさんある公園や広場』が46.4%と最も多く、次いで『いろいろなスポーツができる体育館や運動場』が45.6%となっています」となっているにも拘らず、足元の個別の事業に目を向けると、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画（中間のまとめ）」はテニス専用コート5面の維持が（一案としてではあるものの）打ち出され、公園・広場の拡充は後回しになっているわけではあります。 また、「現在の不安・悩みを尋ねたところ、小学生本人は『遊ぶ場所がすくない』が16.8%と最も多く」なっていることに鑑みれば、やはり足元の個別の事業である「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画（中間のまとめ）」においては、テニス専用コートは全廃し、「遊ぶ場所」として公園・広場の拡充が最優先されるべきということになります。 区は「区民の意見を伺いながら…」などとお茶を濁して曖昧な態度を示していますが、「子育て支援計画」（中間のまとめ）との整合性を取り、施策の一貫性を維持するのであれば、「小学生の保護者」の希望に沿い、「小学生本人」の希望に沿って「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」を優先し、「緑がたくさんある公園や広場」として再整備し、竹早公園のテニス専用コートは全廃すべきです。 区の政策課題として、「子育て支援計画」と中高齢年齢層の「ぜいたくスポーツ」とも言えるテニス振興策の優先順位は明らかなのに、「竹早公園・小石川図書館一体整備」ではテニス愛好家優遇とも取れるような動きを区は見せており、「子育て支援計画」で言っていることと、実際にやっていることが全く違って、行政不信を増幅させるだけと言わざるを得ません。 「子育て支援計画」を実効性あるものとして区民の信頼を勝ち得て、納得いくものにするためには、区民の目の前で動いている様々なプロジェクトにも言及し、「子育て支援計画」に沿ったものであること、裏付けられたものであることをしっかり打ち出し盛り込み、「子育て支援計画」の中で説明していただきたい。	子育て支援計画は、本区の保健福祉を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つとして位置付け、子ども・子育て支援施策に係る主要項目や関連する事業の概要を掲載しております。 竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
85	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	中間のまとめには、「遊ぶ場所が少ない」、「緑がたくさんある公園や広場が欲しい」という子どもたちの声が明確に現れています。子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる保護者が増えるなか、お金をかけずに子どもたちと遊べる公園は非常に貴重です。他区では、芝生のある公園に親子で出かけ、一日をのんびり過ごす家族の姿がよく見られますが、文京区にはそのような場所はありません。 保育所等在籍児童が増えるなか、広い園庭を持つ保育園が文京区内に一体いくつあるでしょう？P61では「幼児期における教育・保育の充実」をうたっていますが、であるならば、保育園スタッフが子どもたちを連れて遊びに行ける公園を重視し、少しでも増やしたり、充実させたりする努力が必要ではないでしょうか？現状では、子どもたちは多くの時間を屋内で過ごさざるを得ません。これでは、子どもたちの健全な発育は望めまないでしょう。 竹早公園の再整備が話題になっていると聞きます。大人しか使えないテニスコートではなく、子どもたちがいつでも自由に使える公園にしてください。限られた人しか利用できないテニスコートではなく、誰でも自由に楽しむことのできる広場にしてください。一部のテニス愛好家の声に傾けるのではなく、大多数の区民や子どもたちの声をしっかり受け止めてください。一区民からの切なるお願いです。	公園は様々な目的を持った多数の人が利用するため、限られた面積の中で、工夫をしながら施設を配置しております。 ご指摘の芝生広場を整備している公園もございますが、公園の面積が小さく、広場空間の確保が困難な公園が大部分となっております。今後の公園整備の際に地域の意見を聞きながら、芝生広場の設置や遊び場の充実等についても検討を行ってまいります。 竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
86	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	1. 悪天候や暑くても遊べる公園の整備 昨今の気温の上昇により従来の公園や校庭開放では夏休みなど暑すぎるときに子どもたちが遊べる場所がなくなっています。暑い日やできれば雨でも外遊びができるような公園が今後必要になってくると思われます。ちょうど竹早公園の計画もありますのでこのような公園も検討してください。	公園の暑さ対策については、これまでも夏季のよしず設置や木陰を増やす樹木管理などで対応してきたところです。今後、公園再整備等をする際には、地域の意見を聞きながら、パーゴラやミスト発生器等の暑さ対策施設や樹木の配置等についても検討を行ってまいります。 また、竹早公園については、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
87	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	3. 校庭開放を利用した自転車練習場 区内には自転車の練習ができる場所が教育の森くらいしかなく、交通公園もありません。子どもの自転車の練習は道路でやることが多いのが現状です。そこで、いくつかの学校の土日校庭開放を利用して自転車の練習場所として開放してはどうでしょうか。これは中央区で実施されています。	土日の校庭開放は、地域児童の遊び場として実施しております。利用年齢も遊びも様々であり、安全を考慮し、自転車の練習場所としての開放は考えておりませんが、いただいた意見は今後の運営の参考とさせていただきます。
88	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	また、改装された久堅の公園には、滑り台に階段がなく体力の少ない子どもには遊び辛く、インクルーシブな公園作りを検討して欲しいです。宜しく願い致します。	久堅公園の遊具については、公園利用者や地域の方へのアンケート調査や、意見交換会のご意見を踏まえ、年齢層に合わせた遊具を設置いたしました。 今後、区内公園の公園再整備等の際には、地域の意見を聞きながら、誰もが使いやすい公園施設の設置についても検討を行ってまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
89	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	文京区内の公園が文京区の方針もあり、整備されており、防災の面子供達の遊びの面と良い環境をいただきありがとうございます。 子育ての面からもう一歩進んで、大きな公園が天然芝とはいかないかもしれませんが、人工芝でも良いので、大きな拠点で”芝”を実現していただけると東京の中心で子供が体を十分に動かせ、転んでも安全な広場が実現できればと思います。	公園は様々な目的を持った多数の人が利用するため、限られた面積の中で、工夫をしながら施設を配置しております。 芝生広場を整備している公園もございますが、公園の面積が小さく、広場空間の確保が難しい公園が大部分となっております。 今後の公園整備の際に地域の意見を聞きながら、芝生広場の設置や遊び場の充実等についても検討を行ってまいります。
90	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	・こどもの交通安全について 道幅が狭く交通量が多い中、自転車や電動スクーターも多く走っており、こどもの交通安全を保つことが難しいです。 例えば、不忍通りの千石駅から千川通りにかけては、特に千川通りに降りる坂道及び千川通りの交差点の付近が、道幅が狭く、坂道でスピードを出している車や自転車、電動スクーターと接触しそうになって危ない思いをすることがあるので、すみやかに改善してほしいです。	不忍通りの千石駅から千川通りにかけて、特に千川通りに降りる坂道及び千川通りの交差点付近における車及び自転車、電動スクーターの危険走行につきましては、交通管理者である富坂警察及び大塚警察に情報提供し、取締りの強化を依頼しました。また、ご指摘の道路は都道であるため、道路管理者である東京都に情報提供いたしました。 区としましても、交通ルールの遵守やマナー向上に向け、区報等による周知とともに、春と秋の交通安全運動等を捉え、警察等関係機関と協力して取組を進めてまいります。
91	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	・こどもを性被害から守る対応について 昨今、こどもを狙う性犯罪が多発しており、保育園や学校の先生が加害者になることも少なくない。犯罪歴がある者を教育に関わらせないことは最低限に実施した上で、地域の犯罪抑止のための取組みを最大限検討・実施いただきたいです。	現在、保育士を採用する場合に、児童生徒への性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者のデータベースを活用しております。また、2026年からは、性犯罪歴の確認を義務づける日本版DBSが実施される予定です。区としては、上記制度の適正な活用を図るとともに、引き続き園での性暴力防止に取り組んでまいります。 学校では、性被害・性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないために、発達段階に応じて、「生命（いのち）の安全教育」として、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を各学校園の教育計画に位置付け、取り組んでおります。また、関係機関とも連携を図り、生活指導主任を対象にした研修においても、性被害等について、実践的な理解を深めるなど、教員が専門的な知識・技能を身に付けられる研修の充実に努めてまいります。 区内4警察署と連携・協力の上、青色防犯パトロールカーによる登下校時間帯の見守り活動、子どもが犯罪に遭わないための防犯知識等を学ぶ地域安全教室の開催、「文の京」安心・防災メールによる不審者情報の配信など、地域における犯罪を未然に防止するための取組を実施しております。そのほか、地域活動団体に対して、防犯カメラの整備やパトロール用装備品の購入等に関する補助を行うことにより、地域における自主的な防犯活動を促進してまいります。 引き続き、これらの取組を実施することにより、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
9 2	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	私は茗荷谷周辺に住んでいます。この10年で区の推進政策が適ってか、小規模のマンション乱立、関連して若い世代の夫婦が多く住むようになりました。この動きには賛成です。 が、問題に感じているのは、交通安全規制？ルールの無政策です。この辺は大きなマーケットは少ないです。若い方々は皆自転車利用です。マーケットに付随して、自転車駐輪場が作られておらず、狭い通りに無断駐車している人がほとんど。ないからこの通りになります。	現在、茗荷谷駅周辺には、3か所の一時利用制自転車駐車場及び4か所の定期利用制自転車駐車場を設置しております。 ・茗荷谷中央第一自転車駐車場（一時利用制）46台 ・茗荷谷中央第二自転車駐車場（一時利用制）144台 ・中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場（一時利用制）110台 ・茗荷谷A自転車駐車場（定期利用制）80台 ・茗荷谷B自転車駐車場（定期利用制）90台 ・茗荷谷駅自転車駐車場（定期利用制）150台 ・中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場（定期利用制）48台 また、自転車の駐車需要が発生するマンションや商業施設等において、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例及び施行規則や、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱に基づき、駐輪場の設置を促進してまいります（附置に関する指導等）。 今後も、自転車駐車場の適地確保と整備の取組を進めるとともに努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。
9 3	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	また、高齢者施設と未就学児施設の連携なども進めていただければと思います。	豊かな地域社会の構築には、多世代交流は大切な視点であると考えております。各施設の運営主体や条件の違いもあり、連携については各施設の判断によるところもありますが、現在の取組として、区内すべての特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターに「子ども110番」ステッカー等の掲示をするなど、子どもの見守りへの協力等を行っていただいている例がございます。 また、区内には、地域住民自らが交流の場を展開していることも認識しております。いただいたご意見は今後の区政運営の参考にさせていただきます。
9 4	子どもの現状	2. 27ページの（3）18歳未満の児童人口の推移の後に「着実な増加」と白抜き文字で書いてありますが、これは「増加続くも伸び鈍化」が的確であるにもかかわらず、なぜ「着実な増加」と書いたのか理解できません。区民を誤導する印象操作まがいの記載であり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	児童人口は一貫して増加していることから、引き続き動向を注視し、今後の計画及び施策に反映できるよう努めてまいります。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
9 5	子どもの現状	3. 28ページの（4）合計特殊出生率及び出生数の推移の後に「新型コロナの影響を受け減少」と白抜き文字で書いてありますが、本文にそのような記載はなく、このような見出しを取る根拠に欠け、区民を誤導する印象操作まがいの記載であり、見出しが本文のどちらかを見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	合計特殊出生率及び出生数の推移が新型コロナウイルスの影響を受け減少している旨、本文に記載いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
96	子どもの現状	4. 29ページの(5)有配偶出生率の推移の後に「出生数と同様に減少」と白抜き文字で書いてありますが、このグラフからの的確に読み取るべきは本文に記載のある「令和2年に大きく減少」であり、「出生数と同様に減少」では曖昧模糊として本質を見誤せる記載であり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	よりの確に伝わる表現に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。 なお、データの収集を進めていく中で、本区の数値を収集し算出できたことから、グラフに追加いたします。
97	子どもの現状	5. 31ページの(1)子どものいる女性の就業率の後に「右肩上がりの就業率」と白抜き文字で書いてありますが、「就業率」の3文字がだぶる上、特徴を的確に読み取っているとは言えず、本文にある「令和2年は東京都を上回る51.0%」を記載すべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	よりの確に伝わる表現に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
98	子どもの現状	6. 32ページの(2)子どものいる女性の就業状況の後に「フルタイム就労の増加」と白抜き文字で書いてありますが、本文でも言及しているように、この後さらに「令和5年に50%前後占める」を加えていただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にらただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	フルタイム就労の具体的な割合の推移については、引き続き動向を注視し、今後の計画及び施策に反映できるよう努めてまいります。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
99	子どもの現状	7. 33ページの(3)育児休業取得率の推移の後に「男性取得率の増加」と白抜き文字で書いてありますが、女性取得率は低下し、平成25年度以後で最低となっていることから、これを無視するのは恣意的過ぎ、「男性取得率は右肩上がり、女性取得率は低下」とでもすべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	女性の育児休業取得率の推移については、引き続き動向を注視し、今後の計画及び施策に反映できるよう努めてまいります。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
100	子どもの現状	8. 34ページの【図表】3-15 子どもの貧困率の推移（全国）で、平成30年の「旧基準」と「新基準」のグラフがつながっていますが、基準が異なり連続性がないわけですから、この間の線は削除すべきです。また、平成30年の「旧基準」と「新基準」を比べると「新基準」のほうが高くなっており、そうなると令和3年の11.5%は「旧基準」と照らしても最低であると考えられることから、白抜き文字の「貧困率の減少」は「貧困率、平成6年以降で最低水準」とするのが的確であり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	グラフ上で旧基準と新基準の区別がわかるよう修正いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
101	子どもの現状	9. 35ページの(1)未就学児の保育の状況の後に「0歳児は家庭が多い」と白抜き文字で書いてありますが、文字数に余裕もあり、本文にあるように「0歳児は家庭が約7割で最も多い」と具体的に書くべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	よりの確に伝わる表現に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
102	子どもの現状	10. 36ページの(2) 保育所等在籍児童数と待児童数の推移の後に白抜き文字で「保育所在籍児童の増加と待児童の減少」と書いてありますが、グラフが示しているとおり、「保育所在籍児童は高止まり、待児童は大幅減少」と的確に書くべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	よりの確に伝わる表現に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
103	子どもの現状	11. 38ページの(3) 育成室在籍児童数の推移の後に白抜き文字で「在籍児童数及び待児童数の増加」と書いてありますが、「待児童数は2年連続で90人超」と具体的に書くべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	待機児童数の推移については、引き続き動向を注視し、今後の計画及び施策に反映できるよう努めてまいります。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
104	子どもの現状	12. 40ページの(5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移の後に白抜き文字で「年間4万件前後」と書いてありますが、あまりに大雑把過ぎ、「児童虐待相談は減少傾向」とすべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	子ども家庭支援センター相談件数の推移については、引き続き動向を注視し、今後の計画及び施策に反映できるよう努めてまいります。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
105	子どもの現状	13. 41ページの(6) 児童扶養手当受給者数の推移の後に白抜き文字で「減少傾向」と書いてありますが、あまりに杜撰で大雑把であり「減少傾向も下げ止まり感」とすべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	児童扶養手当受給者数の推移については、引き続き動向を注視し、今後の計画及び施策に反映できるよう努めてまいります。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
106	子どもの現状	14. 41ページの(7) 子ども宅食プロジェクト登録世帯数等の推移の後に白抜き文字で「増加傾向」とだけ書いてありますが、あまりに大雑把過ぎで、「配達世帯は5000件超」と具体的に書くべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	よりの確に伝わる表現に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
107	子どもの現状	15. 43ページの(2) 子育ての楽しさの後に白抜き文字で「楽しいと感じる人が多い」と書いてあり、あまりに当たり前過ぎ、「子育て通じ自分も成長が約半数」と特徴を捉えて書くべきで、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	区では、子育てに対し楽しいと感じる人の割合の把握は大切であると考えており、各項目に記載されている本文及び「白抜き文字」に、標記のとおり掲載しております。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
108	子どもの現状	16. 44ページの(3) 役立つ子育て支援の施設・サービスの後に白抜き文字で「子どもの成長に合わせた変化」と書いてありますが、あまりに当たり前のことであり、「経済的援助が3割超える」とか「公園・児童遊園4割以上」とか、特徴を捉えて書くべきで、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	区では、ライフステージを通じた子育て支援施策の推進が大切であると考えており、各項目に記載されている本文及び「白抜き文字」に、標記のとおり掲載しております。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
109	子どもの現状	17. 45ページの(4)子育てをする上での不安や悩みの後に白抜き文字で「不安や悩みを抱えている中学生保護者の増加」と書いてありますが、これも漠然とし過ぎており、「中学生保護者、全項目で不安や悩み増す」と特徴を捉えて書くべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	区では、不安や悩みを抱える保護者数の推移の把握が大切であると考えており、各項目に記載されている本文及び「白抜き文字」に、標記のとおり掲載しております。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
110	子どもの現状	18. 46ページの(5)子育て(教育を含む。)に関する相談先の後に白抜き文字で「配偶者・パートナーに相談が多い」と書いてありますが、それよりも注目しなければならないのは「小中学生保護者でなお3割前後、相談相手いない／ない」であり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、相談先がない人に着目した旨に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
111	子どもの現状	19. 48ページの(6)定期的な教育・保育事業の利用状況の後に白抜き文字で「保育園等が大幅増」と書いてありますが、そうであるなら具体性を持たせるべきで「保育園等が大幅増、7割超える」とするなど見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	他の項目の「白抜き文字」と表現を合わせるため、標記のとおり掲載しております。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
112	子どもの現状	20. 51ページの(7)現在の不安・悩みの後に白抜き文字で「年齢とともに変化」と書いてありますが、当たり前過ぎて何も言っていないに等しく、「小学生は『遊ぶ場所がすくない』最多」あるいは「小学生第1位『遊ぶ場所がすくない』」などとするなど見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	区では、ライフステージを通じた子育て支援施策の推進が大切であると考えており、各項目に記載されている本文及び「白抜き文字」に、標記のとおり掲載しております。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
113	子どもの現状	21. 52ページの(8)小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所のあとに白抜き文字で「自宅と習い事が多い」と書いてありますが、「未就学児と小学校低学年は自宅より習い事多く」とでもすべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	区では、様々な場所における全世代の特徴を把握することが大切だと考えており、各項目に記載されている本文及び「白抜き文字」に、標記のとおり掲載しております。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
114	子どもの現状	22. 53ページの小学生と中学生、高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるものの後に白抜き文字で「年齢とともに変化」と書いてありますが、当たり前で何も言っていないに等しく、「小学生で公園・広場と体育館・運動場ともに4割」と特徴を具体的に記載すべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	区では、ライフステージを通じた子育て支援施策の推進が大切であると考えており、各項目に記載されている本文及び「白抜き文字」に、標記のとおり掲載しております。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1 1 5	子どもの現状	2 3. 5 4 ページの(10) 高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)として望んでいるものの後に白抜き文字で「望む支援は様々」と書いてありますが、これも当たり前で何も言っていないに等しく、「居場所の提供が最も多く3割超える」と特徴を捉えて書くべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	居場所の提供を望む声が多い旨に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
1 1 6	子どもの現状	2 4. 5 5 ページの(11) 家庭の家計状況の後に白抜き文字で「支援を望む人たちの存在」と書いてありますが、何を言っているか意味不明であり、「中学・高校世代で赤字かギリギリが4割弱」と書くべきであり、見直していただきたい。また、グラフを見て分かることを文字にただけでは意味がなく、グラフから何が読み取れるのか、区民は何に注目・着目すべきか解説や分析を入れていただきたい。	よりの確に伝わる表現に変更いたします。 また、計画上の「白抜き文字」は、各項目のグラフの主な特徴を示す「1フレーズ」と位置付け、記載しております。
1 1 7	子どもの現状	2 5. 5 9 ページの「1 子どもの権利の保障と意見表明会の確保」のところで、「子どもをひとりの人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守ります。また、子どもが自由に自分の意見を表明するとともに、社会的活動に参加する会の確保を図ります」と書いてありますが、これが嘘偽りでないなら、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」づくりにおいても、アリバイ作りの恣意的な設問で「こどもアンケート」を実施するのではなく、中立・公平・公正・平等な立場で、恣意的に誘導することなく、「子どもが自由に自分の意見を表明」できるようにしていただきたい。現状の区のやり方は「子どもが自由に自分の意見を表明する」機会を十分に作ろうとせず、たとえ機会を作ったとしても子どもへの情報提供が不十分であり、結果として恣意的に誘導するものとなっています。	竹早公園・小石川図書館一体的整備では、検討過程において、新しい公園や図書館の使い方等についてのアンケートを、近隣小中学校の子どもたちを対象に実施いたしました。 今後の整備基本計画の策定においても、子どもたちの意見の適切な聴取方法等について、検討してまいります。
1 1 8	子どもの現状	2 6. 1 4 6 ページに「5-2-6 安全・安心で快適な公園等の整備」とあり、安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた公園等の再整備や、公園に隣接する公共施設を活した、公園と一体となった魅力的な空間づくりなど、だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備を行います」(みどり公園課)と書いていますが、これが嘘偽りでないなら、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」づくりでテニス専用コート5面を維持するような愚策を講じるのではなく、図書館や近隣住環境を壊すテニス専用コートは全廃し、「だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備を行っていただきたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
119	子どもの現状	27. 62ページに「3 子どもの生きる力・豊かな心の育成」とあり、「子どもの学び・経験の機会充実」で「幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にすることなどの豊かな人間性を育みます」と書いていますが、これが嘘偽りでないなら、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」づくりでテニス専用コート5面を維持するような愚策を講じるのではなく、図書館や近隣住環境を壊すテニス専用コートは全廃し、「幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にすることなどの豊かな人間性を育む」む為にも「子どもの学び・経験の機会充実」につながる広場や遊び場を優先的に再整備していただきたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
120	子どもの現状	28. 59ページに「3 持続可能で豊かな地域社会の構築」とあり、「子どもが、将来にわたり、身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現は、未来を担う人材を社会全体で育み、地域社会の持続可能性を高めることにつながります。子どもが、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができ、また、子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指します」と書いていますが、これが嘘偽りでないなら、「竹早公園・小石川図書館一体整備基本計画」づくりでテニス専用コート5面を維持するような愚策を講じるのではなく、図書館や近隣住環境を壊すテニス専用コートは全廃し、「子どもが、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができる遊び場・居場所としての公園・広場を優先して再整備し、また「子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指」す一環として子どもたちのための公園・広場を優先的に拡充していただきたい。	竹早公園・竹早テニスコートについては、「竹早公園・小石川図書館一体的整備」の基本計画策定の中で、検討してまいります。
121	子どもの現状	中間のまとめP29の「有配偶出生率の推移」のデータがありますが、これを掲載した意図は何でしょう？シングルマザーが増えているということを主張したいのでしょうか？仮にそうだとしたら、それを主張することの目的は何ですか？日本では、婚外子に対する根強い差別があります。このようなデータを軽々しく扱うべきではなく、掲載するにあたっての明確な理由を添え、説明すべきだと感じました。	当該部分に関する記載内容をより丁寧に記載し、修正します。 なお、記載した意図としては、人口の減少や出生率の低下が社会的な課題である今日、令和5年の東京都の合計特殊出生率が全国最下位で、唯一1を下回ったことが報道されました。しかしながら、合計特殊出生率は、分母に当たる女性には既婚者だけでなく未婚者も含まれるため、未婚女性が進学や就職等で流出する地方部では分母である女性の数が減り出生率が高くなる一方、未婚女性が流入する都市部では低く算出される指標です。 子ども・子育て支援施策を効果的に展開していくためには、「合計特殊出生率が低い＝子どもの数が少ない」と一面的に捉えるのではなく、関連する指標があればそれを把握し多面的に社会の実態を捉えることが大切であると考え、合計特殊出生率だけでなく当該数値を掲載しております。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1 2 2	子どもの現状	P32の「子どものいる女性の就業状況」から、子どもが未就学の就業率が7割であるのに対し、子どもが小学生になると5割に減少します。ここから、「小一の壁」の存在がうかがえます。区としてこれを認識していますか？また、どのような対策を行なっているのでしょうか？	小学校入学時に生じる「小1の壁」として、仕事と子育ての両立が難しくなることが言われており、その解消は、重要な課題と認識しております。 そのため、これまで、放課後の居場所対策として、児童館や育成室、放課後全児童向け事業のほか、都型学童クラブへの運営補助など、様々なニーズに対応した事業を展開してまいりました。とりわけ、育成室の待機児童解消は喫緊の課題であるため、「育成室待機児童解消加速化プラン」のもと、必要性の高い地域への育成室整備や育成室を待機児童しているご家庭のサポートなどを実施することで、「小1の壁」の解消に引き続き取り組んでまいります。
1 2 3	子どもの現状	P34の「子どもの貧困率の推移」に関して、子どもの「貧困の状況を個別に把握している」とありますが、これはどういう意味でしょうか？把握しているならば、なぜデータとして公表しないのですか？国がデータを公表しているのに、区が公表しない（できない）理由がわかりません。恣意的なものを感じます。	「子どもの貧困率の推移」は、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の結果であり、全国の傾向としてお示ししています。一方、本区は相対的に所得が高く、また、子どものいる生活保護率、児童扶養手当や就学援助の受給者が他の自治体より少ないことから、貧困率では本区の実態を推し量れないと考えております。そのため、区では、子どもの貧困対策計画の策定に伴い令和3年度に実施した「子どもの生活状況調査」や、5年度に実施した「子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果から、家庭の生活状況やニーズを把握し公表しており、その結果の一部（家庭の家計状況）を、「中間のまとめ」にも掲載しております。また、各種事業の利用状況等からも、家庭の生活状況やニーズを把握しております。
1 2 4	その他 (区政全般)	それから、文京区は物価も高くて野菜が買えません。以前、●●区に住んでいた時と比べて、ガクッと野菜の量が減りました。駅前のマンションに住んでいる富裕層の皆さんには平気なのかもしれませんが、もともと地元に住んでいる人間には高くて手が出ません。牛乳も2倍の金額で、偏食の多いうちの子たちのためには買い物は遠方まで行かないと生活が成り立ちません。この狭い文京区に、23万人なんてやめたほうがいいんじゃないでしょうか？みんな余裕がなくなるし、心も貧しくなりそう。人口が減っていて困っている地方町村と合併したらいいかがですか？子どもにとっては自然たっぷりの中で時間を過ごすほうが、幸せじゃないでしょうか？こんなコンクリートジャングルの中では息が詰まります。マンションが乱立してビル風が危ない場所よりも、土があって、生き物がいて、植物がある場所で子どもを育てたいです。	本区では、年少人口の増加や物価高騰の影響など、区の現状を踏まえ、限られた財源の中で優先順位をつけながら、様々な子育て支援事業を展開しており、子育て世帯においては家計における食費や教育費等の支出の割合が特に大きいことや、児童手当法改正による特例給付の廃止の影響を考慮し、全ての子育て世帯に対する区独自の給付などを実施してまいりました。 また、子どもの外遊びの機会の確保は、区としても重要であると認識しており、遊び場等の確保についても、限られた地域資源を最大限活用できるよう、他自治体の事例等を参考に、検討してまいります。
1 2 5	その他 (税金使途)	子育て支援ばかりに税金を使わないでほしい。何でもかんでも無料にしないでほしい。だから、家庭ではロクにしつけないで何でもかんでも国や行政、学校に丸なげする人が増えるのだと思う。 正直、区民税とか減税してほしい。中間層の税負担が多いです。	本区では、区の現状を踏まえ、限られた財源の中で優先順位をつけながら、様々な事業を実施しております。 今後とも、社会状況等の変化を的確に捉えた取組を行ってまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
126	その他 (区報特集号)	アンケートはよいですが、こんなにより紙を使う必要があるのか疑問に思います。	今回発行の区報特集号は、「中間のまとめ」の内容をご覧いただき、区民の皆様から広くご意見をいただくため、はがきを付属しており、通常の区報の紙厚と比べ厚くなっております。はがきとして送ることができる重さは、日本郵便株式会社の内国郵便約款において、「重量は、通常葉書にあっては2グラム以上6グラム以下」と定められているため、今回、当該規定を満たす紙厚にて発行いたしました。 意見聴取に当たっては、様々な方法を用意し、広くご意見をいただくことが大切であると考えております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。
127	その他 (周知方法)	説明会に出席しましたが、その回は私を含め2組の参加しかありませんでした。後日開催の2回目の説明会にも2組の参加しか無かったと聞いています。 ネットでの意見募集もするため、説明会の必要性が薄れているとの意見もあるかもしれませんが、説明会の周知が十分でないことは明らかなです。 学校、園、育成室等での案内資料配布や各PTAや父母会またはそれらの連絡会への通達、参加依頼など、できることはまだまだあるのではないのでしょうか？ また、意見募集のページをウェブ上で探した時もなかなか見つかりませんでした。 文京区内の検索でもうまく見つけられないのは問題であり、改善の必要があると思います。	説明会にご出席いただきありがとうございます。説明会の周知については、パブリックコメントの周知と合わせ、区報特集号を関係機関・施設に配布し、また、区ホームページやSNSなど複数の媒体を活用してお知らせしてまいりました。行政の取組を効果的に伝える方法に加え、説明会の実施手法も検討課題と捉えております。多くの方々が関心を持ち、意見を聴取できる方法について研究し、より良い計画作りや施策の展開につながるよう努めてまいります。
128	その他 (子育て支援施策全般)	又夜遅くまで暗いののに外遊びをさせている親が多いです。教育の街文京のまちと唱えたいならば、建物ではなく、人々の暮らし方、生き方に現れる施策を設立するべきと考える。	区では、これまでも、子どもの最善の利益が守れるよう、子どもを第一に考えた子育て支援が大切であるという考えのもと、様々な施策に取り組んでまいりました。いただいたご意見を参考にさせていただき、今後も子どもの視点を忘れずに、子どもや子育て支援に係る施策を進めてまいります。
129	その他 (子育て支援施策全般)	「子育てをして親になりたい・親として学習したい」という視点でみると、東京都と文京区が子育て支援を重要施策としていることはありがたいです。 しかしながら少しずつ似て非なる、“かゆい所に手が届くと見せかけてそうではない”酷似した取り組みがなされている印象をもち、疑問に思うことも多いです。 「少子化対策」「親の学習権」に寄り添っていただいているようで、ただ、“取り組んでいる”とアリバイを並べられている気分になるからです。 試行錯誤の段階ゆえかもしれませんが、限られた予算で施策効果を高めるための工夫が、今後の計画にあらわれることを望みます。	区では、これまでも、子どもの最善の利益が守れるよう、子どもを第一に考えた子育て支援が大切であるという考えのもと、本区の特性を反映した様々な施策に取り組んでまいりました。また、本計画の策定に当たっては、子ども本人や家庭の生活実態、子育ての状況を把握するために実態調査を実施し、その調査で得られた結果を踏まえるとともに、子どもを含む多くの方々からご意見をいただきながら計画の策定を進めております。さらに、策定後も事業単位での進行管理等を通じ、実効性の高い施策の推進に努めております。今後も、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
130	その他 (組織体制)	4) 子育て支援関連部門について 子育て支援計画の説明会に伺った際、区の関連部門の課長陣がすべて男性だったことに衝撃を受けました。子育てに多く関わるのは母親であり、女性です。少なくとも半分は女性の管理職を置いていただきたいと思います。またアドバイザーについても大学の先生方だけではなく、障がい者施設団体やSTEAM教育を積極的に行っている学校施設の方々にも参加いただき、支援計画を揉んでいただきたいと思います。	特定事業主行動計画において、係長級以上の女性の行政系職員の割合を令和7年度までに40%とする目標を掲げております。5年度の実績は32.1%ですが、割合は上昇傾向にあります。今後も、所属長とのヒアリングや育児・介護等の休暇制度の充実により、職員の生活環境が変化しても安心して昇任できるよう取り組んでまいります。 また、本計画の検討に当たっては、庁内会議のほか、地域福祉推進協議会とその部会等の会議体での議論を経て進めております。これらの会議体では、学識経験者や公募区民の委員に加え、地域福祉に携わる様々な団体の代表者にもご出席いただき、ご意見を集約しながら進めております。今後も、様々な機会を確保し、多くの方から意見を伺いながら、計画の策定や進行管理等に努めてまいります。
131	その他 (組織体制)	また、子育てはどちらかといえば女性が主体的に関わるケースが多いと思われるにも関わらず、説明会の説明者は全て男性で、女性の担当が増えると良いと思います。	特定事業主行動計画において、係長級以上の女性の行政系職員の割合を令和7年度までに40%とする目標を掲げております。5年度の実績は32.1%ですが、割合は上昇傾向にあります。今後も、所属長とのヒアリングや育児・介護等の休暇制度の充実により、職員の生活環境が変化しても安心して昇任できるよう取り組んでまいります。
132	その他 (園への寄附)	特定の幼稚園や保育園に対する寄付制度の充実、拡充を検討していただきたい。一般的な寄付では特定の幼稚園、保育園への支援の思いが実現しないので。	特定の園へのご寄附については、施設を所管する部署において受付けておりますので、ご相談ください。 (区立幼稚園への場合は教育総務課。区立保育園・私立保育園・私立幼稚園への場合は幼児保育課。)
133	その他 (多文化共生)	また、より多文化(外国ルーツ)の在住・在勤・在学者が参加しやすい企画も検討してほしい。	外国人との共生社会の実現に向け、外国人住民に対する日本文化の理解促進や住民同士の相互理解を深めていくための啓発や事業等の実施を検討してまいります。
134	その他 (他自治体との比較)	⑦67頁以降の第5章 計画の体系・計画事業では「第4章で掲げた5つの主要項目を体系の大項目としています」となっていますが、ここでまとめられているものを読んでも、我が区の子育て支援計画が全国自治体に比べ先進的なのか後進的なのかさっぱり掴めません。区としては区民に悟られないようにしているのかもしれませんが、文京区の各施策・計画・事業が全国自治体と比べてどうなのか(進んでいるのか、平均的なのか、遅れているのか)比較できるよう工夫してもらいたい。特に他の自治体で先進的に取り組んで実効性を上げているのに、文京区ではまだ取り組んでいない施策・計画・事業があれば、隠すことなく区民に公表し、情報共有してもらいたい。真の意味での「協働・協治」を阻まないでほしい。	当計画は次世代育成支援対策推進法をはじめとする各法律に基づき、文京区の行動計画及び子ども・子育て支援事業計画を掲げるものです。そのため、他自治体の施策や事業との比較を掲載することは、計画の性質上、馴染まないと考えております。 一方、社会情勢を捉え、他自治体での先進的な取組等を調査し、本区の子育て支援施策に取り入れていくことは大切であるとと考えております。区民の皆様には、計画の策定状況や進捗状況を丁寧に報告し、必要に応じて新たな施策の検討等を行いながら、本区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
135	その他 (他自治体との比較)	29. 67ページ以降に「第5章 計画の体系・計画事業」とあり、「1 計画の体系 第4章で掲げた5つの主要項目を体系の大項目としています」と書いてありますが、これだけでは文京区の子育て支援策や計画が全国の他の自治体に比べて進んでいるのか遅れているのかまるで分かりません。区民に敢えて分からせまいとしていないのであれば、他の自治体との比較（全国の自治体で初めて取り組んでいるもの／まだ目新しい取り組みであるもの／どこの自治体でも普通に取り組んでいるもの等）も（記号で識別できるようにするので構わないので）分かるようにしていただきたい。また、全国の他の自治体における先進事例で、文京区において手がけていない施策にはどのようなものがあるか参考としてまとめて、区民と情報共有し、区と区民の「協働・協治」につなげていただきたい。	当計画は次世代育成支援対策推進法をはじめとする各法律に基づき、文京区の行動計画及び子ども・子育て支援事業計画を掲げるものです。そのため、他自治体の施策や事業との比較を掲載することは、計画の性質上、馴染まないと考えております。 一方、社会情勢を捉え、他自治体での先進的な取組等を調査し、本区の子育て支援施策に取り入れていくことは大切であると考えております。区民の皆様には、計画の策定状況や進捗状況を丁寧に報告し、必要に応じて新たな施策の検討等を行いながら、本区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。
136	その他 (子どもの居場所)	全体的な感想としては、「子どもに優しいまちづくり」の視点が欠けていると感じました。子ども（特に中高生）にとっての「居場所」とは、大人によって管理された場である必要はありません。むしろ、大人の管理外のところでの子ども同士のやり取りや地域の人との関わりが、子どもの自立を助け、ソーシャルスキルの発達を促すという研究もあります。	子どもにとっての「居場所」の確保は、今後も検討すべき課題であると認識しております。 中高生が自主的な活動を通じて自らの可能性を広げ、社会性を身に付けた自立した大人への成長を目指すために設置した施設が、中高生専用施設「青少年プラザ（b-lab）」です。b-labでは、中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツの各種講座等を実施しているところですが、今後も中高生世代の自主的な活動を応援する取組の充実や活動の場を拡充していきます。
137	その他 (子どもたちについて)	・元気な子ども達について 80歳になった老婆です。外を見ても子ども達が遊んでいる姿が見えないのが寂しいです。 長い間他区で幼児教育に携わってきました。散歩や庭遊びで一日を過ごしてきました。楽しい毎日でした。現在は園の近くを通っても子ども達のにぎやかな声が少なくなっているようです。 先生方大変なお仕事です。ご苦労様です。頑張ってください。	ご意見ありがとうございます。子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切であると考えおり、引き続き、子育てしやすいまちづくりの推進に取り組んでまいります。

【子ども向け資料】に関するご意見等と区の考え（161件）

番号	関連する主要項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の考え
1	1-1 妊娠・出産・子育て への切れ目のない支 援	日本全体でも減ってきている出生率を増やすためには、保育施設などの整備をしっかりと整えるほか、仕事と子育て、育児を両立できるようにし、また、そういった制度を利用しやすい雰囲気を作っていく必要があると思った。そういった意味では今まとめられている、「地域社会全体で子供を育む体制の構築」というテーマはとてもよくこれからの文京区、日本社会で必要なものになっていくのではないかなと思った。 まずは、「子供を生もう。」「生みたい。」と思う人を不安などによって減らさないように、相談できる場を作ることが必要だと思った。 対面で話すことが苦手な人のためにインターネットでの相談の場をより拡充していくというのも少子化を防ぐためには必要なことだと思った。	孤独感や不安感を抱えることなくすべての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるようにするためには、相談を受け、支援をしていく体制で不安や悩みを軽減していくことが大事です。相談場所に来ていただくことや家庭に訪問して相談を受けるなど、保健師や助産師など専門の職員が対面で相談を受けることでの安心感は効果的と考えておりますが、里帰りや海外滞在などで遠方にいる方などはオンラインでの面接・相談を行ったり、電話やメールでの相談を行うなど、すべての妊婦・子育て世代が希望される相談のしかたを心がけてまいります。
2	3-1 子供の学び・経験の 機会充実	文京区の人口増加はなんとなく感じるがありました。私が通っていた小学校では児童数が増え、足りない分の教室を増設する工事が度々行われていました。増設する分スペースが必要になり、図書スペースなどが取り壊されてしまいました。休み時間によく行っていた場所だったので取り壊されてしまったのは残念でした。もともとその小学校は二つの小学校を合併したもので人が集まりやすいのかもしれませんが、私は卒業しましたが、今でも教室の増設工事が行われているようで、育成室を取り壊して教室を作っているようでした。人口が増えること自体はいいことですが、それによって利用できる施設が減ってしまったり、管理の目が行き届きになってしまわないような取り組みも必要だと感じます。ですが、私は文京区でとても気持ちよく生活させていただいています。それは、子育て支援計画のおかげでもあると分かりました。いつも私たちのことを考えて下さりありがとうございます。	全国的には少子化が進んでいますが、文京区の小学校の児童数は、今後もしばらくの間は急に減ることはない予測しています。そのため、みなさんの学習や生活の場となる教室の数を確保することはとても重要な課題です。一方で、学校の中に教室以外にもみなさんにとって居心地の良い場所があることも重要だと考えています。 将来の児童数や必要となる教室の数については、小学生未満の人口や、学校の児童数の変化などを注意深く確認して毎年度予測を立て、それを基に教室を増やす工事を行っています。その際に、元々あった部屋がなくなってしまうこともあります。できるだけ早く代わりの場所を用意するなど、利用できる学校の機能が減らないように工夫しています。 今後も、みなさんが気持ちよく通える学校環境の整備に努めていきます。
3	3-1 子供の学び・経験の 機会充実	・子育てをしやすくする取り組みはいいと思います ・窪町小学校は6クラスほどあり、逆に青柳小学校などは生徒数が少ないと思うので、小学生が多すぎるところと少なすぎるところで対応を変えたりするとよりいいと思います	ご意見でもらったとおり、学校によって児童数に差はありますが、いま文京区では全ての小学校で児童数が増えています。しき地面積や校舎の大きさは、学校によって異なるため、それぞれの学校に合った対応をすることが重要だと考えています。 今後も、児童数がどのように増えたり減ったりしていくか予測し、必要となる場合には教室を増やす工事を行うなど、みなさんが学習する環境を整えていきます。

4	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	しょうがっこうにこわいせんせいがいないといいな	学校の先生たちは、毎日みなさんのことを考えて頑張っています。もし困ったことがあったら、他の先生やお家の人に相談してください。
5	4-2 児童虐待防止支援体 制の充実	「適切な対応」の具体性がない。また、かなり理想的な内容ばかりで、もう少し現実的に考えるべきだと思う（理想を追い求めるのもいいが） また、「虐待防止」のことだが、虐待をやる人間は狂っている（＝●●）ので、イベントをする程度で虐待対策になるとは思えない ただし、この方針に関しては賛成。（費用は区または都、国が払うなら）ただ、税金などを使ってやるならばやめるべきだと思う	「適切な対応」の部分については、より分かりやすい表現に変更します。 また、「児童虐待が全く起こらない世界」というのは、非常に理想的であり、現実的な世界からは遠いかもしれません。しかし、児童虐待に苦しむ子どもが一人もいなくなる現実が実現するように、区はこれからもそのために必要な努力を続けていきます。 これまでの様々な事例を見てみると、児童虐待は、特別な保護者によって行われるものではありません。一般の保護者であっても、保護者自身の孤立や病気、子育ての知識経験の不足、貧困、その他の家庭の中での難しい事情などが複雑に重なって、子どもに虐待を行ってしまう場合があります。しかし、いかなる理由であっても、保護者が子どもに虐待を行ってははいけません。そうしたことから、どのような保護者でも、児童虐待を行ってしまう可能性があるため、様々な場面で、区から児童虐待を予防するためのお知らせやイベントを行うことは大切な意味があると考えています。 また区では、地域でのこのような家庭に、訪問や面談、又は子どもが関係のある学校等の施設での見守りも含め、地域の関係機関と連携して、状況に応じた適切な支援を行っております。 どの子どもたちも児童虐待から守られ、どの保護者にも個々に応じた支援を行うための直接的な事業は、みなさんの税金を大切に使って、行政としての区が行うことが適切であると考えております。
6	5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	子供食堂を増やす	区では、これからも子ども食堂を始めようとする団体や子ども食堂を運営する団体への支援に取り組んでいきます。
7	5-2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	野球をしているから、もっとキャッチボールなどのできるところを「スポーツで遊べるところ」増やしてほしいなと思いました。	区立スポーツ施設において、ボール遊びができる場所として、毎週火曜（祝日、年末年始の休場日を除きます。）に六義公園運動場を一般開放しています。また、小石川運動場内のスポーツひろばがあり、バットの使用はできませんが、キャッチボールなどのボール遊びが可能です。こちらは、初回に利用登録（在住・在学が対象者）をしていただければご利用できます。詳しくは小石川運動場までお問い合わせください。 また、公園は様々な目的を持った多数の人が利用するため、限られた面積の中で、工夫をしながら施設を配置しています。その中には、キャッチボールができる施設を設けた公園もありますが、広い面積を必要とする施設のため、多くの公園に設けるのは難しい状態です。今後、公園再整備等の際には、地域の意見をききながら、公園施設の検討を行ってまいります。

8	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整 備	きれいで遊びやすい公園がたくさんほしい	現在、公園再整備計画に基づき、順次公園等の再整備を行っています。今後も地域の意見をききながら、公園整備の検討を行ってまいります。
9	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整 備 その他 (子どもの居場所)	文京区の子育て支援はすごくいいものだと思います。未就学児の支援については何の問題もないのですが、もう少し小学生がしゃべりながら勉強する場所が増えたらうれしいなと思います。 図書館や教育センターは静かすぎるし、児童館はうるさすぎるなどちょうどいい場所が近くにスポーツセンターしかありません。勉強する場所が多いことは文京区の小学生がたくさん勉強するために大切なことだと思います。子育て支援計画とは関係ないのですが、公園のベンチなどがきれいになっていたありがたいなと思います。 これからもよろしくお願いします	文京区には、みなさんが普段の生活で様々な活動ができるよう、学校のほか、公園や図書館、体育館、地域活動センターなどの施設があります。また、地域で暮らす人々が自ら場所を用意し、子ども食堂を開く活動をしていたりしています。限りのあるスペースの中で、一人ひとりが考える必要な場所を用意することは難しいことですが、今回いただいたご意見も参考にしながら、子どもが住んでいて良かったと思える街を作っていけるよう努めてまいります。 また現在、公園再整備計画に基づき、順次公園等の再整備を行っています。今後も地域の意見をききながら、公園整備の検討を行ってまいります。
10	その他 (区政全般・子ども の権利)	もう少し文京区は一人ひとりの意見を尊重してほしいです。 例えば、文京区は環境はよいが、適当な面が多いです。 例えば、みんなに均等にしてほしいです。	みなさんには、自分に関係のあることについて、自由に意見を言うことができ、みなさんの意見は、年齢や成長に応じて、尊重されます。区では、みなさんが意見を言える機会をつくっていきます。
11	その他 (子どもの居場所)	子供の居場所がふえると、子どもの笑顔が増えると思います。	公園や児童館、育成室、図書館、中学生や高校生ならb-lab（びーらぼ）など、区にはみなさんが過ごせる居場所がたくさんあります。これからもみなさんの意見をききながら、居心地の良い居場所を増やしていけるよう取り組んでいきます。
12	その他 (子どもの居場所)	こども食堂や児童館のような子供を応援する施設を増やしてほしい	区にはみなさんが過ごせる居場所がたくさんあります。これからもみなさんの意見をききながら、居心地の良い居場所を増やしていけるよう取り組んでいきます。
13	その他 (学校改築関係)	文京区は「子どもの権利の保障と意見表明の機会の確保」を掲げていながら、なぜ子どもの意見を一度も聴取せずに学校改築の検討を進めたのでしょうか？千駄木小学校の改築検討過程では子どもの意見表明の機会が設けられたのに、なぜ小日向台町小学校の改築検討では子どもの意見表明の機会がなかったのでしょうか？文京区内において子どもの意見表明の機会について不平等が生じています。小日向台町小学校の改築計画については、白紙にして、まず最初に子どもの意見を聴取を聴取した上で、改めて改築について一から検討することを求めます。改築検討の方向性が決まってから子どもの意見聴取する形式的な後付けでは、「子どもの権利」や「子どもの最善の利益」が守られていません。 59頁 基本的な視点 1. 「子どもの権利の保障と意見表明機会の確保」 子どもをひとりの人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守ります。また、子どもが自由に自分の意見を表明するとともに、社会的活動に参加する?会の確保を図ります。	昨年度にこども基本法が施行され、文京区においてもこどもの権利に関する条例の制定に向けた検討が始まったことから、昨年度に開催をしていた千駄木小学校等改築基本構想検討委員会では、子どもの意見表明の機会を確保し、その意見を委員会資料として取りまとめた経緯がございます。 小日向台町小学校等の改築計画については、設計を進めているところであり、現時点において白紙に戻す考えはございませんが、子どもの意見表明の機会の確保に向け、時期や手法等について、学校及び幼稚園と検討してまいります。

その他感想など

資料のわかりやすさ、図表に関すること	
1	ちょっとむずかしかったけど、具体的にどんな取り組みをしているのかがわかりやすかった。
2	グラフや写真があり分かりやすかった
3	すごく見やすかった
4	な～るほど！
5	わかりやすかった。
6	文京区の子供の出生率は、年々減少しているしているのが棒グラフでとても分かりやすかった。
7	長い気もするけど、イラストが多くていいと思います
8	写真やグラフ、表があってどのくらい深刻なのかが分かりました。
9	グラフなどの細かな資料をつかっていてわかりやすかったです。
10	内容が分かりにくい
11	難しくておおまかなことしか分からなかった。
12	ちょっとみにくかった
【文京区からみなさんへ】 多くの方から資料がわかりやすく、グラフや写真、イラストを使用することで理解しやすかったという意見が寄せられました。 一方で、内容が難しいと感じたり、全体的に少し長く感じたという意見もあり、今後はもっとわかりやすく伝えられるよう工夫していきます。	

計画全体に関する感想	
13	私たちのためにどのようなことがされているのかが分かった
14	いいと思いました
15	教育、保育、子育てを総合的に進める取り組みはとても大事なことです。この取り組みを行うことはこれからの社会でとても大事なことだと思いました。
16	確かにいいと思った
17	すごくいいと思いました。
18	とてもいい計画だと思いました
19	文京区の子供たちが健やか育っていくためには、この計画は大切で、続行したほうが良いと思う。
20	文京区の子供たちが、健やかに育っていくためには、この計画は大切で、続行したほうが良いと思う。
21	自分には関係ないことだと思ってたけど身近にあるようなことで驚いた。
22	子育て支援計画の詳細が分かりました。
23	「誰もがいきいきと自分らしく」という所がすごいと思いました。
24	協力しようと思った
25	今の地球をよくしようとしている人達がいて自分も手伝いたいと思いました。
26	子供のことを親身になって考えてくれて、すごく嬉しいです。
27	感心しました。
28	すごいと思う

29	文京区は、どんな思いで、どんな社会を目指しているのか…人間性が生かされているとともにじんげんがそんなふうにされるちいきや社会を目指しているのがすごいとおもいました。
30	普通に良い計画だと思いました
31	すごく良い計画だと思います。
32	子育て支援計画は、家族や子供が笑顔になるためにするのはすごいいいと思いました。
33	一人一人の意見や個性を大事にすることがとても良く思いました。
34	いいです
35	「子育て支援計画」という働きをするのは、大切だなと思いました。理由は、色々な人が楽しく生活するのは大切だと思ったからです。
36	子供が、立派な大人になれるのは、大人が色々な事をやってくれているからなんだと分かりました。
37	計画に賛成します。がんばれー
38	ありがたいです
39	子育て支援計画があるとせかいがすこしだけ成り立つと思います。
40	子供に対して必死だという事が伝わりました。
41	なるほど
42	楽しい文京区になるような計画でいいと思います
43	とても素敵でこの計画がどんどん進むのを待っています
44	具体的にやること、目標。4個にまとめていてわかりやすかったです
45	文京区は、子育てがしやすいような環境を作るということに力を入れていてすばらしいと思った
46	いいと思います
47	こんなにも地元が子育てに力を入れているとは知らなかった。
48	子供たちを増やすためいろんな努力している
49	しっかりと文京区が子育てに関することをやっていて、少子化対策をされていてすごいと思った。グラフなんかもあって見やすい
50	頑張ってください
51	子育てに力を入れていてすごいと思った。
52	文京区がどのような課題を抱えているかよくわかりました。
53	子育てに力を入れている
54	凄かった
55	文京区は子育て支援を積極的にやっているのだなと思った
56	これから負担がへっていくのが楽しみ
57	子供や家族が幸せにできる計画は、素晴らしいと思いました。
58	子供のことをよく考えていていいと思った
59	文京区は、子供が増える予測がされていて、それに向かって、色々なことを考えていることがわかった。
60	いろいろな計画を立てているんだなと思いました。
61	子育てをする人のためにいろいろな工夫をしていると思った
62	分かった

63	こそだてのことが沢山ありすごいとおもいました
64	文京区が何をしようとしているのかと、どういうことに力お入れているかよくわかった。
65	子育てのことでたくさんの人があたっていてサービスなどをしていることがしれました
66	子育て支援計画のために、文京区は、色んな事をしていた。
67	良いです
68	今は子供の人口が減っている中で、様々な思いを抱えている子供たちの意見を尊重して住みやすい街づくりにしていく考えが良いと感じます。 そして、文京区がいろんな地域から知られるような有名な区になってほしいです。
69	子どものことを考えていたため、子育てがしやすくなると思いました。
70	文京区の子育て支援がわかった。
71	私たちが教科書やアクティに行けるのは、子育て支援教育のおかげなんだなと思い、感動しました
72	文京区が子育てなどのためにどのような手助けができるかとしったときはかんどうしました
73	ありがたい
74	十分だと思う。
75	子育てはいろいろな計画をしながらやってるなと思いました。
76	子育て支援計画はその通りだと思った
77	僕たちが重いつけて遊べるのもおとなのひとのおかげだとわかった。
78	色んな事が改善されたらいいとおもいます
79	いろいろな子育て支援計画がたっていることを初めて知ることができた
80	子育てなどについて、不安を減らせることなどについてよいと思った
81	子供の権利の保障は大人も自由に意見を言い合っているので、子供の権利保障によって年齢関係なく意見を取り入れることでより良い国づくりができると思いました。 また、子育ての支援が充実していっているからこそ、子供の数が増え、これからも人口が増加していくと思います。幸福追求など人権の為に新たな制度ができ、誰もが過ごしやすい世の中になるのはよいことだと思います。これからも、更に人々が過ごしやすい暮らしをする為、政策を続けて欲しいです。
82	「基本理念」のところに書いてあったことを実現出来たら嬉しいです。担任の先生が時々守れていないことが書かれてありました。
【文京区からみなさんへ】 子育て支援計画全体や区の実践についてどう思ったかなど、たくさんのご意見をお寄せいただきました。 文京区が、子どもや子育て家庭にどのような応援をしているか知っていただけて、とても嬉しいです。 これからもみなさん全員が幸せに暮らせるよう精一杯取り組んでいきますので、ご協力よろしくお願いします。	

具体的な子育て支援サービスについて	
83	人口がどんどん増えていくのに、色々大変なことがあるけれど、子育て相談や子供用の検診など、人を大切にされていてとても素晴らしいと思いました??。
84	待機児童に対する子供たちをなくすための取り組みや子供を増やす取り組みで多様性を認め合ったり、補助金などを出すなどの取り組みがあったので将来東京都に住むとしたら治安も悪くなくちょうどよい生活環境の文京区に住みたいと思う
85	文京区の取り組みがいいと思った
86	子供たちがこれからどんどん増えていくかもしれないから、子供が使う施設などを徹底していることが分かった。
87	こども食堂などのような子供を応援する施設が大事だと思いました。
88	金銭的支援や、1，2か月に家を訪問する等
89	P,7の「b-lab」は私のお姉ちゃん（高校3年生）が行っていて、すごく集中できるといっていたので良いと思います。 私が学校に行くときや帰るときの登下校の時間帯に通学路の見守りの人がいてくれてとても助かっています。すごく安心できます。これからも課題に向けて、頑張ってください！
【文京区からみなさんへ】 文京区が行っている具体的なサービスや取組について、ご意見をいただきました。特に、子どもの施設などの居場所を望む声が多かったのが、印象的でした。 より良い文京区になるよう、これからもみなさんの意見をききながら、サービスや取組を充実させていきます。	

データ（人口・出生率など）に関すること	
90	合計特殊出生率が下がってきてしまっていることを知って、もう少し詳しく調べで見たいと思いました。
91	文京区では子供が増え続けていて、さらなる支援が必要だと思った。
92	人口は、2015年から増えていることにびっくりした。
93	何故令和20年までは人口が増えると予想されているのか不思議に思った。
94	文京区の老人が増えていることが分かった
95	子供の数が増えていることにビックリしました。
96	人口は減っていると思っていましたが、人口も子供もどんどん増えていることを知って、ビックリしました
97	子供の数は増えているからうれしいと思いました
98	たくさんの情報量なのにグラフなどで、すっきりとまとめられていて見やすかったです。 特殊出生率が東京都よりも多いのがびっくりしました。
99	これから文京区の人口が増えるのが意外
100	大人の人口が一番多いのが分かりました。 いろいろな工夫しているのが分かりました。
101	子育てで文京区が2024年で(今年)が出産している子供の数が意外と少なかったことに驚きました。
102	文京区の未来は、子供かふけるが、高齢化も進むんじゃないかとまだ不安
103	じんこうがふえていることにおどろいた
104	合計特殊出生率はほぼ変わらず、出生率は減ってきていることについて、少子化になっているのだと思いました。
【文京区からみなさんへ】 文京区の将来（人口や出生率など）については、多くの気づきや発見の報告がありました。 これからも、全国の市町村とは違った特徴をもつ文京区にあった子ども・子育て世帯への応援を続けていきます。	

「子育て」や「目指す社会」などに関すること	
105	子育ては大変。
106	子どもの権利がちゃんと尊重されるのはとても嬉しいことだと思います。
107	私たちが、安心して、生活することを実施する。これはとてもいいことだと思った。 一人でも嫌な気持ちをしない。これを実現することはとても難しいけれど、心がけて、たくさんの人が平等に、気持ちよく生活できるようになるといいと思う。
108	おかあさんや、お父さんが、楽になるのはいいなと思いました。
109	子育ての大変さが少し分かりました。虐待などの子供が不安に感じることは本当にいやなので、私は将来相談室などのカウンセラーになりたいです。私も将来子供を産むと思うのでその時は今見たことを思い出したいです。
110	子育てって大変！
111	少子高齢化をなくしたい
112	みんなが平等に生きれる未来と、子供(赤ちゃん)が減っている未来で、私はみんなが平等に生きれる未来がいいです。
113	文京区の中でも人口は増加しているのだからやっぱり、学びの幅を広げることはいいいと思います。
114	私（子供）にとっては、子供が健康になるのはいいことだし、子供は未来を角ぐ人なので、長生きさせたいと思いました。
115	今の文京区は平和なのでこのような年が続いてほしい
116	子供を生むのは、大変だと思いました。
117	すごくいいと思いました。私は長野県にある中学校に行きたいと思っています。でもみんなにはあまり言えずにいます。なのでどんなことでも安心して話せる社会になってほしいです。
118	子供は育てるのが大変だけど暴力や人口が減らさないように自分もできることがあったらやりたいなと思いました。
119	人間の個人個人が認められるよう、計画のことを、頑張ってください。
120	子育てを強くしたい
121	子供のための街づくりをたくさんやりたいです。
122	私も大人になったら、子供を産むってなったとき、この支援などがあったらうれしいと思います。この支援は皆の未来を守ることにもつながると思うので、私も支援に協力できることがあったら、手伝ってこの計画を未来に残したいと思いました。
123	やっぱり子供は大切だと思った
124	人口が増えているという事は、障害者や、赤ちゃんをつれてる人もいるわけだから電車やバスに乗ったときは優先席をそのような人に譲りたいと思った。
125	文京区でちゃんとした教育を受けられるのは、とてもいいことだと思いました。
126	子どもは、育てることは、大変
127	結局は税を下げないと騒乱が起こるとおもいます。
128	私もできることがあったら、積極的にやる
129	細かなところまで子どもの健康に気にかけることが大切である

130	子育てが大変
131	子供、高齢者など、何かと人それぞれ不自由だったり不安な点があると思います。 (見た、というわけではありませんが、)虐待、障害、イジメ……など、さまざまな問題があるので、そういう悩みを外に出せる場所、つまり安心できる場所を皆が平等に分け与えられる世の中にしていきたいです。
132	世のお母さんたちの子育てを、直接的に支え、時には別の角度などからも支えていくことで、大変な子育ての負担を減らし、少子化という問題を解決しようとしているところがすごいと思いました。私は、私が大人になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、困っている人がいたら、勇気を出して「どうしたの。」と声をかけたりして、私なりに社会をよくする活動を行っていきたいと思いました。
【文京区からみなさんへ】 みなさんが思い描く未来など、多くの感想をお寄せいただきました。また、子育ての大変さに気づく声も多かったです。 みなさんが目指す理想の社会に近づけるよう、精一杯取り組んでいきますので、ご協力よろしくお願いいたします。	

「特になし」など 13件	
133	特にないです。
134	特になし。
135	特にないです。
136	なし
137	ない
138	特になし
139	思ったことはない
140	わかりません。
141	ない
142	ない
143	うん。
144	特に何も思わない
145	特にないです。

その他 3件	
146	子供たちの支援があるのは世間の皆さんでしょう
147	(上から目線ですが、すみません。ご了承ください。) このフォームを送信するのは2度目です。最後まで見てください。 まず、1回目に送信したときは「改訂」したらよいと思ったのですが、今回は非常に残念でした。 書いていないだけかもしれませんが、PDFの内容があまり変わっておりません。 僕が提案した(僕以外にもいると思いますが)ボランティアが入っていたのは良いのですが、詳細が全く載っていないくて残念です。 わざわざ新しくアンケート募集をするのならば、もう少しまともなものにしてください。非常に不快です
148	bhGFZgsfx す y g c g s h あ h x j h x z j j z j j j z j h h h g t s t g d

区民説明会で寄せられたご意見及び区の見解（25件）

番号	関連する主要項目等	ご意見	区の見解
1	計画全体	新しい計画で、これまでの継続でなく大きく変わる点があれば教えてください。	子どもや子育て家庭を取り巻く社会が大きく変化する中、子育て支援施策全体に関わる考えを整理し、次期計画に新たに「基本的な視点」を明記いたしました。また、計画始期である令和7年に文京区児童相談所が開設することから、子育て家庭を支える体制の更なる充実を図り、関連する計画事業を盛り込みました。さらに、法改正により、児童育成支援拠点事業や乳児等通園支援制度等の新たな事業の取組が求められていることから、その実施に向けた検討を進めているところです。
2	計画全体	今回の計画は法律に則って見直しをしているとのことですが、文京区としての目玉があれば教えていただきたいです。	子どもや子育て家庭を取り巻く社会が大きく変化する中、子育て支援施策全体に関わる考えを整理し、次期計画に新たに「基本的な視点」を明記いたしました。また、計画始期である令和7年に文京区児童相談所が開設することから、子育て家庭を支える体制の更なる充実を図り、関連する計画事業を盛り込みました。さらに、法改正により、児童育成支援拠点事業や乳児等通園支援制度等の新たな事業の取組が求められていることから、その実施に向けた検討を進めているところです。
3	2-1 幼児期における教育・保育の充実 2-2 放課後の居場所づくり	出生率は減っていくのに子どもの数は増えていくよう予想されるのは、外から入ってくる人が多いということだと思いますが、保育園や育成室の今後の整備方針について教えてください。	保育園の現状の定員充足率は約80%と空きがあり、区内全域で更に開設を進めていくという状況にはございません。自然増だけでなく、社会増の影響等も考慮しながら、保育需要を見定め、必要な地域に対し、私立認可保育所の開設を進めてまいります。併せて、保育の質を維持向上できるように、指導検査等に取り組んでまいります。 育成室については、保育園の利用人数が増えてきた中で、育成室の数の不足が危惧されることから、令和11年度までに現在の55か所から70か所に増設する計画です。新設分は民間事業者の力を活用して整備を進めてまいります。
4	2-2 放課後の居場所づくり	小学生はb-labは使えないですが、小学校4～6年生にとっては児童館は子どもっぽいところがあるので、小学生用のb-labのようなものがあるといいです。b-labにはiPadが置いてあるのでそういうのもあるといいです。	小学生4～6年生にとって、児童館は子どもっぽいと感じているという意見をいただいたので、小学校4～6年生が児童館に来ても楽しめるように、例えば、漫画や玩具の充実などを、児童館職員と考えてまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見	区の見解
5	2-2 放課後の居場所づくり	育成室について、資料をみると低学年のニーズは満たしており、高学年の子たちは放課後全児童向け事業を活用するということで対応していくということですか。 低学年のニーズ量が徐々に減っていき、確保量としては余裕が出てきた場合、そこで高学年を受け入れていくのですか。	国では育成室の受け入れ人数の基準をおおむね40人以下としていますが、本区では55か所の育成室のうち、38か所の育成室で40人を超えて受け入れております。また、待機児童数も高止まりであるため、現時点で対象を小学3年生までという考え方を変更する予定はありません。 高学年のニーズは、放課後全児童向け事業（アクティ）で対応しております。今後もアクティの実施時間の拡充や実施日数の確保等に努めてまいります。
6	2-2 放課後の居場所づくり	育成室の整備で、新しく施設を建てたりする際には、どれくらい環境に配慮された取り組みをしているのでしょうか。	育成室の整備に当たっては、民間の賃貸物件を活用するケースが多いのが現状ですが、新設する際は、「公共施設等総合管理計画」の方針に則って整備を進めてまいります。
7	2-2 放課後の居場所づくり	放課後の居場所づくりに関して、育成室の整備状況と今後の整備の考えを伺いたいです。	育成室の待機児童は、令和6年4月1日時点で93人おり、喫緊の課題と捉えております。育成室は現在55か所あり、今後5年間で70か所まで拡大する計画です。 また、定員はおおむね40人としているところですが、40人を超えて受け入れている育成室も多くあります。今後育成室の整備をさらに促進し、40人定員とすることで安定的なスペースを確保できるよう努めてまいります。
8	2-2 放課後の居場所づくり	育成室の整備について、成り手不足が言われていますが、どのような形で確保を目指しているのですか。	人材不足の問題については、あらゆる広報手段を使って募集するとともに、保育の専門学校等への声掛けも行っているところです。また、これから増設する育成室は、民間事業者による運営としていくのが区の考えであり、民間においても人材確保に努力していただいております。
9	2-2 放課後の居場所づくり	既存の育成室が移転や建て替えなどで、新設扱いとなった場合、一つの小学校の中に公設公営と民営が共同してしまうケースも出てくるのでは。その場合は、公設とした方がいいかと考えます	区では、育成室保育指針を整備し、公営と民営もその指針に沿って同じサービスを提供することになっております。新設分は民間事業者の力を活用して整備を進めてまいります。
10	3-1 子どもの学び・経験の機会充実	小学校、中学校、育成室もですが、夏の気温上昇の対策を行ってもらいたいです。	夏の暑さ対策は、学校施設の改修工事や改築の機会を捉えて進めているところです。外壁・サッシ改修工事で、体育館及び屋上の断熱化を実施したほか、最上階にある普通教室の天井の断熱化を順次実施しております。また、老朽化している空調機器については、高効率かつ空調機能の高いものに更新いたしました。

番号	関連する主要項目等	ご意見	区の見解
11	3-1 子どもの学び・経験 の機会充実	「3-1-2 いのちと心の教育の推進」には性教育はふくまれますか。発達段階に応じた包括的な性教育が必要だと思います。	性教育に関しては、それぞれの発達段階に応じて、各学校で行っております。
12	4-1 組織横断的な連携体制	不登校が低年齢化している中で小学生や中学生の段階でなくて、幼稚園とか保育園の段階で園に行けなくなった子に対しては、子どもの学びをどうやって保障していくのでしょうか。	子ども家庭支援センターでは、子ども本人から家庭の方の相談も受けることができるようになっております。関係部署と連携して相談内容に応じてまいります。 教育センターでも主に不登校の子どもの相談を受けておりますので、そちらもご利用できます。
13	4-1 組織横断的な連携体制	ふれあい教室は小学3年生からとなっておりますが、もっと下の学年の子は入れないのですか。	ふれあい教室は令和3年度までは小学校4年生から中学校3年生までの受け入れだったものを、令和4年度から小学校3年生に拡大してきたところです。昨今、不登校が低学年化している実態も踏まえ、適正な利用対象を分析しているところです。 小学校1、2年生の段階については、各小学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しており、そういった資源を使いながら支援を行っているところです。
14	4-1 組織横断的な連携体制	不登校のガイドラインを作成している自治体もあります。不登校の問題は、国に頼るのではなく区が一番になって、やる必要があると考えます。	令和5年3月に文部科学省から近年の実態を踏まえた不登校対策のプランが発出されております。 文京区では、国や東京都の動きに先んじて、小中学校のモデル校に別室を整備し、そこに専門の指導員を配置して、教室に馴染めない子や不登校の子が安心して過ごせる場を作っております。
15	4-1 組織横断的な連携体制	子ども家庭支援センターの応援サポート室など支援の枠組みがしっかりできていることがわかりましたが、親の情報収集能力に寄っているのが現状ではないでしょうか。 学校を通じて情報発信をしても、不登校の家庭にはそういったリーフレットが届かないという声も聞きます。	全家庭に、相談窓口や支援の取組をまとめたパンフレットを作成しまして各学校を通じて配布しております。 周知の仕方については学校にも相談しながら、徹底してまいります。
16	4-1 組織横断的な連携体制	以前、子ども家庭支援センターに相談した際に、話を聞いただけで終わってしまったことがありました。 センターで相談したことを子ども家庭支援センターだけで考えずに関係部署と連携し、ワンストップの支援体制をアピールしていただけると親たちの強い支えになると思います。	文京区では児童相談所開設に向けて、子ども家庭支援センターと児童相談所、要保護児童対策地域協議会が連携するなど、様々な児童虐待または養育困難に関わる部署が一体的に情報共有ができるようなシステムがございます。 学校からも情報発信をして、必要な時に子ども家庭支援センターを紹介するよう取り組んでまいります。

番号	関連する主要項目等	ご意見	区の見解
17	4-1 組織横断的な連携体制	親同士のつながりから区とは別の情報が入ってくることもあると思います。区として、親のコミュニティの場を作るといったことは何かありますか。	子ども家庭支援センターでは、巡回相談を実施しております。 親同士の情報交換の場としては、地域子育て支援拠点というのがあります。様々な子育て広場が各地域であるので、そういったところに巡回という形で手を広げていきたいと考えております。
18	4-1 組織横断的な連携体制	不登校の子どもが多くなっていますが、こうしたことへの対策は計画に盛り込まれているのでしょうか。	具体的な対応としては、学校現場での支援ということで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しております。教育センターにおいても総合相談室を設置して不登校に関する相談を受けております。 また、小学校3年生以上を対象に、教室以外の居場所となるふれあい教室を設置しております。
19	4-1 組織横断的な連携体制	不登校が起こった場合の対処策の他、予防策のような取り組みはありますか。	スクールカウンセラーは未然防止の動きもしており、小学校5年生と中学校1年生には全員を対象に面接を行う場を設け、悩みが大きくなる前に気づいて対応するようにしております。 また、hyper-QUというアンケートによる学級状況の分析などを実施しております。 子ども応援サポート室という相談窓口を子ども家庭支援センターでは用意しており、生徒にリーフレットの配布、ポスターの掲示などで周知をしております。
20	4-1 組織横断的な連携体制	東京都ではフリースクールの支援制度がスタートしますが、フリースクールに通ったその後の進路を描けるように広く支援していただきたいです。	令和5年度から、中学生を対象に進路説明会を行っており、高校入試を念頭に、単位制や通信制など学び方が多様化している中で、選択肢をわかりやすく説明するとともに保護者の皆様で意見交換をする機会を設けています。このような情報発信を今後も取り組んでいくことを考えております。
21	5-2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	スクールガード事業を実施されている人はどのような人でしょうか。安全安心な学校づくりのため、警備のレベルアップを考えたときに、現状やこれからどのようにしていくことを考えていますか。	スクールガードは高齢者の方もいますが、現役の保護者の方、PTAの方などによって構成されております。 それ以外には、シルバー人材センターへの委託で子どもの見守りを行ったり、通学路への防犯カメラの設置、防犯ブザーの配布なども行っております。 また、有事の際に逃げ込める場所として、子ども110番ステッカー事業を行っており、区内約1,500か所に登録いただいております。 育成室のスタッフも安全に送り迎えするよう配慮しております。
22	5-2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	デジタル学習が定着している中、WEB上での人との繋がりも含め、適正に使えるデジタル教育が大切だと思い、取り組みを強めていただきたいです。	学校では、タブレット端末を効果的に活用し、児童・生徒の興味・関心を高め、情報活用能力の育成に取り組んでおります。

番号	関連する主要項目等	ご意見	区の見解
23	5-2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整 備	小学校や中学校は災害の際には避難所となりますが、体育館の冷暖房設備の整備はどれくらいされていますか。	区立小中学校の全ての体育館に、冷暖房設備が設置されています。
24	その他 (実態調査につい て)	実態調査結果の子育て環境や支援への満足度をみると、満足度が低めの方が多いですが、どのような理由なのでしょう。	昨年度の実態調査では、満足していない具体的な理由までを直接尋ねておりませんが、子育てをする上での不安や悩みの回答や自由意見で回答があった意見に、不満に関する内容が隠れているものと思われます。
25	その他 (子どもの権利)	子どもの権利に関する情報をもっと周知してほしいです。周知方法について教えてください。	文京区では、（仮称）こどもの権利に関する条例を制定する取組を進めてまいります。動画やパンフレットなど、わかりやすい資料を作成し、学校を通じて配布する予定です。また、子どもたちの意見を聞きながら、効果的な啓発方法を検討してまいります。

「中間のまとめ」からの主な変更点

【別紙2】

No	計画上の ページ	章	変更項目	変更内容
1	4	1	計画の目的	「（仮称）こどもの権利に関する条例」の制定に係る内容を追記しました。また、外国人住民やその家族に係る視点、子どもと子育て家庭の意見の尊重に係る内容を追記しました。
2	14～15		文京区における子ども及び子育て家庭への支援体制図	支援体制図の基準となる時点（令和7年4月）を明記しました。
3				関係機関に、青少年委員を追記しました。
4	25～55	3	各項目の一言見出し	表現を一部修正しました。
5	26		男女別年齢5歳階級別の人口構成	年少人口の総数や20代等の人口が増加している旨に修正しました。
6	28～29		合計特殊出生率及び出生数等の推移	合計特殊出生率及び出生数について、令和5年の数値を追記し、それに伴い文章を更新しました。また、婚姻している女性に対する出生数の割合について、文京区の数値を追記するとともに、説明文章を更新しました。
7	45		子育てをする上での不安や悩み	子どもの発達や健康等に関する不安や悩みを抱える保護者の視点を追加しました。
8	59		行政手続のデジタル化とDXの推進	国や東京都との連携等、文章を追記しました。
9	63	組織横断的な連携体制		子ども家庭センター機能に係る内容を追記しました。
10	63			表現を一部修正しました。
11	104	5	中高生の居場所の確保（文京区青少年プラザ（b-lab）等）	事業概要及び5年間の計画事業量において、記載内容を追記しました。
12	111		医療的ケア児支援コーディネーター	事業概要において、関連分野の内容を追記しました。
13	117		社会的養護の推進	事業概要において、記載内容を追記しました。
14	152～171	6	「幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」から「妊婦等包括相談支援事業」まで	各事業の説明の中に、第5章に掲載している事業を「関連事業」として記載しました。
15	170		児童育成支援拠点事業	記載内容を「事業概要」と「現状及び取組の方向性」に分けて記載しました。
16	170		産後ケア事業	記載内容を「事業概要」と「現状及び取組の方向性」に分けて記載しました。
17	171		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	記載内容を「事業概要」と「現状及び取組の方向性」に分けて記載しました。
18	171		妊婦等包括相談支援事業	事業のニーズ量を算定し、それに対応する確保方策等を記載しました。

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画

文京区次世代育成支援行動計画
文京区子ども・子育て支援事業計画
文京区子どもの貧困対策計画

令和7年度～令和11年度

最終案

第1章 計画策定の考え方.....

- 1 計画の目的.....
- 2 計画の性格・構成.....
- 3 計画の期間.....
- 4 計画の推進に向けて.....

第2章 計画の基本理念・基本目標.....

- 1 計画の基本理念.....
- 2 基本目標.....

第3章 子どもと子育て家庭の現状.....

- 1 人口等の推移.....
- 2 人口推計.....
- 3 子どものいる女性の就業率と就業状況.....
- 4 子どもの貧困率の推移.....
- 5 子育て支援サービスの利用状況.....
- 6 子ども・子育て支援に関する実態調査結果.....

第4章 主要項目及びその方向性.....

- 1 親子の健やかな成長の支援.....
- 2 多様な子育て支援サービスの提供.....
- 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成.....
- 4 全ての子育て家庭を支える体制の充実.....
- 5 子育てしやすいまちづくりの推進.....

第5章 計画の体系・計画事業.....

- 1 計画の体系.....
- 2 計画事業.....
 - (1) 親子の健やかな成長の支援.....
 - (2) 多様な子育て支援サービスの提供.....
 - (3) 子どもの生きる力・豊かな心の育成.....
 - (4) 全ての子育て家庭を支える体制の充実.....
 - (5) 子育てしやすいまちづくりの推進.....

第6章 子ども・子育て支援事業計画における

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期.....

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方.....
- 2 教育・保育提供区域の設定.....
- 3 量の見込みの算定方法.....
- 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....
- 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保.....
- 7 計画の推進体制と進行管理.....

第 1 章

計画策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、人口の減少とともに少子高齢化や核家族化等が進行し、子どもと家庭を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、子ども本人や妊娠・出産、子育ての当事者にも大きな影響を与え、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにしました。

子ども・子育て分野における近年の重要な展開として、令和5年4月に、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」ものです。また、同じく5年4月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、社会全体でSDGsに関する取組が広がり、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」（令和2年度～6年度）を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策計画」を内包し、一体的な計画としています。これまで、子育て支援計画に基づき、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めた全ての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めてきました。

そして、令和7年4月に開設する児童相談所については、「（仮称）文京区児童相談所運営計画」に基づき、子ども家庭支援センターや関係機関等との相談援助における連携体制を構築するなど、準備を進めてきました。

さらに、子どもの権利条約の理念に基づき、「(仮称)こどもの権利に関する条例」を令和8年4月に施行する予定です。条例の制定に当たっては、子ども本人を含む区民の皆様からのご意見を聴きながら検討を進めています。また、毎年9月から11月を「文の京こども月間」とし、重点的に子どもの権利の普及啓発に取り組んでいます。

このような状況下、子ども・子育て支援施策の継続性と更なる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画）」（令和7年度～11年度）を策定します。

今後しばらくは、文京区における年少人口の増加が見込まれるなど、全国とは異なる動向も見られ、本区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。また、在住外国人人口は増加傾向であり、区として、外国人住民やその家族との相互理解や共生に向けた取組を推進する必要があります。

子どもたちに輝く未来をつなぐため、子ども一人ひとりの多様な背景を把握し、不登校やひきこもり、障害児、医療的ケア児、ヤングケアラー、外国人等を含む全ての子どもの最善の利益を守るよう、本計画に基づき、子どもと子育て家庭の意見を尊重し、本区の特性を反映した子育て支援施策を推進していきます。

子どもの権利条約と4つの原則について

「子どもの権利条約」は1989年11月20日に国連総会で決められ、今は、世界の196の国と地域がこどもの権利を守ることを約束し、大切にしています。この条約には、4つの大切な考え方があります。



差別の禁止

全てのこどもは、人種、国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。

こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

命を守られ成長できること

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、必要な支援を受けることができます。

こどもの意見の尊重

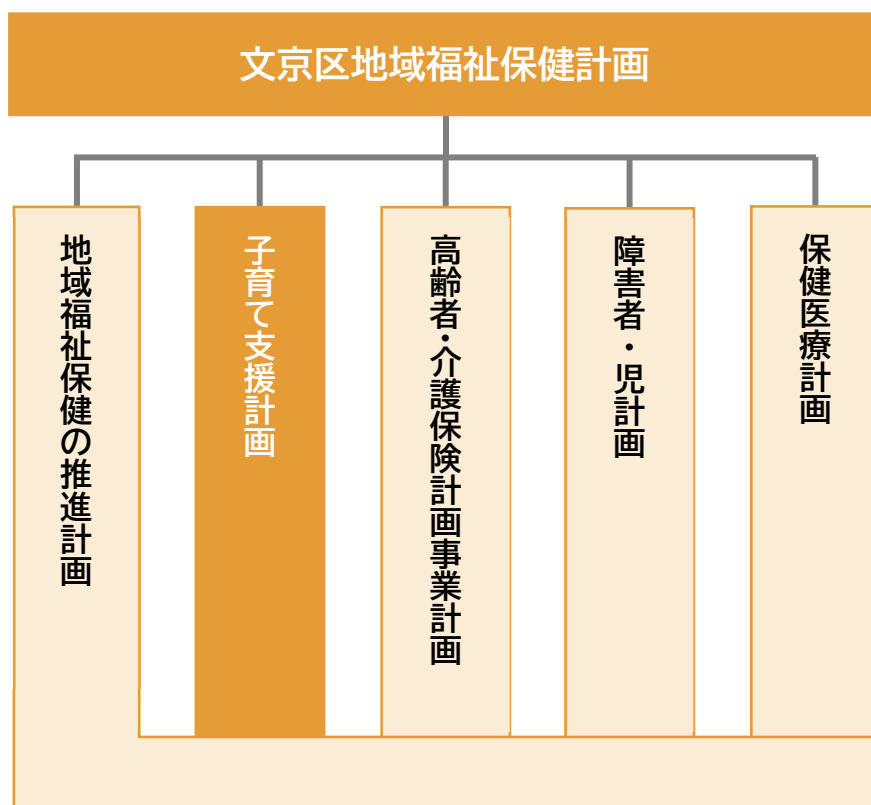
こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、こどもの意見はその年齢や発達に応じて考慮されます。

2 計画の性格・構成

本計画は、福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める子どもの貧困対策計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困の解消に向けた 対策の推進に関する法律 第10条第2項	

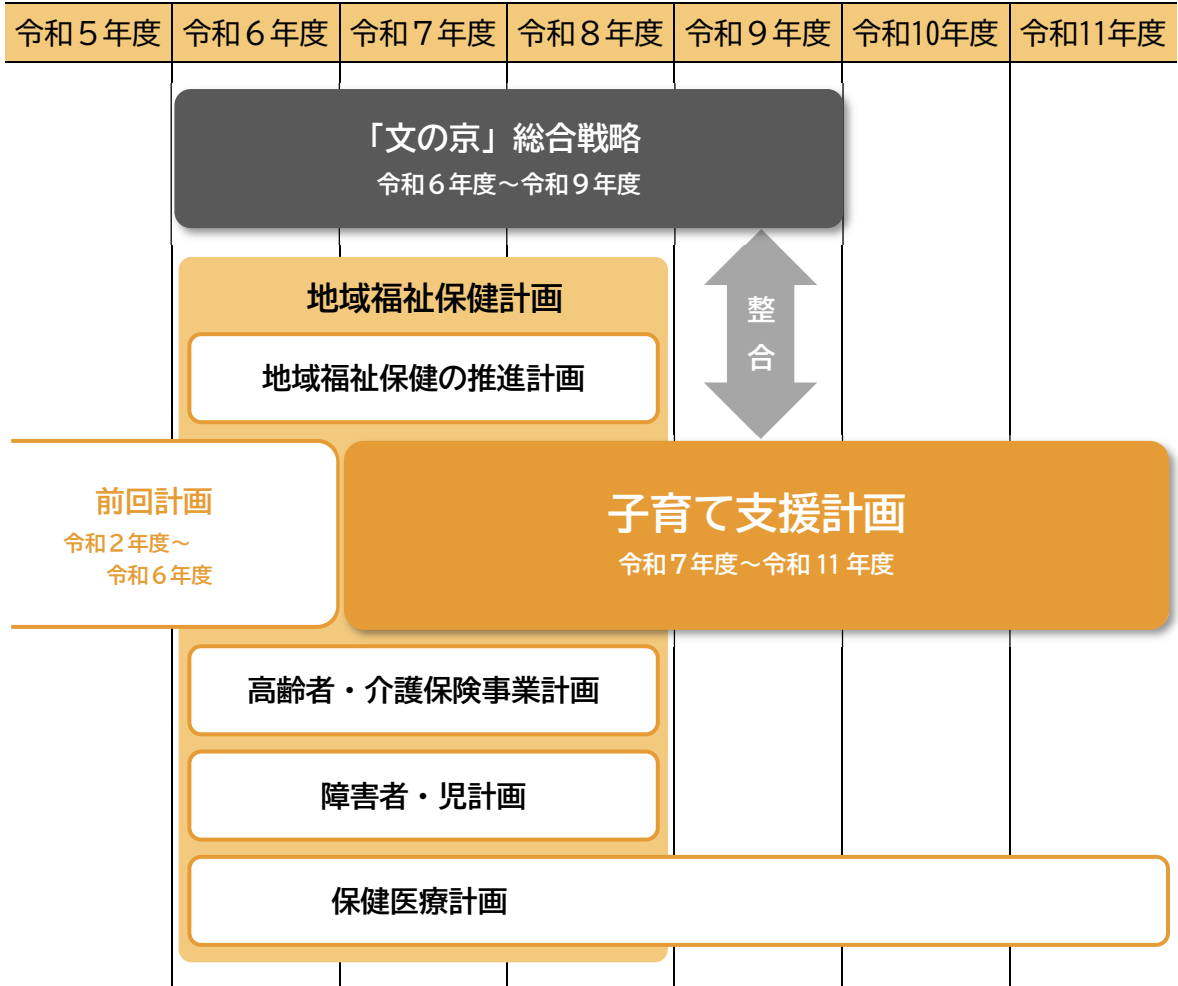
分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、将来人口の変化等により、計画期間中に見直しが必要な状況となった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



4 計画の推進に向けて

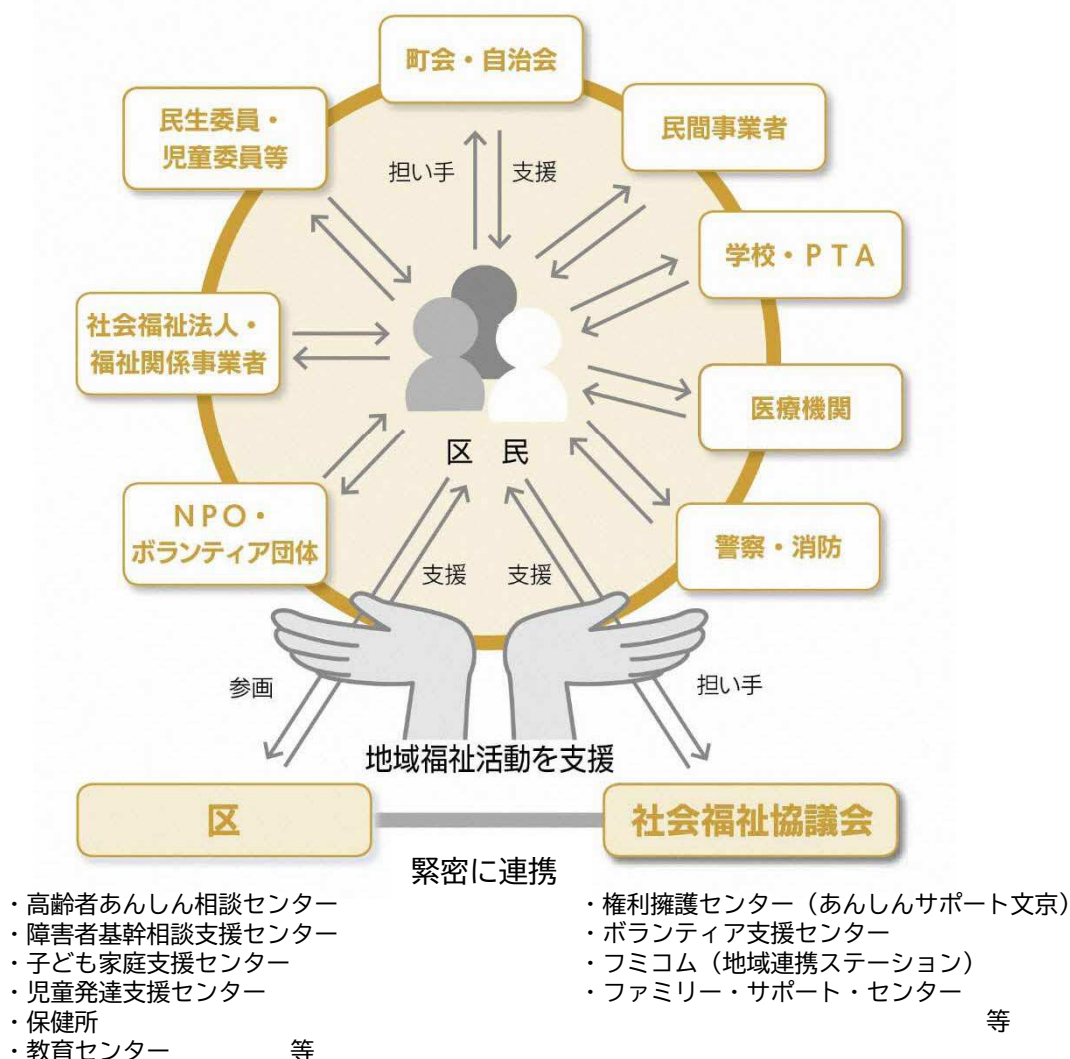
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会¹の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

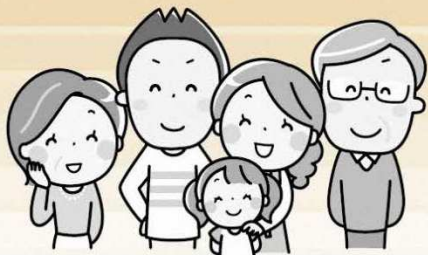
同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題²」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流(ごちゃまぜ)の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

¹ 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

² 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面するとされている問題の総称。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

最終目標

令和6年度～令和8年度

現状

文京区における地域包括ケアシステムの
更なる進化・発展のために
重層的支援体制整備事業を活用

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

ダブルケア

孤独・孤立

ヤングケアラー

8050

制度の狭間

従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

高齢福祉

障害福祉

児童福祉

生活困窮

「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を普遍化してきた

文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ³等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない 相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに 向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	地域づくり事業

● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

● 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

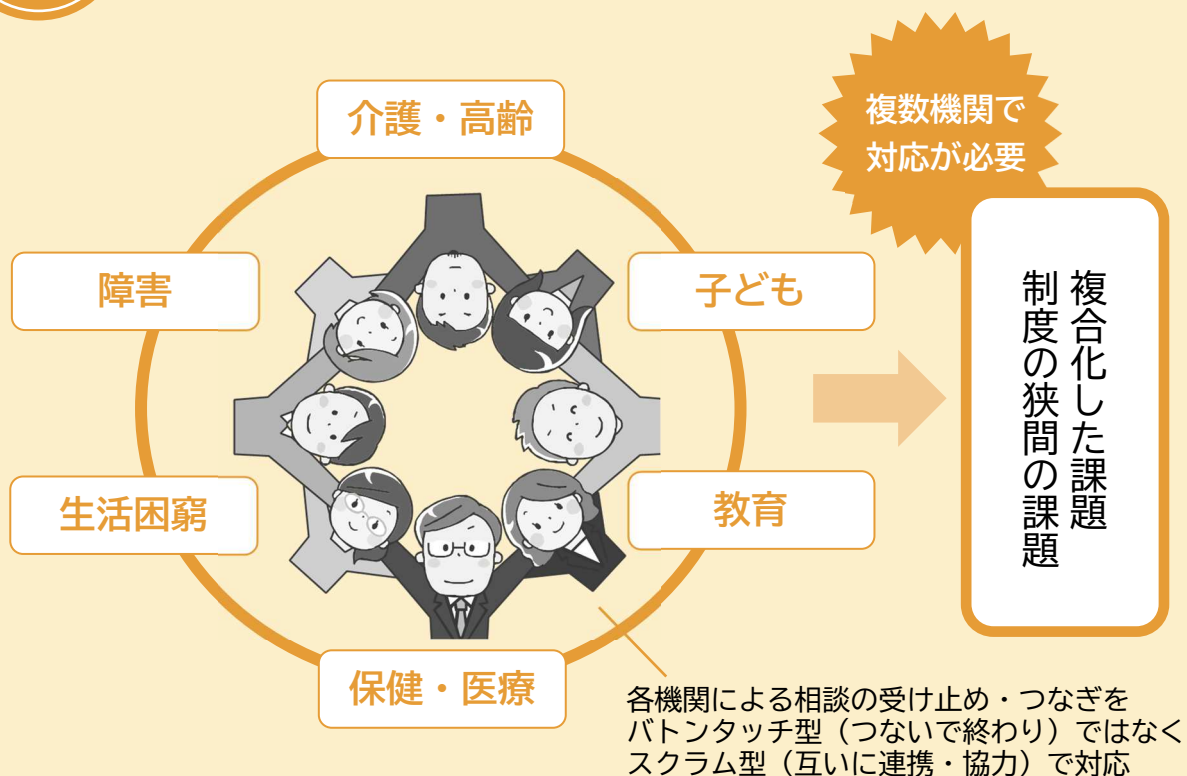
³ アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した
属性を問わない相談の受け止め



V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによる
セーフティネットの充実

既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点
等

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や
居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続する
ためのサポート

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、
地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を
超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが
生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

II. 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、
分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による
情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会のほ
か、民間事業者、医療機関、地域
団体、地域住民等、当事者に関わ
る機関・関係者で構成

プラン
本人同意

重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会等、
支援プランに関わる機関で構成



- ※1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員
に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関
係機関による情報共有が可能
- ※2 事案ごとに関係する機関等で構成

本人との
関係構築

参加支援が
必要な場合

III. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、
必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

IV. 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援
（社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

文京区における子ども及び子育て家庭への支援体制図

文京区

主な会議体

基本構想推進区民協議会／地域福祉推進協議会／

【主な行政計画】

「文の京」総合戦略 ／ 地域福祉保健計画 ／

【基本的な視点】

- 子どもの権利の保障と意見表明機会の確保
- 重層的支援体制整備の推進

子ども家庭部

子育て支援課

幼児保育課

子ども家庭支援センター

区児童相談所

児童手当/子どもの医療費助成/
一時保育事業/病児・病後児保育事業/

認可保育所/私立幼稚園/認定こども園/
地域型保育事業所/認可外保育施設/

子どもと家庭・子育てに関する相談/
ショートステイ・トワイライトステイ事業/

要保護児童の一時保護・施設入所・
相談等の在宅支援/

保健衛生部

健康診査・保健指導/ネウボラ事業/
定期予防接種/

福祉部

重層的支援体制整備事業/
医療的ケア児支援体制の構築/

教育推進部

学習指導・生活指導/
青少年プラザ(b-lab)/

教育センター

不登校児童・生徒への支援/総合相談室/

幼稚園・小学校・中学校

切れ目ない支援

組織横断的な連携

文京区では、市内の複数の組織や関係機関が連携し合うことで、妊娠・出産から高校生世代までの様々なライフステージに向けた、切れ目ない総合的な支援を行っています。

なお、支援体制図は、令和7年4月時点の組織を基に作成しています。

子ども・子育て会議／児童福祉審議会／要保護児童対策地域協議会

関係機関

子育て支援計画

- 持続可能で豊かな地域社会の構築
- 行政手続のデジタル化とDXの推進

ベビーシッター等による子育て支援事業
子育てひろば/子育て情報提供事業 等

区立幼稚園・認可保育所等の入園に関すること
認証保育所/緊急一時保育事業 等

親子ひろば事業/子育て支援講座
ヤングケアラー支援推進事業 等

里親に関すること/社会診断・行動診断・医学診断・
心理診断の実施/社会的養護の推進 等

妊娠・出産支援/産後ケア事業
ぶんきょうハッピーベビー応援事業 等

障害児相談支援/放課後等デイサービス
母子家庭及び父子家庭、女性の相談・支援 等

学校・校外施設整備及び運営維持管理等/児童館・育成室
青少年健全育成 等

児童発達支援センター 等

地域社会との連携

都・他区児童相談所

児童福祉施設、里親等

家庭裁判所

警察

社会福祉協議会

民生委員・児童委員、
主任児童委員

医療機関

弁護士

地域子育て支援拠点

青少年委員

P T A

N P O ・ 地域団体

ボランティア

子ども食堂

(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っています。

前計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況について

地域福祉推進協議会では、毎年度、本計画を含む5つの分野別計画（5頁参照）について、計画事業の進行管理を行っています。前計画の期間中は、新型コロナウイルス感染症が社会生活に大きな影響を及ぼし、各種事業の見直しや縮小、中止等が行われました。前計画期間中において報告した主な内容等は、次のとおりです。

1 子どもの健やかな成長の支援

妊婦全数面接（ネウボラ面接）と乳児家庭全戸訪問事業の実施率は高水準で推移し、妊娠・出産・子育て期の不安を解消するとともに、支援が必要な家庭の把握に取り組みました。伴走型相談事業と経済的支援も一体的に実施するとともに、産後ケア事業の対象を拡大しました。

また、医療的ケア児支援連絡会を開催し、関係機関との情報共有や意見交換を行い、各施設では児童ごとの状態を踏まえた支援方法を検討し、受け入れ体制の整備を進めたほか、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトを保育所等で実施し、子どもの健やかな育ちを支える取組を推進しました。

2 より良い子育てを支える取組

私立認可保育所を中心とした整備を進め、定員数の増加を図り、令和5年度には本区の保育所待機児童を解消しました。

また、一時保育所（キッズルーム）を新たに1か所、病児・病後児施設を新たに2か所開設したほか、年齢や家族構成に応じたベビーシッター等による子育て支援事業や未就園児の定期的な預かり事業を実施し、多様な保育ニーズへの対応を図りました。

さらに、様々な物件を活用した育成室の整備や都型学童クラブの誘致を進めるとともに、放課後全児童向け事業の拡大や児童館機能の充実等により、多様な放課後の居場所の整備を進めました。

3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

児童・生徒一人ひとりのよさや可能性を引き出すため、ICT⁴支援員、日本語指導協力員、バリアフリーパートナー等の各種指導員の人的配置の充実を図りました。

また、1人1台配備したタブレット端末を日常的に使用し、デジタル教科書等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実施しました。施設面では、誠之、明化、柳町の各小学校で校舎の老朽化に伴う改築工事を行うほか、小日向台町小学校の改築設計や千駄木小学校の改築に向けた検討を進めました。

さらに、中高生にとって魅力的な場所となるよう、自主性・社会性を育む居場所の充実に取り組むとともに、区内2か所目となる青少年プラザの開設に向けた検討を開始しました。

4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

令和7年4月の「文京区児童相談所」開設に向け、相談体制及び関係機関との連携を構築し、都を含む近隣自治体へ職員を派遣し、専門職員の確保・育成に取り組みました。

また、児童福祉部門と母子保健部門との連携による妊産期からの切れ目ない一体的な相談や支援を行う、こども家庭センター機能の整備を進めました。

そして、子どもの貧困対策としては、子ども宅食プロジェクト事業において、食品等の配送だけでなく、親子の体験機会の提供やLINEでの相談対応等を行い、子どもとその家族に必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防ぐ取組を実施しました。

5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

地域の中で互いに助け合いながら子育てをする、ファミリー・サポート・センター事業では提供会員の確保に努め、増加した依頼会員の送迎等の需要に応えました。

また、子育て仲間作りの支援として、地域団体による地域子育て支援拠点事業の運営支援を行うとともに、開設準備を支援し区内4か所目の施設が開設されました。

6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、防犯カメラの設置を進めるとともに、令和2年度から6年度までの5年間に18園の再整備等を実施しました。

また、区立小学校PTAと協働で子ども110番事業の継続確認やステッカー貼付け状況の確認調査等を行い、子どもの安全の確保に取り組みました。

⁴ ICT Information and Communication Technologyの略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

第 2 章

計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、子育て支援施策を推進していきます。

1 計画の基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁵やソーシャルインクルージョン⁶の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁷を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

5 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

6 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

7 ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第 3 章

子どもと子育て家庭の現状

【第3章 子どもと子育て家庭の現状 の見方】

本章では、文京区における子どもと子育て家庭の現状について、各種資料や令和5年度実施の「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」から得られたデータをグラフにまとめ、掲載しています。

各項目タイトル横の「白抜き文字」は、グラフの主な特徴を簡潔に示すものとして、記載しています。

第3章

子どもと子育て家庭の現状

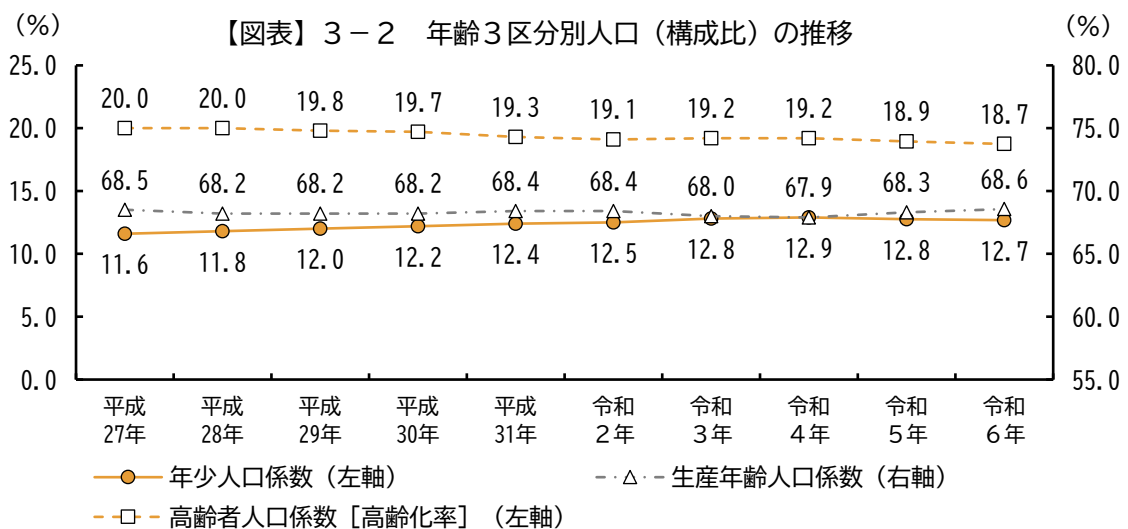
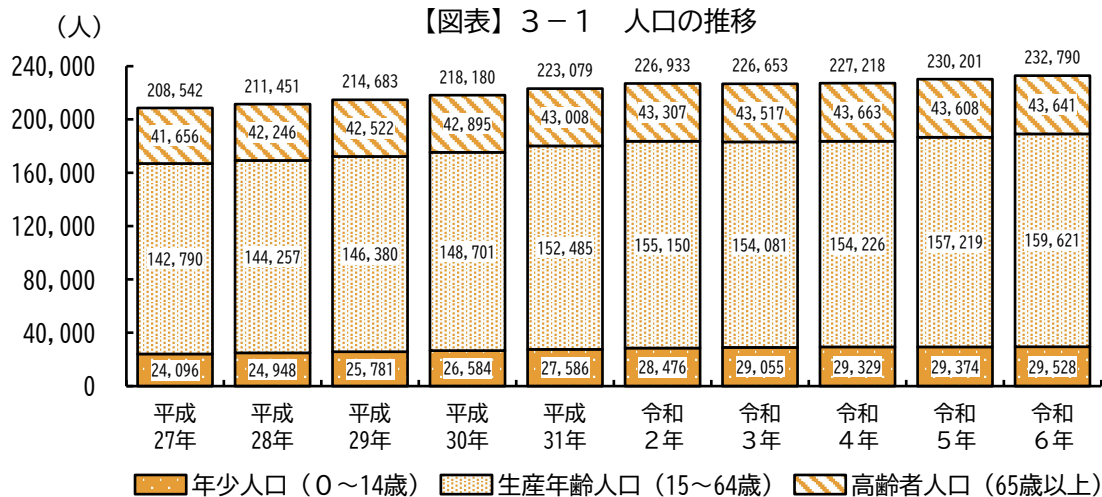
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

着実な増加

文京区の人口は、平成27年以降緩やかな増加傾向にあります。令和6年4月1日現在、住民基本台帳上の人口は、232,790人で、そのうち外国人住民は14,105人となっています。

令和6年4月1日現在の0～14歳の年少人口は、29,528人で、前計画の策定年度である平成31年4月1日現在の27,586人から1,942人増加していますが、構成比の割合はほぼ横ばいとなっています。



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日 (平成24年7月9日) 以降の数値に外国人住民を含む。

資料：住民基本台帳 (各年4月1日現在)

(2) 男女別年齢5歳階級別の人口構成

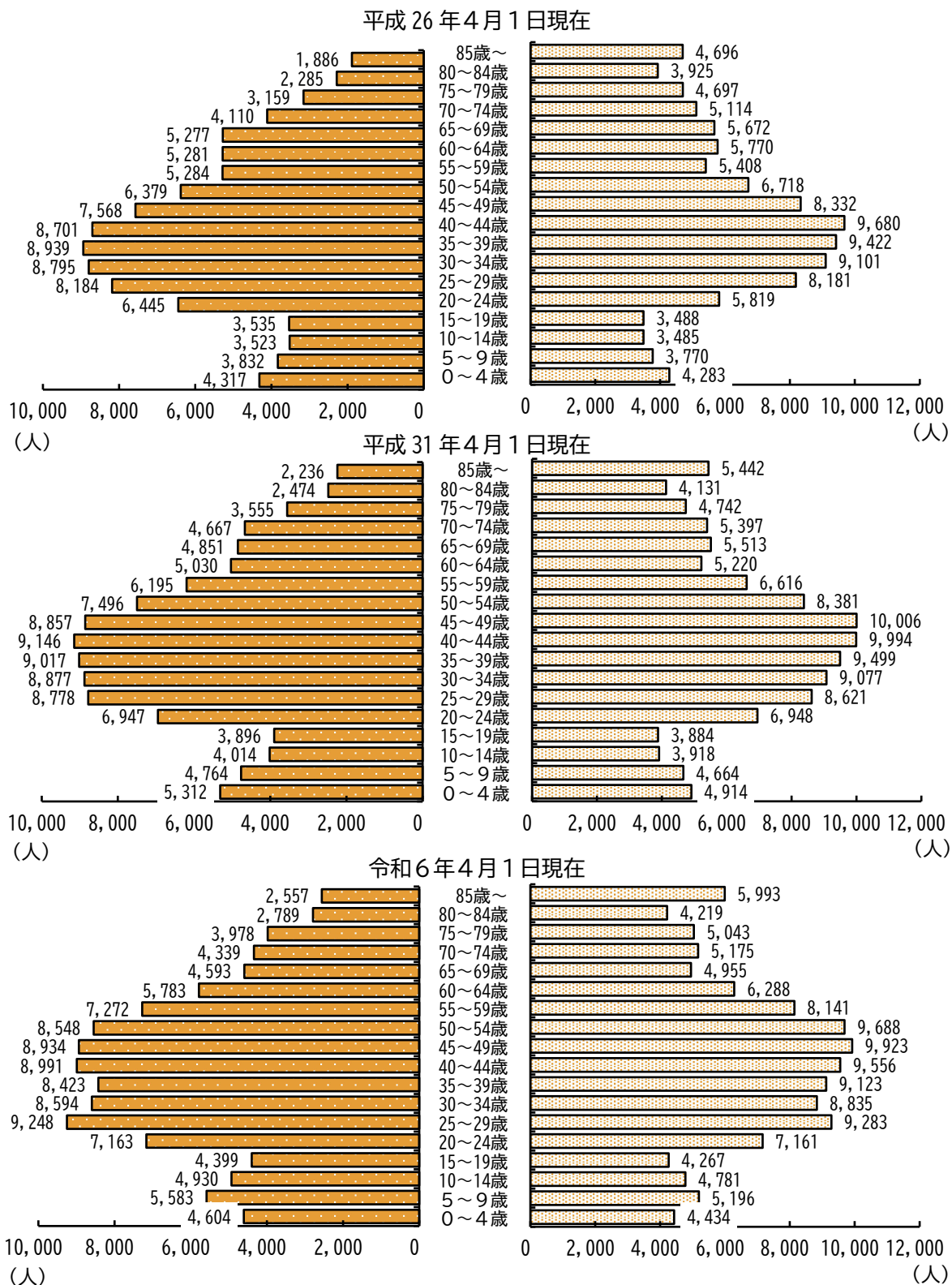
年少人口の増加

平成26年、平成31年、令和6年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人口構成を、人口ピラミッドに表したものが次の図です。男女ともに、年少人口の総数や20代等の人口が増加していることがわかります。

【図表】 3-3 男女別年齢5歳階級別の人口構成

【男性】

【女性】



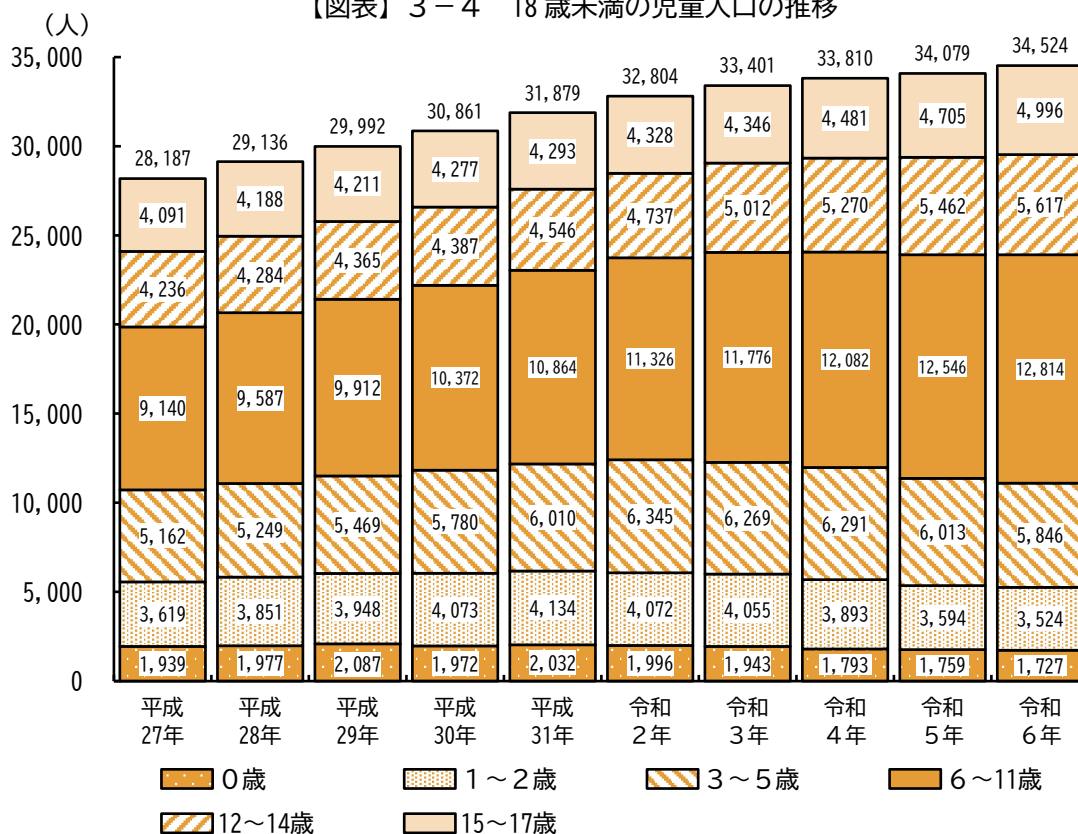
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 18歳未満の児童人口の推移

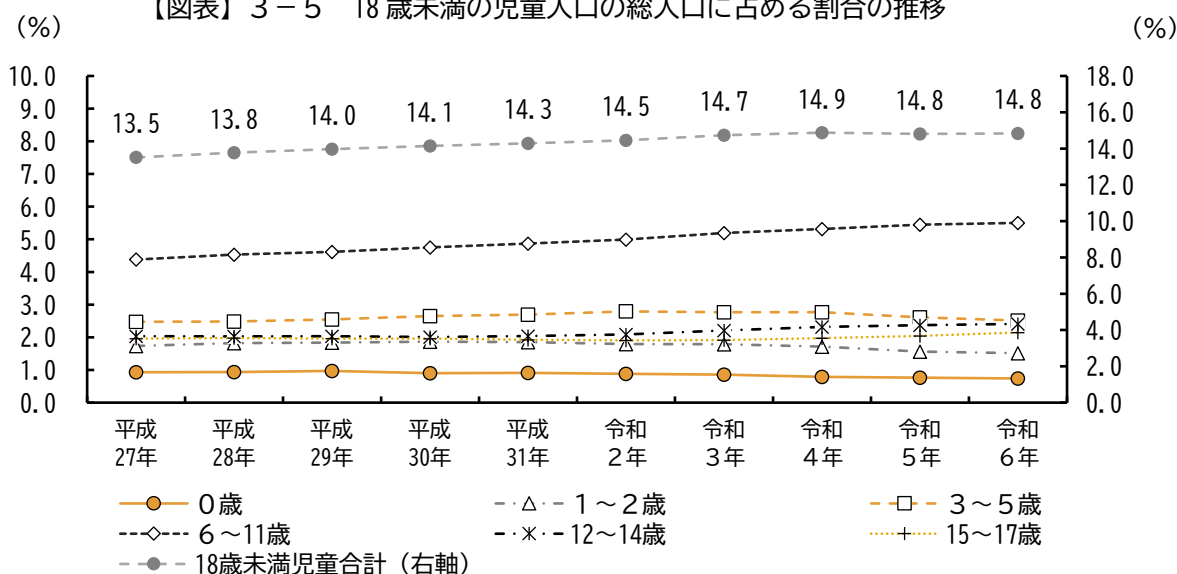
着実な増加

令和6年4月1日現在の18歳未満の児童人口は34,524人で、総人口に占める割合は14.8%となっています。平成31年に比べて、人数では2,645人増加し、総人口に占める割合は0.5ポイント増加しています。

【図表】3-4 18歳未満の児童人口の推移



【図表】3-5 18歳未満の児童人口の総人口に占める割合の推移



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

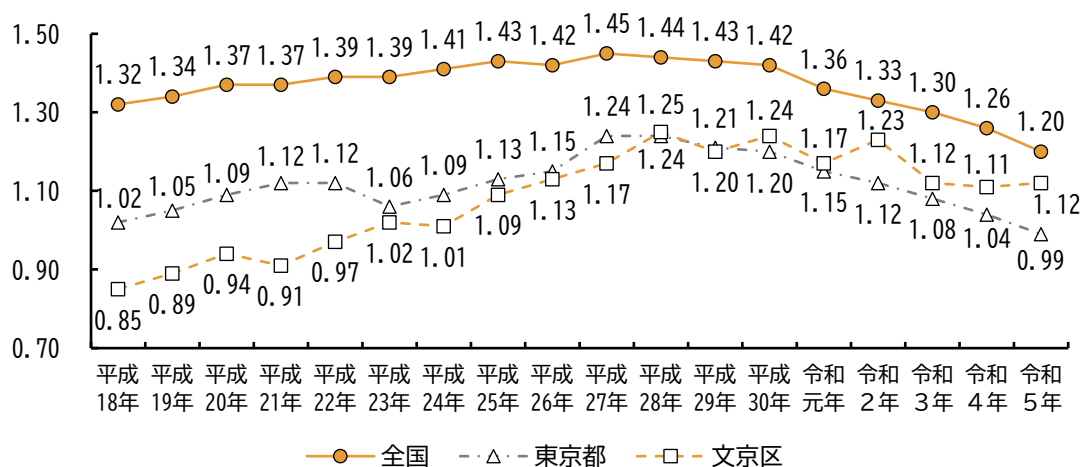
(4) 合計特殊出生率及び出生数等の推移

合計特殊出生率及び出生数は新型コロナの影響を受け減少

全国の合計特殊出生率⁸は、平成24年以降は1.40を超えほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和5年は1.20となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、令和5年は1.12となっています。

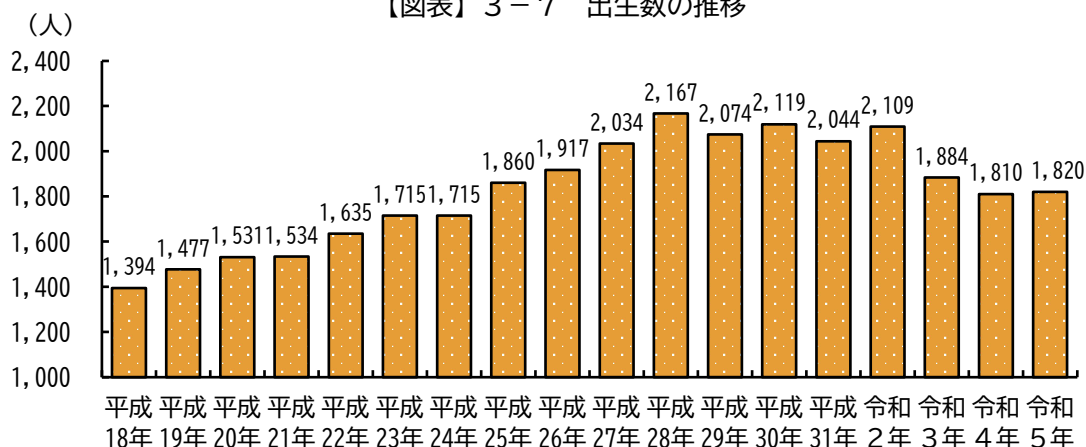
一方、文京区の出生数は、平成28年の2,167人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年以降大きく減少し、令和5年では1,820人となっています。

【図表】3-6 合計特殊出生率の推移



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、ぶんきょうの保健衛生（文京区）
令和5年は人口動態統計（全国・東京都）、東京都保健医局人口動態統計（文京区）

【図表】3-7 出生数の推移



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

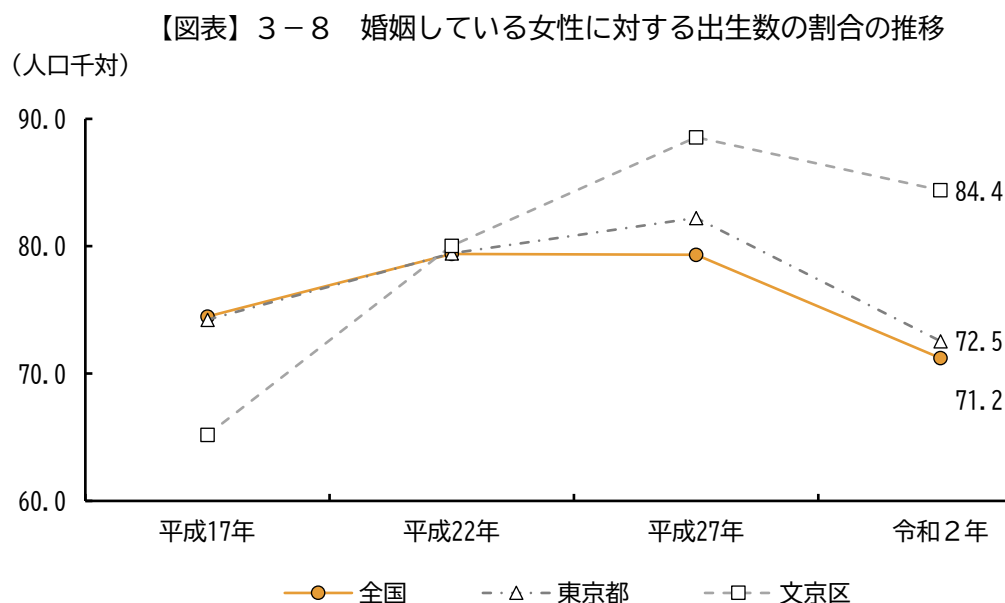
資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、文京の統計（文京区）
令和5年は東京都保健医局人口動態統計

⁸ 合計特殊出生率 15歳～49歳の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性を生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

また、結婚や出産は個人の自由な意思決定に基づくものであり、ライフスタイルの多様化が進む現代において、出生率を多角的に捉えることが子ども・子育て支援施策を進める上で大切な視点となっています。

その一つとして、婚姻状態に基づき出生動向を分析すると、婚姻している女性に対する出生数の割合は、令和2年は東京都が72.5%、文京区が84.4%となっており、特に文京区は全国の71.2%を大きく上回っています。

合計特殊出生率は、就学や就職を機に若年層が都市部に流入する影響を受けるため、都市部で特に低くなる傾向があります。これに対して、配偶者を有する女性に対する出生数の割合は異なる推移を示し、都市部で相対的に高く、人口の流入が続く本区においては社会動態を踏まえた上で、子ども・子育て支援施策を展開する必要があります。



資料：国勢調査、人口動態調査

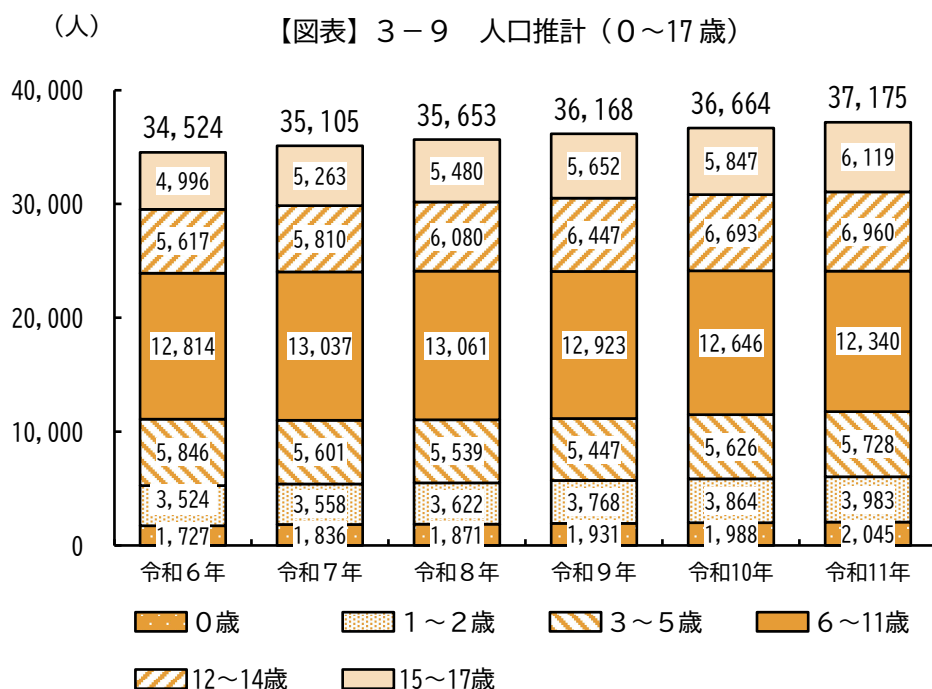
2 人口推計

引き続き増加の見通し

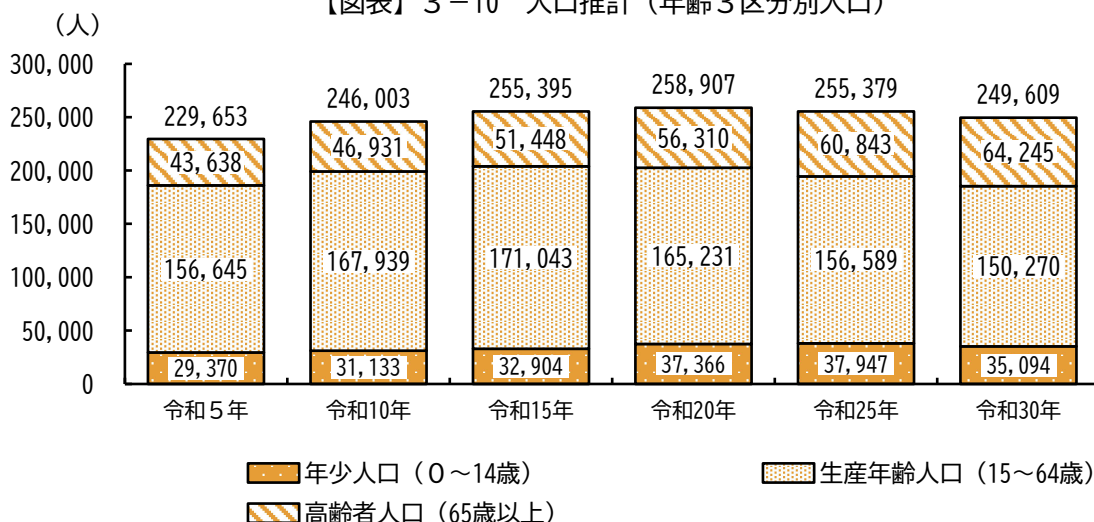
本計画の策定に当たり、計画期間である令和7年から11年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和11年には0歳から17歳までの人口は37,175人と、令和6年実績に比べて2,651人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、11,756人となり、令和6年実績と比べて659人増える結果となりました。

また、「文の京」総合戦略による令和30年までの人口推計（年齢3区分別人口）をみると、総人口は令和20年、年少人口は令和25年のピークとなるまで、引き続き増加していくことが見込まれています。

【図表】3-9 人口推計（0～17歳）



【図表】3-10 人口推計（年齢3区分別人口）



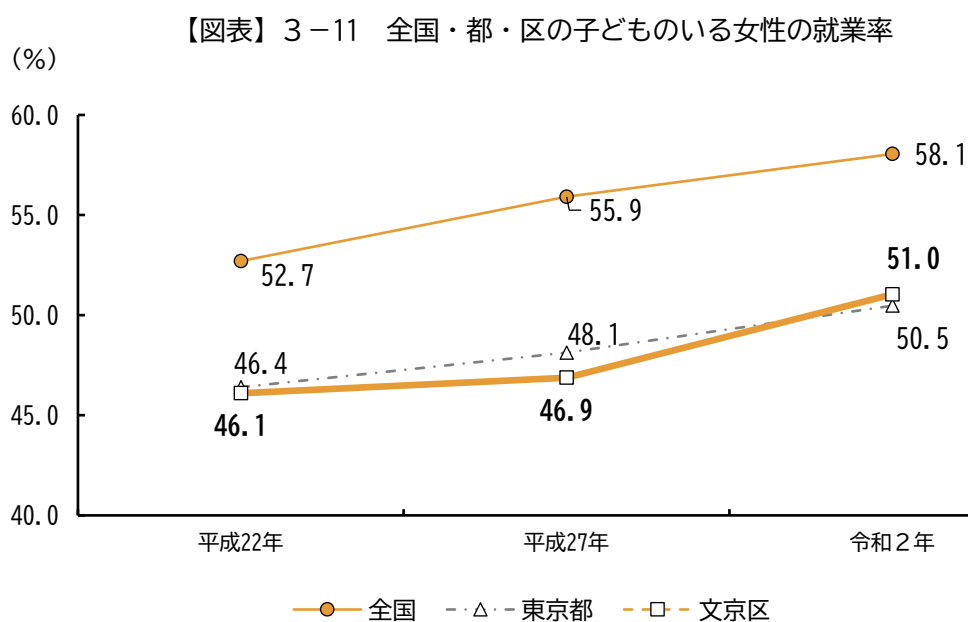
資料：「文の京」総合戦略（令和6年3月）

3 子どものいる女性の就業率と就業状況

(1) 子どものいる女性の就業率

増加傾向で 50%を超える

平成22年、27年、令和2年の子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国で比較したのが下記の図です。文京区は平成27年までほぼ横ばいでありましたが、令和2年には東京都を上回り、51.0%となっています。



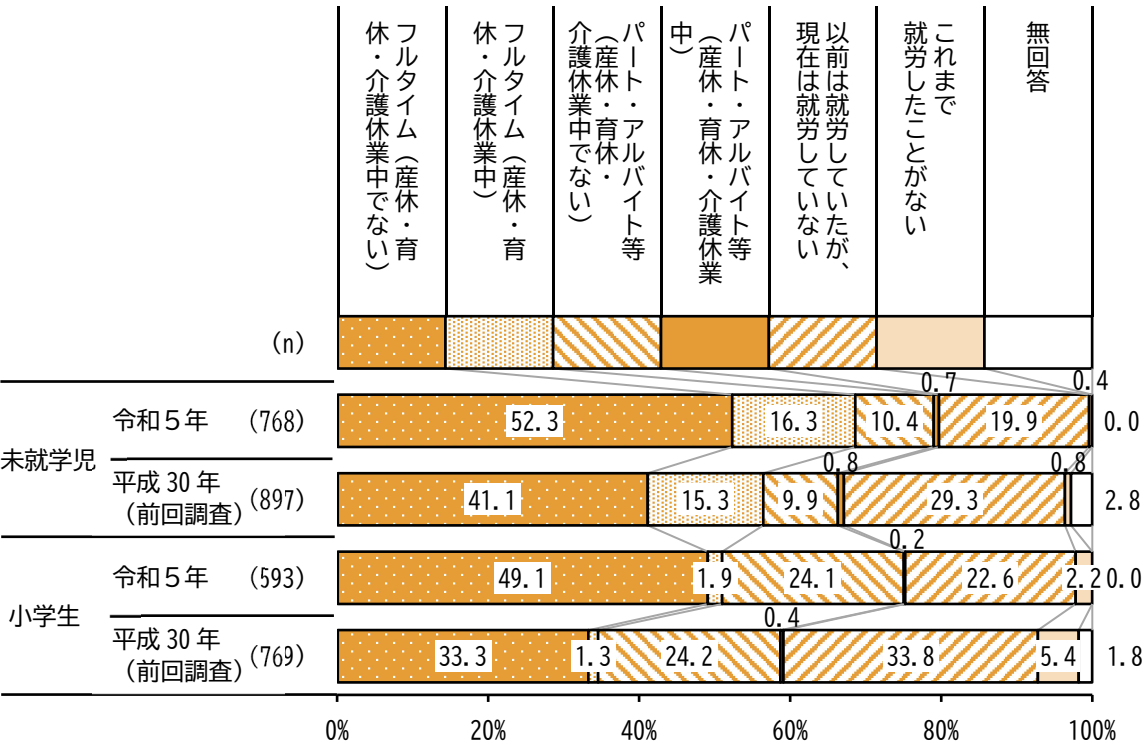
※ 「夫婦のいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出。

資料：平成22年、平成27年、令和2年国勢調査

(2) 子どものいる女性の就業状況 フルタイム就労の増加

令和5年度に実施した「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時（平成30年度）より大きくなっており、未就学児の子どもがいる母親、小学生の子どもがいる母親いずれも半数前後を占めています。

【図表】3-12 子どものいる女性の就労状況



※ フルタイムは1週5日程度・1日8時間程度の就労、パート・アルバイトは「フルタイム」以外の就労を指します。

※ 図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

資料：令和5年度子ども・子育て支援に関する実態調査（文京区）

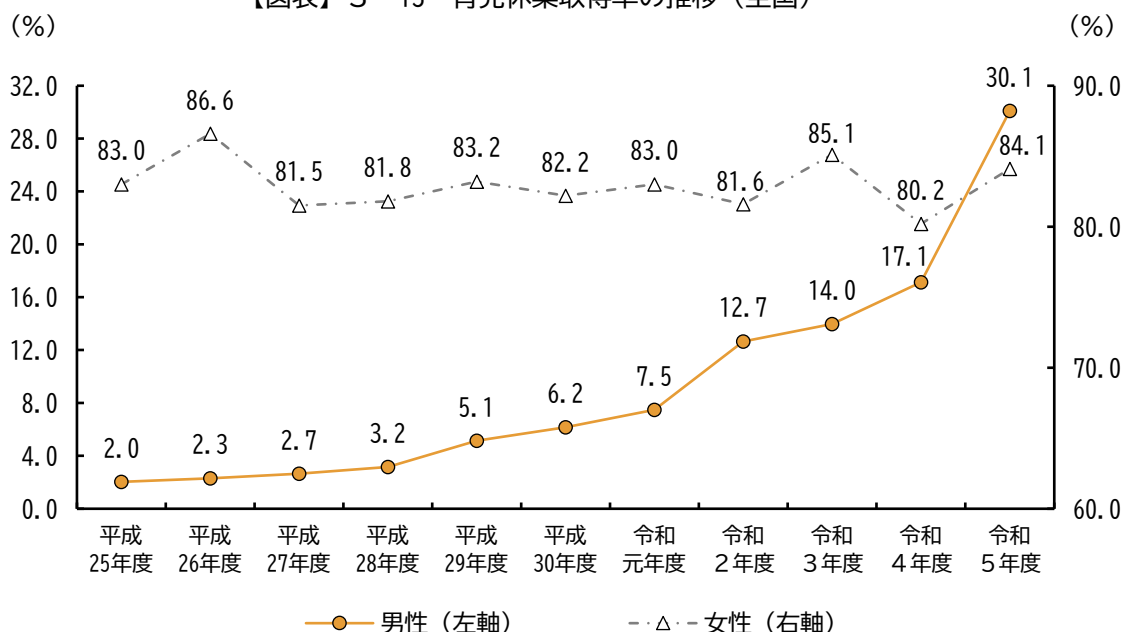
(3) 育児休業取得率の推移

男性の取得率の大幅な増加

「雇用均等基本調査」（厚生労働省）によると、育児休業取得率は、男性は令和元年度以降大きく増加し、令和5年度は30.1%となっています。女性は平成26年度の86.6%をピークに増減を繰り返しており、令和5年度には84.1%となっています。女性と男性の育児休業取得率の差は令和5年度で54.0ポイントです。

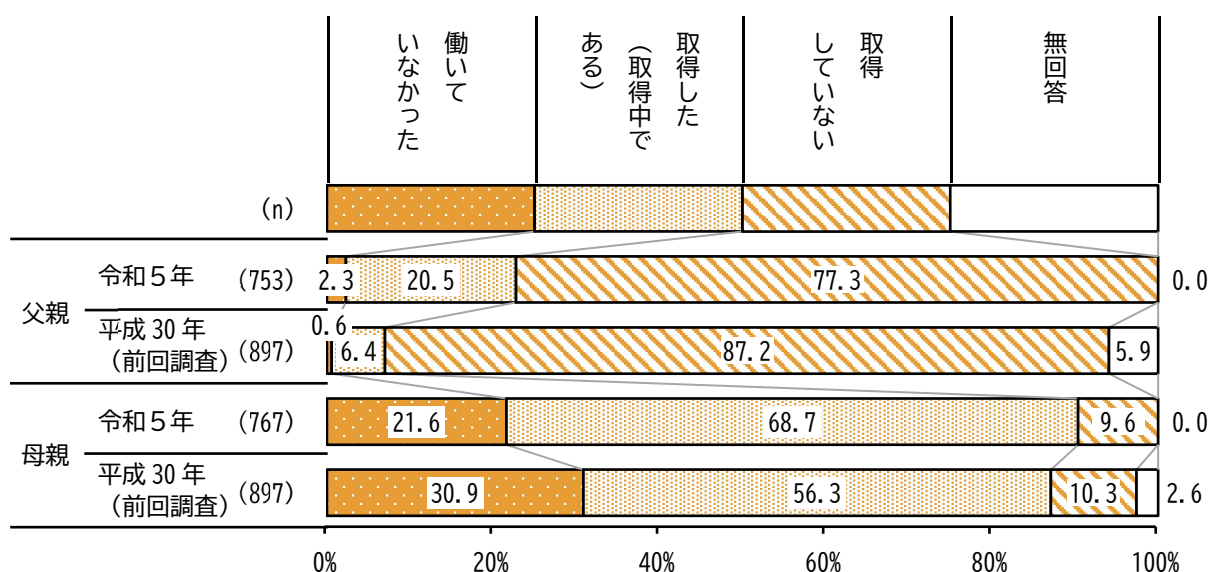
また、令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」における、未就学児の父母の育児休業制度の取得経験については、平成30年の前回調査結果に比べ、父親と母親ともに育児休業制度を取得した割合が10ポイント以上増加しており、前回調査時より育児休業を取得している傾向がうかがえます。

【図表】3-13 育児休業取得率の推移（全国）



資料：令和5年度雇用均等基本調査（厚生労働省）

【図表】3-14 育児休業制度の取得経験



資料：令和5年度子ども・子育て支援に関する実態調査（文京区）

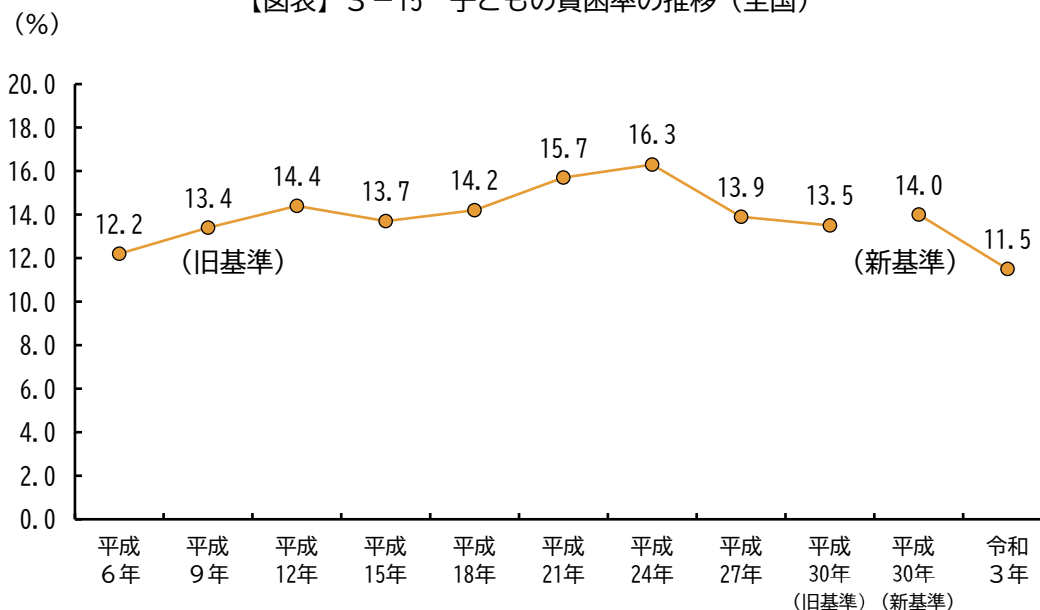
4 子どもの貧困率の推移

貧困率の減少

「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は平成30年（新基準）の14.0%から減少し、令和3年は11.5%となっています。

なお、文京区では令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」に加え、子ども宅食プロジェクトや就学援助、児童扶養手当等の各事業の利用状況等から、貧困の状況を個別に把握しています。

【図表】3-15 子どもの貧困率の推移（全国）



- ※ 令和3年からは、新基準の数値です。なお、平成30年は旧基準との比較のため、新基準でも算定しています。
- ※ 「新基準」は、OECD（経済協力開発機構）の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。

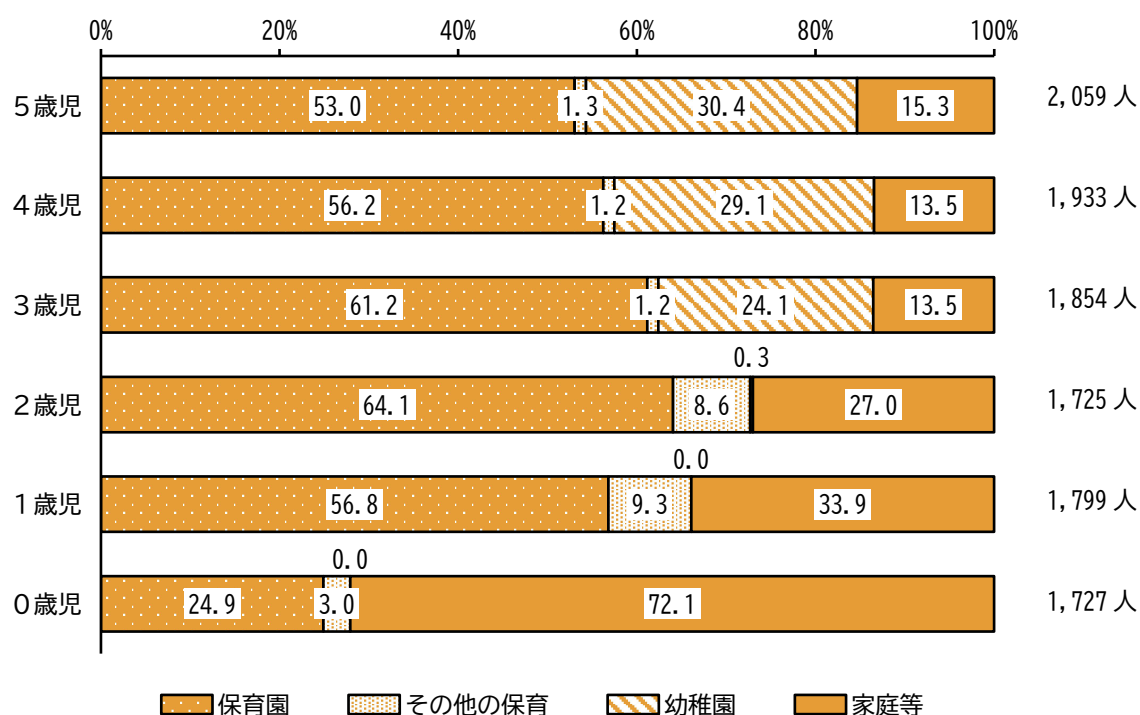
資料：2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）

5 子育て支援サービスの利用状況

(1) 未就学児の保育の状況 0歳児は「家庭等」が多い

未就学児童（0～5歳児）が、どのような保育の状況にあるかを年齢別に割合で示すと、0歳児は「家庭等」が約7割で最も多くなっています。1歳児と2歳児では保育園に通う割合が5割以上となり、3歳児以上は幼稚園に通う割合が2割以上となっています。

【図表】3-16 未就学児童の保育の状況



※ 0～5歳人口（外国人含む。）、各保育施設等の在籍児童数は令和6年4月1日現在

※ その他の保育とは、保育所型認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業、地方単独型保育施策、東京都認証保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業の在籍児童数の合計

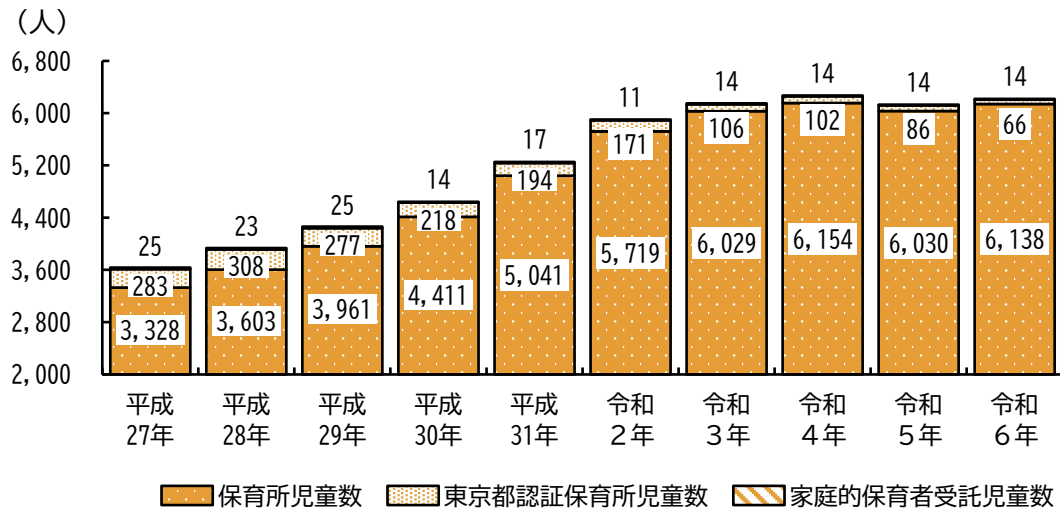
(2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

保育所等在籍児童の増加、待機児童の大幅な減

保育所等の在籍児童数は増加してきており、令和6年の保育所等在籍児童数の総数は平成27年の約1.7倍となっています。

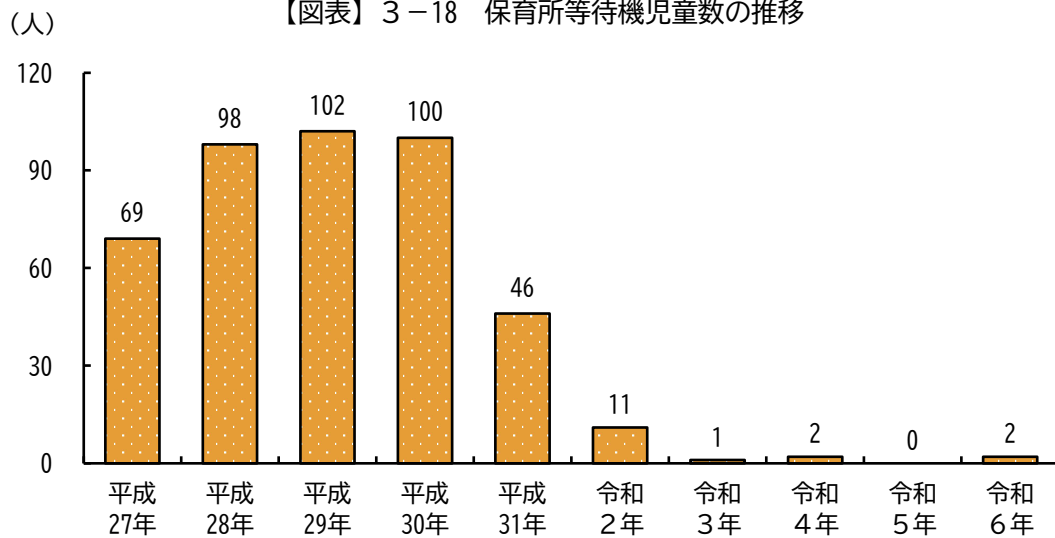
待機児童は平成30年まで増加傾向にありましたが、平成31年以降大きく減少し、令和6年は2人となっています。

【図表】3-17 保育所等在籍児童数の推移



(各年4月1日現在)

【図表】3-18 保育所等待機児童数の推移

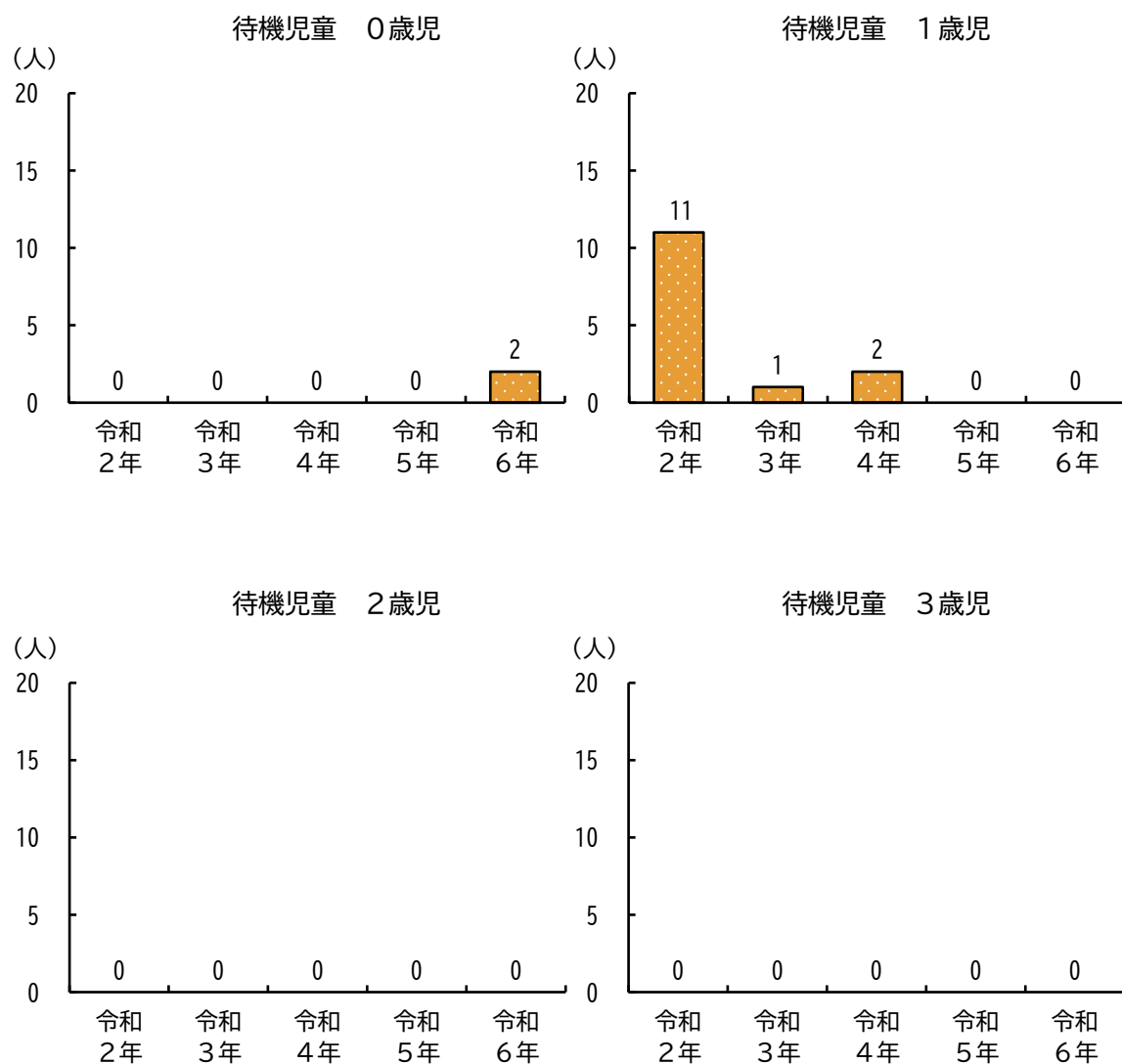


注：平成29年度以前と平成30年以降では待機児童の定義が異なる（保育所等利用待機児童数調査について（平成29年3月31日付け雇児保発 0331 第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」）参照。）

(各年4月1日現在)

また、【保育所等待機児童数の推移】で示した保育園等待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。0歳児、1歳児の待機児童数は、令和3年度以降0人から2人で推移しています。また、2歳児、3歳児の直近5年間の待機児童数は0人となっています。

【図表】3-19 保育所等待機児童数の推移（年齢別）



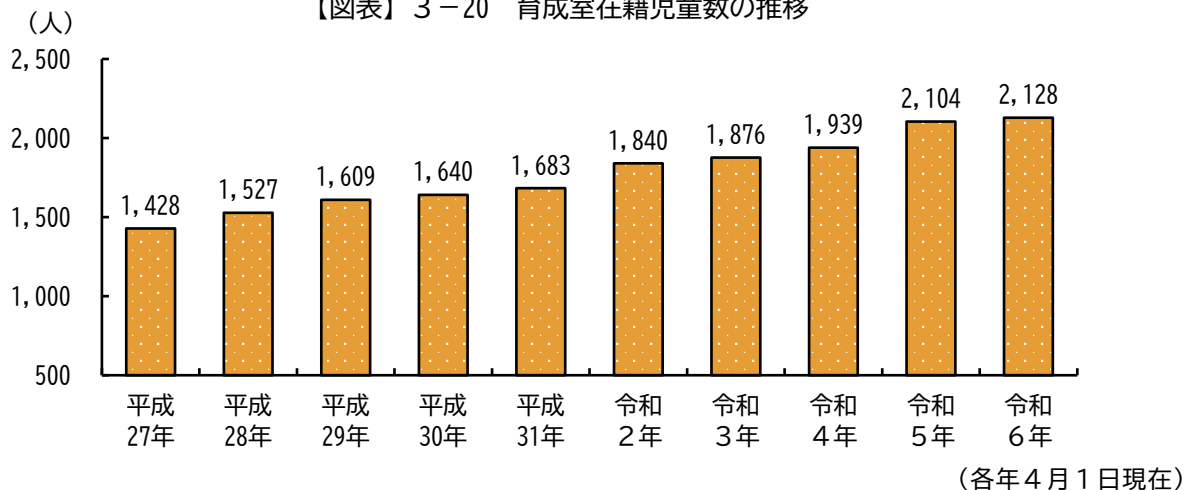
(各年4月1日現在)

(3) 育成室在籍児童数の推移

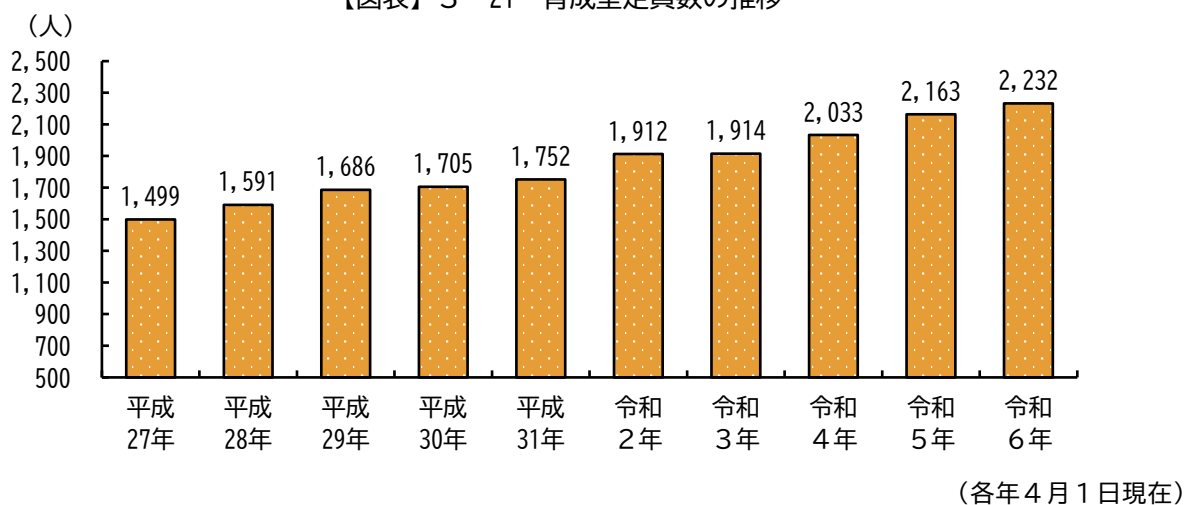
在籍児童数及び待機児童数の増加

育成室在籍児童数は年々増加しており、令和6年には2,128人となっています。定員数も増やし続けており、令和6年には2,232人となっています。なお、育成室の待機児童数は増減を繰り返していましたが、令和5年から大幅に増加し、令和6年には93人となっています。

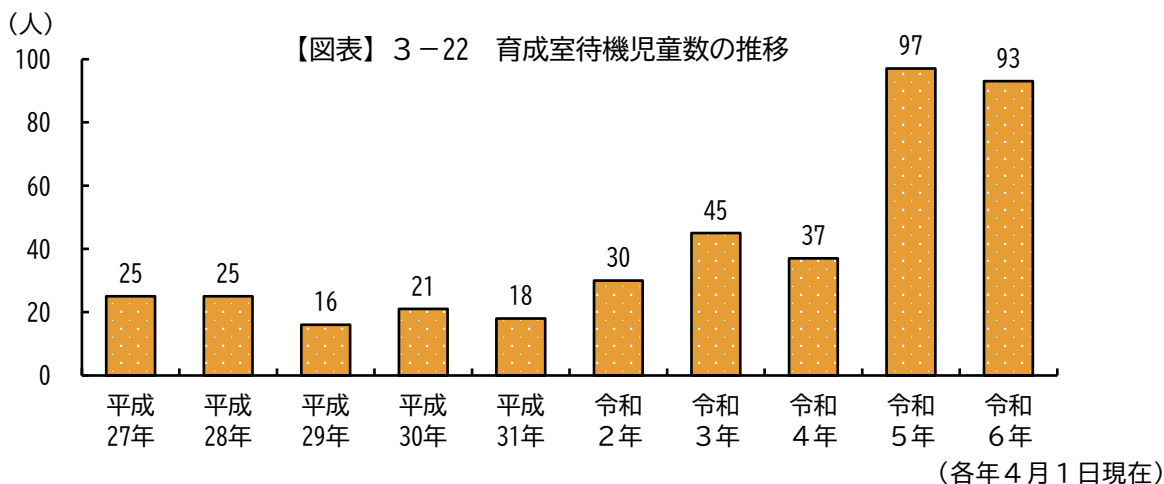
【図表】3-20 育成室在籍児童数の推移



【図表】3-21 育成室定員数の推移



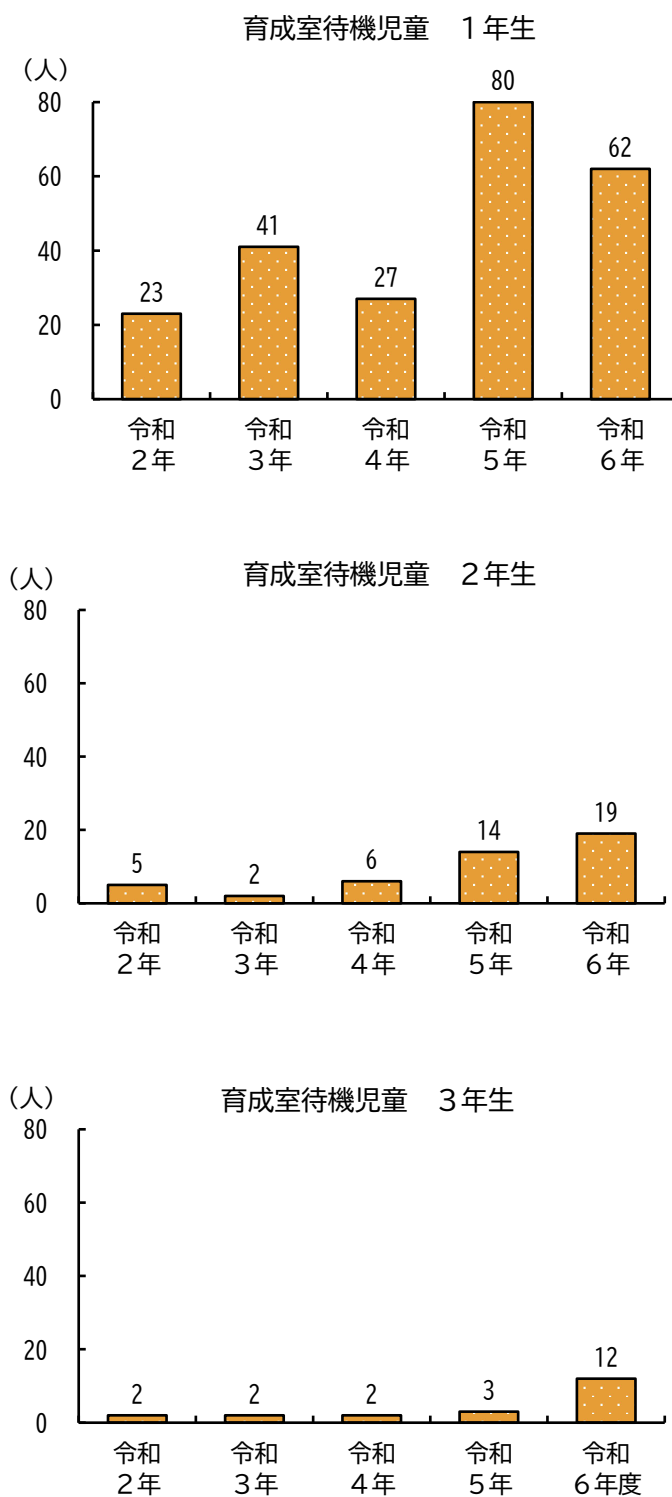
【図表】3-22 育成室待機児童数の推移



また、【育成室待機児童数の推移】で示した育成室待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。全ての年度において、1年生の待機児童数が大半を占めています。

なお、文京区では、心身に特別な配慮を要する児童に対して、6年生までの延長保育を実施しています。

【図表】3-23 育成室待機児童数の推移（学年別・1～3年生）



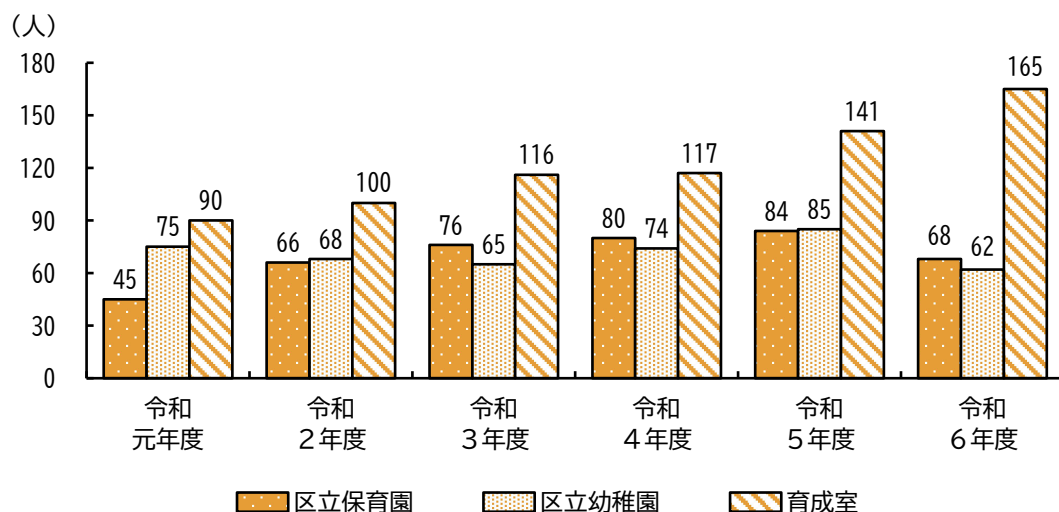
（各年4月1日現在）

(4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍数の推移

増加傾向

特別な支援を必要とする児童の在籍数は、育成室において増加傾向にあり、令和2年度に比べ令和6年度には約1.7倍になっています。

【図表】3-24 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移



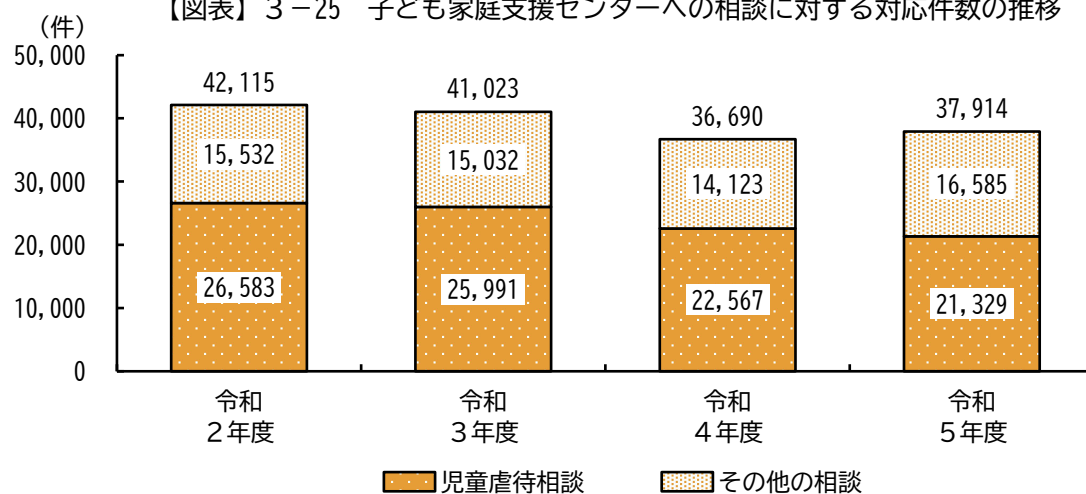
(各年4月1日現在)

(5) 子ども家庭支援センターへの相談に対する対応件数の推移

年間4万件前後で推移

子ども家庭支援センターへの相談に対する対応件数は、児童虐待相談対応が2万件、その他の相談対応が1万件を超え、年間4万件前後で推移しています。

【図表】3-25 子ども家庭支援センターへの相談に対する対応件数の推移



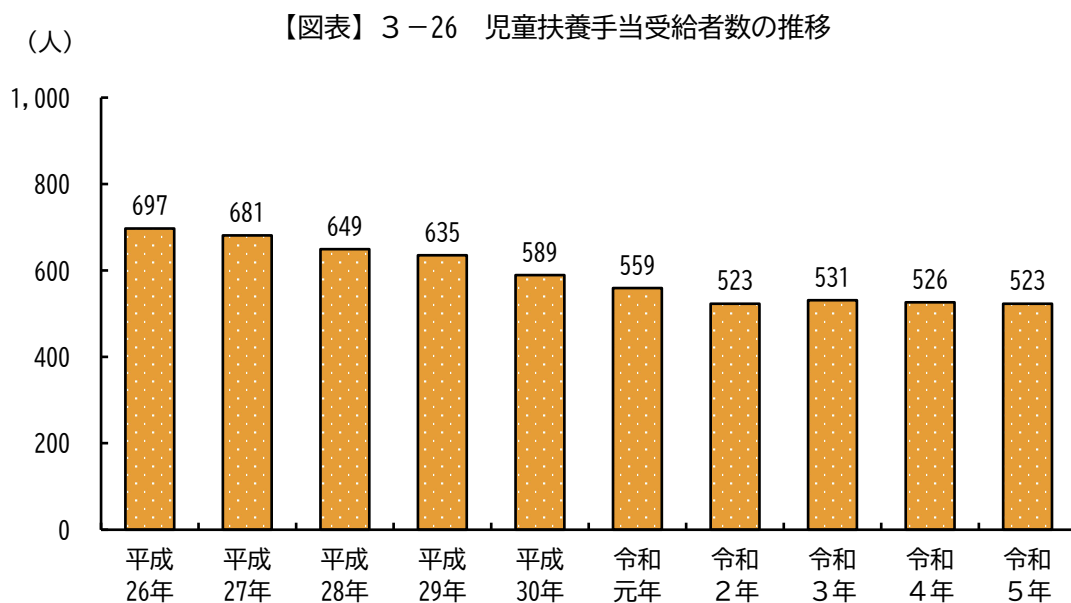
※ 相談に対する相談員の対応件数（訪問、面接、電話等の行動回数）の集計数

(各年4月1日現在)

(6) 児童扶養手当受給者数の推移

減少から横ばい傾向へ

児童扶養手当の受給者数は近年減少から横ばい傾向にあり、令和5年では523人となっています。

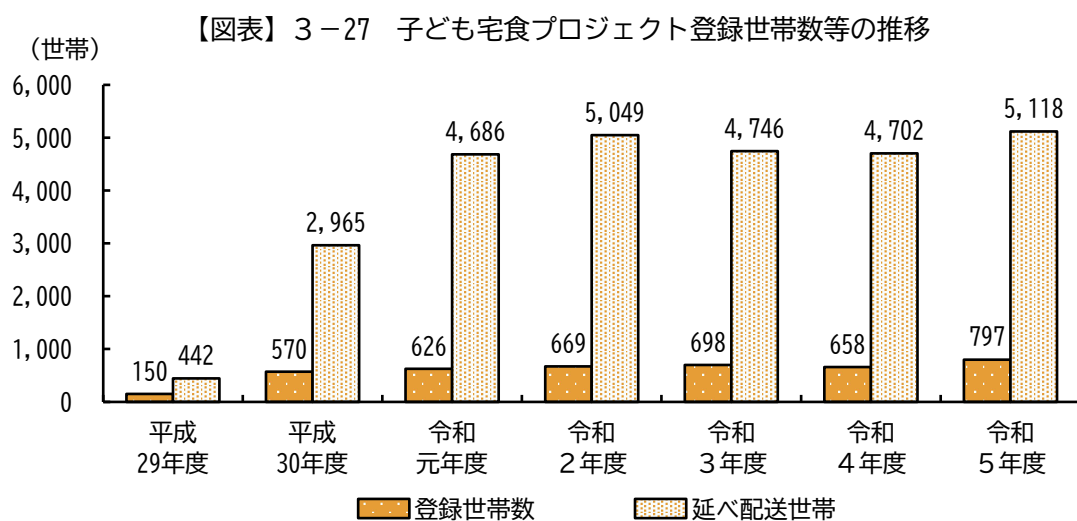


資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和6年版）

(7) 子ども宅食プロジェクト登録世帯数等の推移

延べ配送世帯は5,000世帯前後で推移

子ども宅食プロジェクトの登録世帯数は近年増加傾向にあり、令和5年度で797世帯となっています。また、延べ配送世帯は5,000世帯前後で推移しています。



6 子ども・子育て支援に関する実態調査結果

本区では、子育て支援策を更に進めていくために、子育て中の方々や小学生、中学生、高校生世代に実態調査を実施しました（令和5年10月～11月実施。未就学児の保護者1,800人、小学生の保護者1,500人、中学生の保護者700人、小学生本人700人、中学生本人700人、高校生世代本人700人等の計8,722人に配布。有効回収率39.9%）。

その中で、区が実施する子育て環境や子育て支援への満足度、子育ての楽しさ、不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

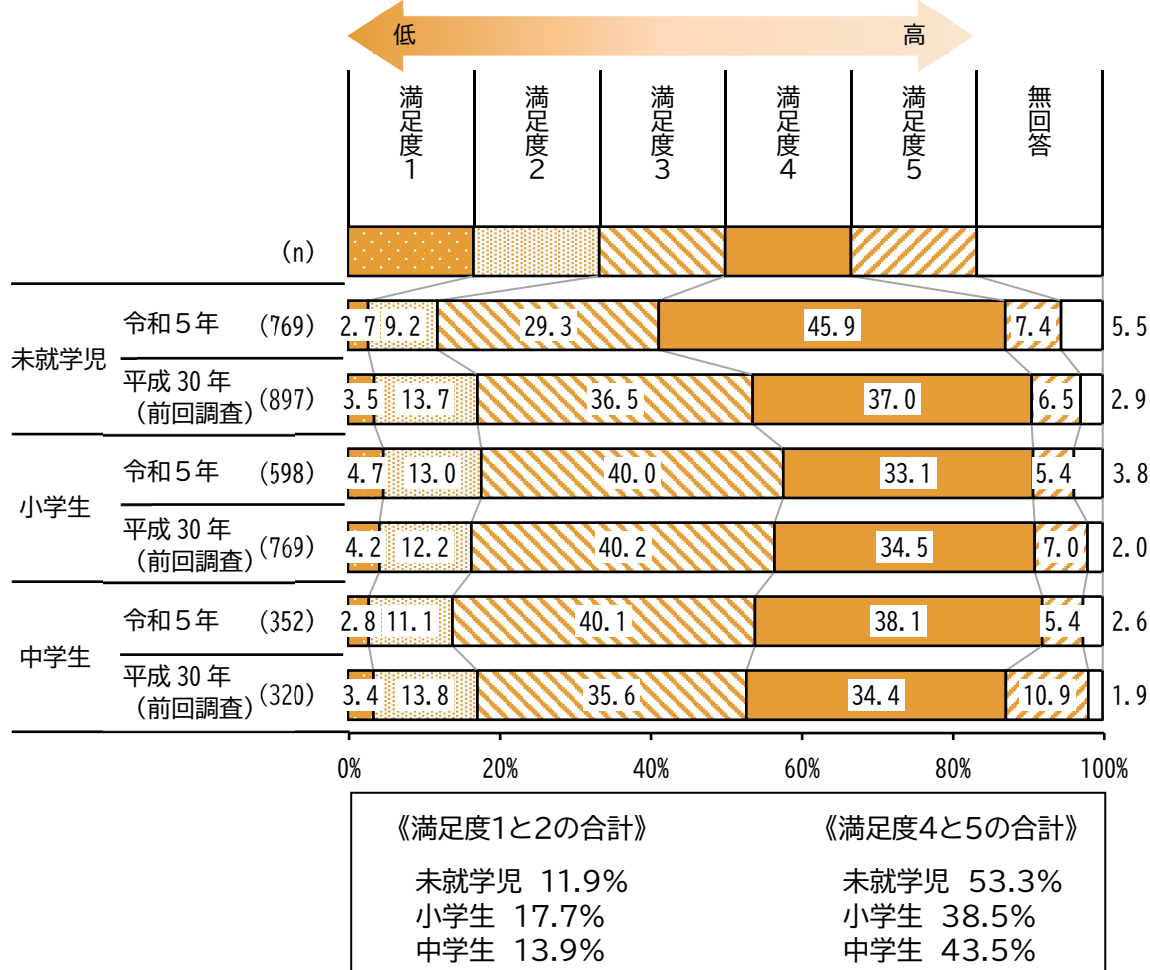
※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

（1）子育て環境や支援への満足度について

高い満足度が上回る

区の子育ての環境や支援について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者及び中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が、満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っています。平成30年の調査結果と比較すると、「満足度4」「満足度5」の計は未就学児の保護者で9.8ポイント増加している一方、小学生の保護者で3.0ポイント、中学生の保護者で1.8ポイント減少しています。

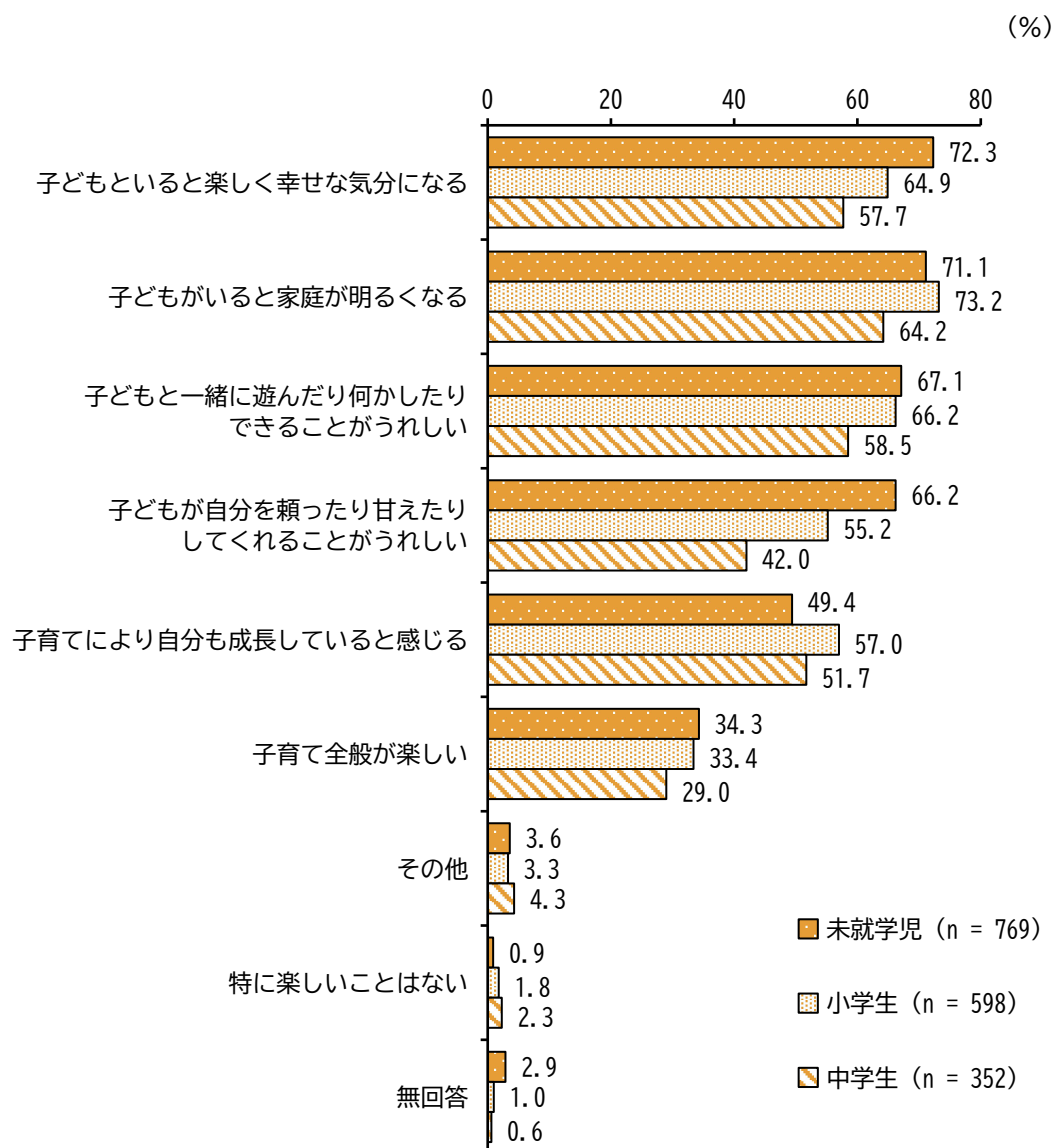
【図表】3-28 子育て環境や支援への満足度



(2) 子育ての楽しさ 楽しいと感じる人が多い

子育てをする上で楽しいと感じるときについて、「子どもといると楽しく幸せな気分になる」と回答したのは、未就学児の保護者が72.3%、小学生の保護者が64.9%、中学生の保護者が57.7%となっており、「子どもがいると家庭が明るくなる」は未就学児の保護者が71.1%、小学生の保護者が73.2%、中学生の保護者が64.2%となっています。

【図表】 3-29 子育てをする上で楽しいと感じるとき（複数回答）



(3) 役立つ子育て支援の施設・サービス

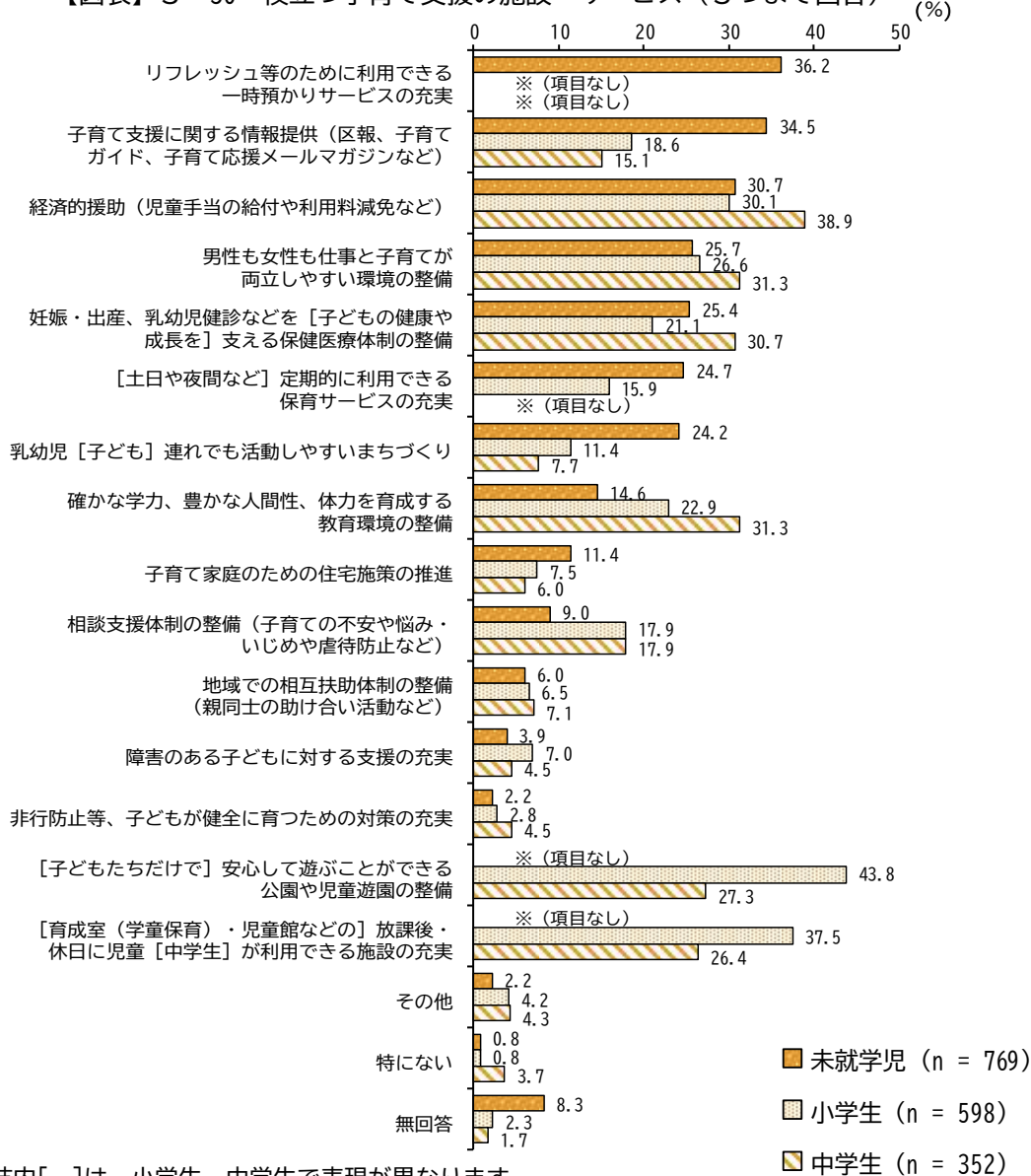
子どもの成長に合わせた変化

役立つ子育て支援の施設・サービスについて、未就学児の保護者では、「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」、「子育て支援に関する情報提供（区報、子育てガイド、子育て応援メールマガジンなど）」及び「経済的援助（児童手当の給付や利用料免除など）」が3割を超えています。

小学生の保護者では、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が43.8%と最も多く、次いで「育成室（学童保育）・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が37.5%、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が30.1%の順となっています。

中学生の保護者では、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が38.9%と最も多く、次いで「男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備」と「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」がともに31.3%の順となっています。

【図表】 3-30 役立つ子育て支援の施設・サービス（3つまで回答）



※ 選択肢内[]は、小学生、中学生で表現が異なります。

(4) 子育てをする上での不安や悩み

不安や悩みを抱えている中学生保護者の増加

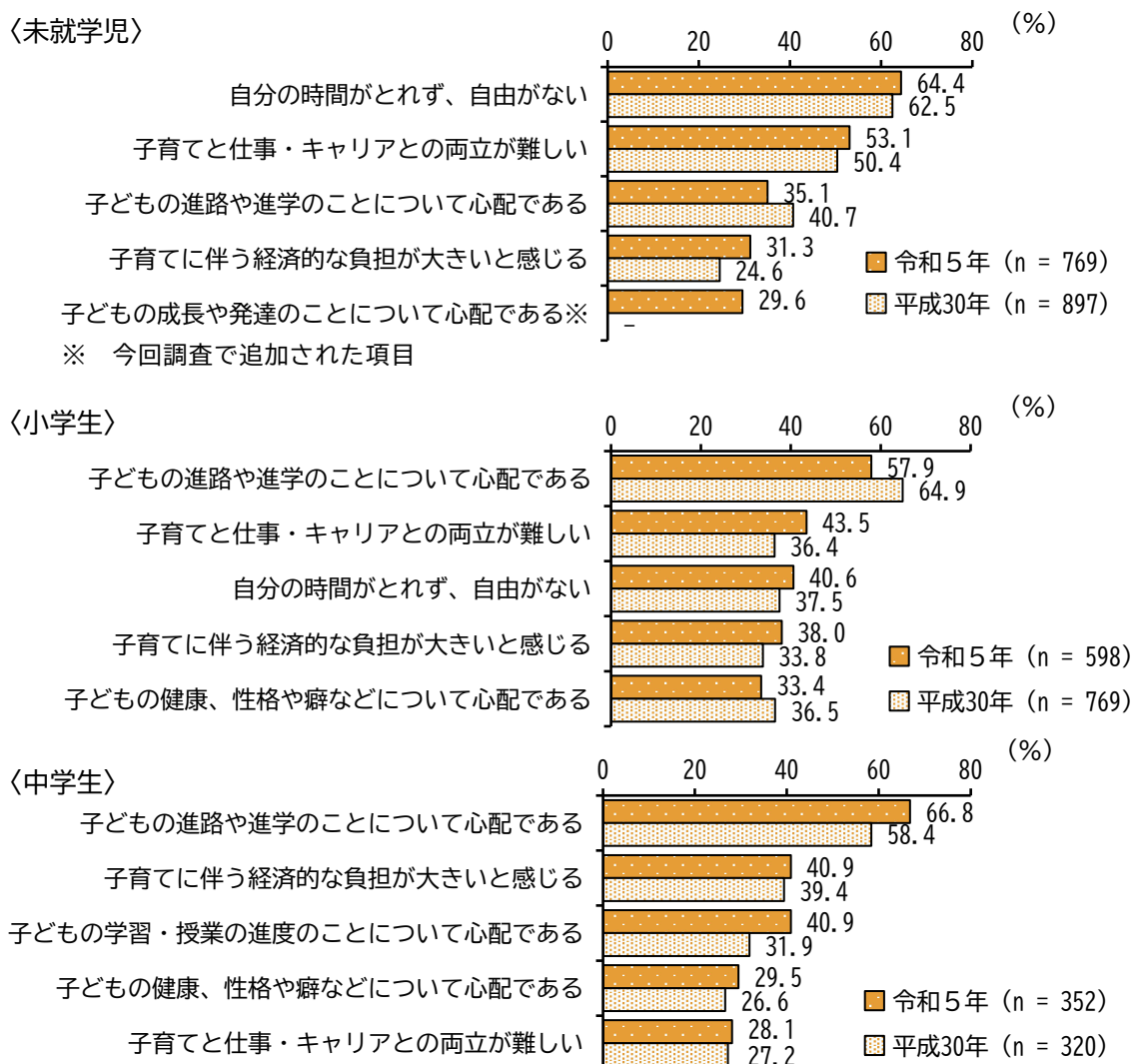
「未就学児の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える子育てをする上での不安や悩みの上位5項目は、以下の状況となっています。

未就学児の保護者は「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が、小学生の保護者と中学生の保護者では「子どもの進路や進学のことについて心配である」が過半数を超えています。

また、全ての年齢層において、子どもの発達や健康等に関する不安や悩みを抱える保護者が一定数存在しています。

前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に増加しており、子どもの年齢が上がるほど割合も高くなっています。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。全体的には、中学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

【図表】 3-31 子育てをする上での不安や悩み（複数回答）

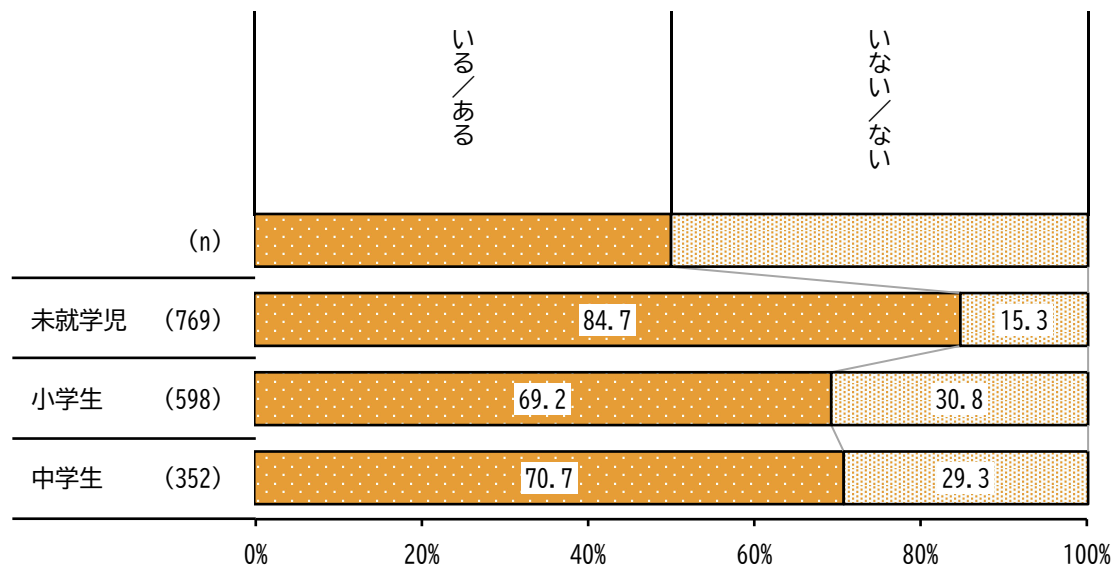


(5) 子育て（教育を含む。）に関する相談先

相談先がない／いない人の存在

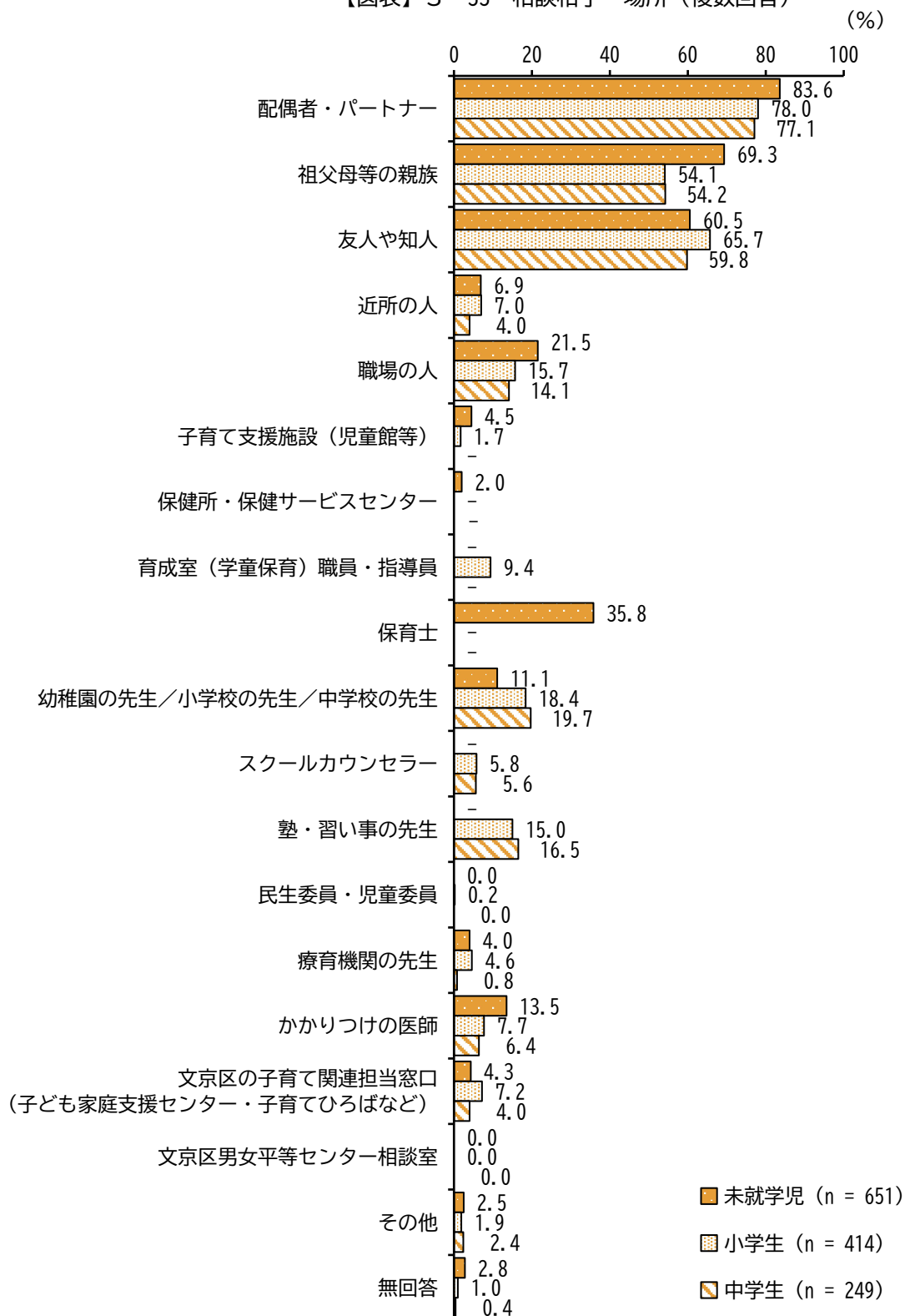
子育て（教育を含む。）に関する相談先の有無については、「いる／ある」と回答したのは、未就学児の保護者は84.7%、小学生の保護者は69.2%、中学生の保護者は70.7%である一方、「いない／ない」と回答した方も一定数存在しています。

【図表】 3－32 相談先の有無



子育て（教育を含む。）に関する相談先が「いる／ある」と回答した人に、相談相手・場所を尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者は「配偶者・パートナー」が、それぞれ83.6%、78.0%、77.1%と最も多く、次いで、未就学児の保護者では「祖父母等の親族」が69.3%、小学生の保護者、中学生の保護者では、「友人や知人」がそれぞれ65.7%、59.8%となっています。

【図表】3-33 相談相手・場所（複数回答）



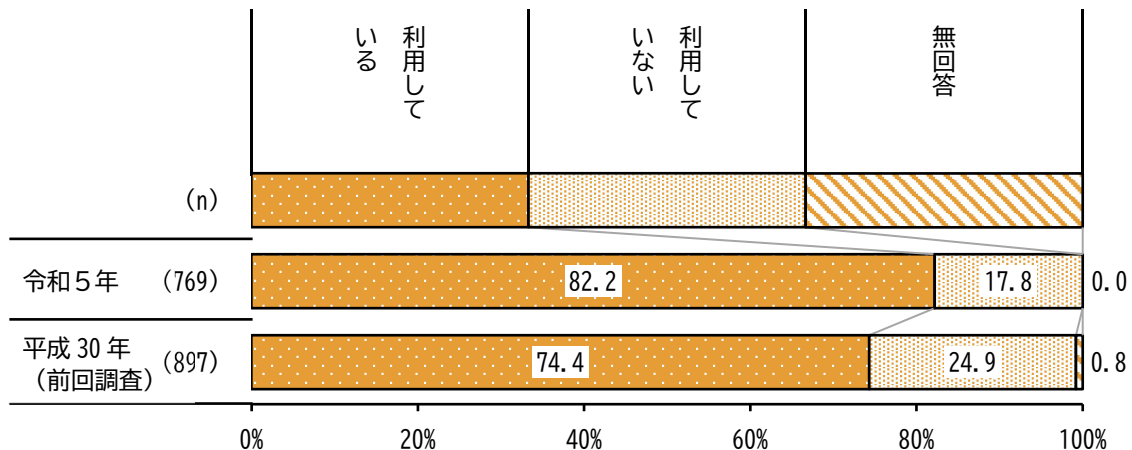
(6) 定期的な教育・保育事業の利用状況

保育園等が大幅な増加

未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が82.2%、「利用していない」が17.8%となっています。

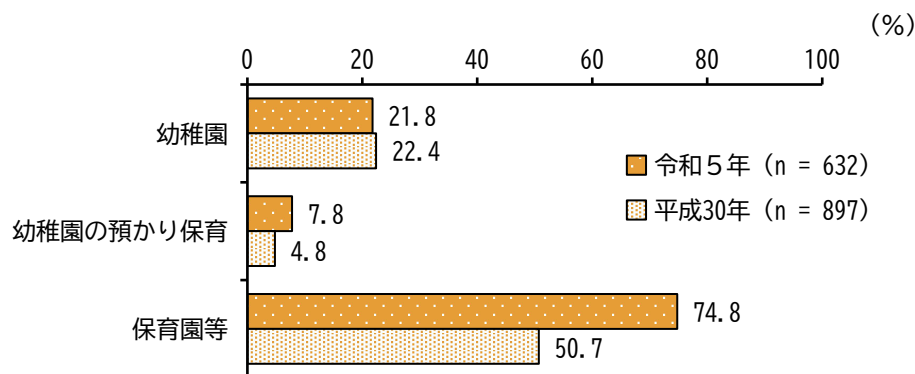
平成30年の調査結果と比較すると、「利用している」は7.8ポイント増加しており、定期的な教育・保育の環境が向上している状況がうかがえます。

【図表】3-34 定期的な教育・保育事業の利用状況



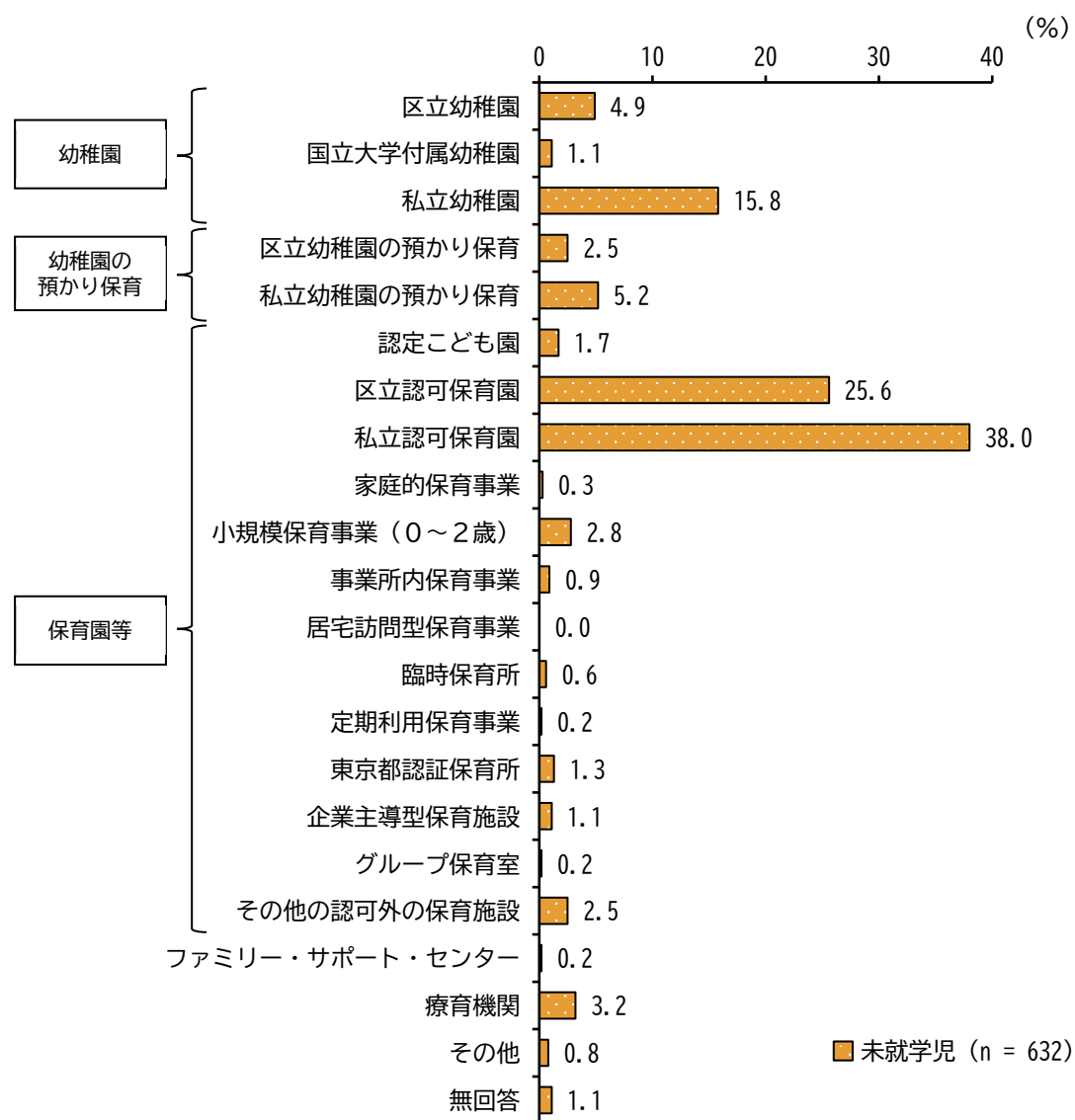
定期的にご利用している教育・保育事業については、幼稚園が21.8%、幼稚園の預かり保育が7.8%、保育園等が74.8%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、保育園等は24.1ポイントと大幅に増加しています。

【図表】3-35 定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答）



事業ごとの利用状況をみると、「私立認可保育園」が38.0%で最も多く、次いで「区立認可保育園」が25.6%、「私立幼稚園」が15.8%となっています。

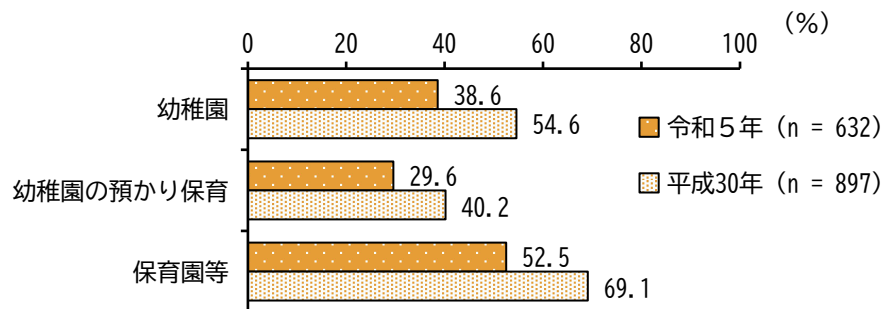
【図表】 3-36 事業ごとの利用状況（複数回答）



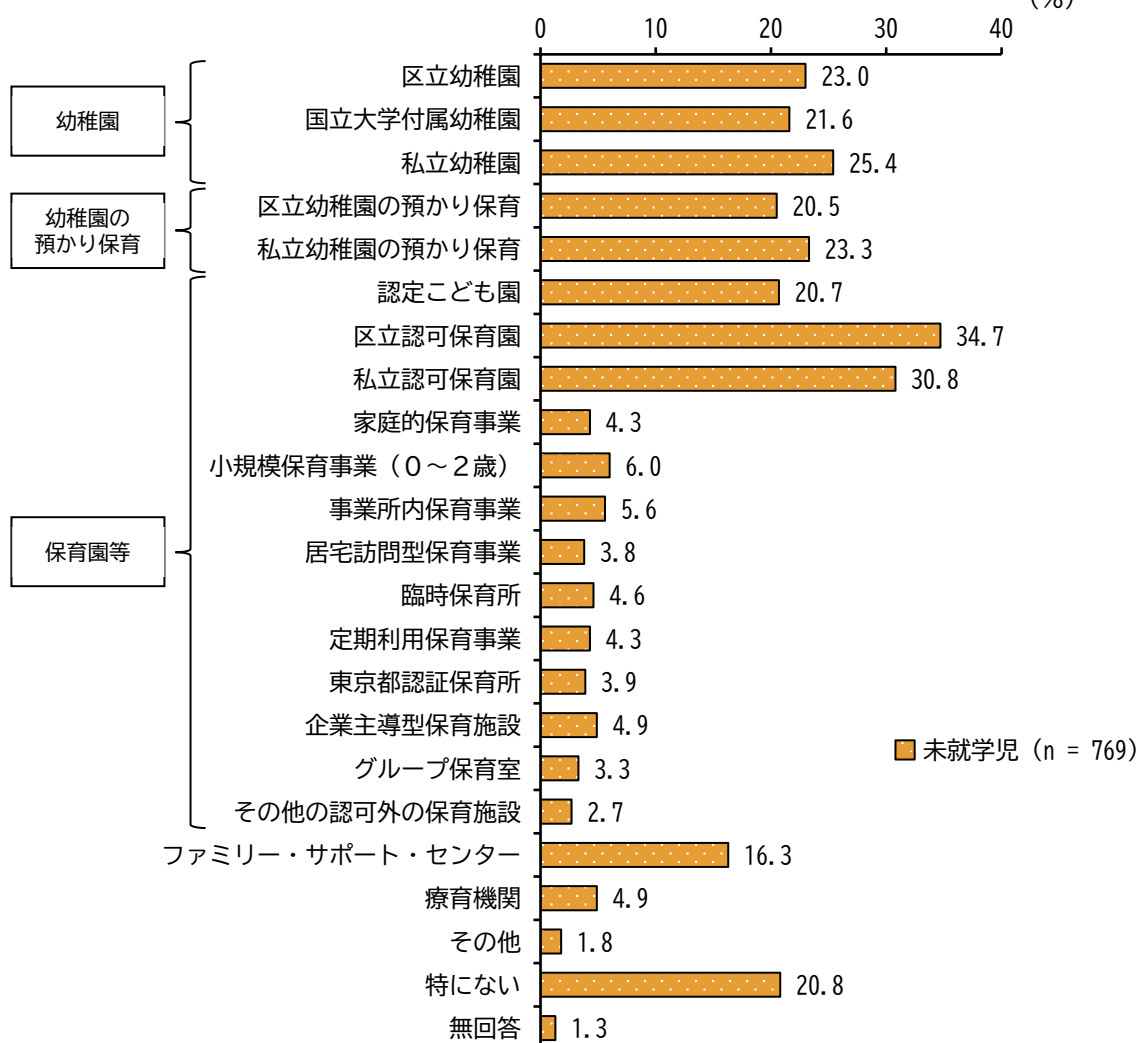
利用したい定期的な教育・保育事業については、幼稚園で38.6%、幼稚園の預かり保育で29.6%、保育園等で52.5%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、幼稚園は16.0ポイント、幼稚園の預かり保育は10.6ポイント、保育園等は16.6ポイント減少しています。

事業ごとの利用希望をみると、「区立認可保育園」が34.7%で最も多く、「私立認可保育園」が30.8%で次いでいます。また、各事業において、利用希望が一定数あることがわかります。

【図表】 3-37 利用したい定期的な教育・保育事業（複数回答）



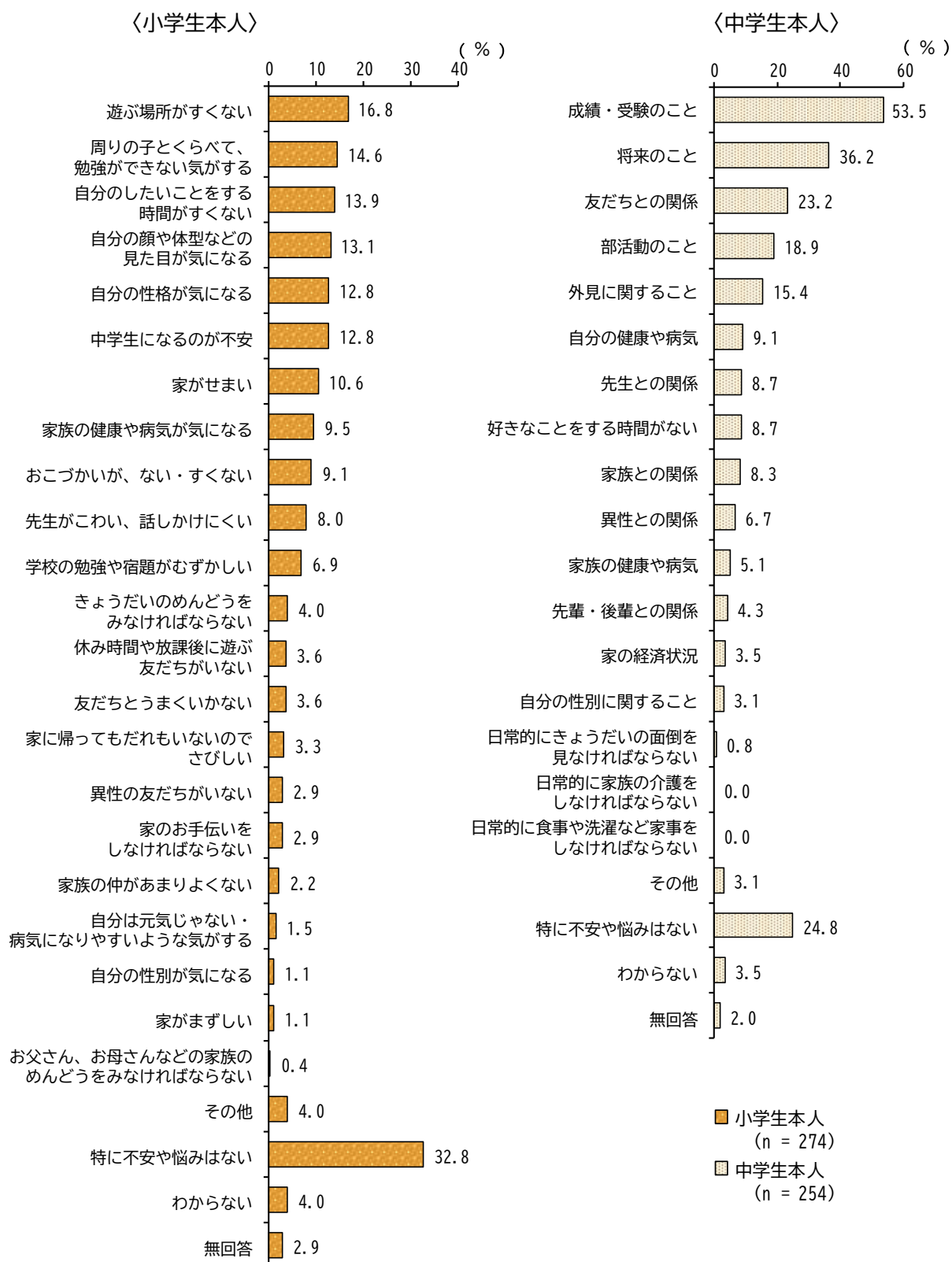
【図表】 3-38 事業ごとの利用希望（複数回答）



(7) 現在の不安・悩み 年齢とともに変化

現在の不安・悩みを尋ねたところ、小学生本人は「遊ぶ場所がすくない」が16.8%と最も多く、中学生本人は「成績・受験のこと」が53.5%と最も多くなっています。

【図表】 3-39 現在の不安・悩み（複数回答）



(8) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所

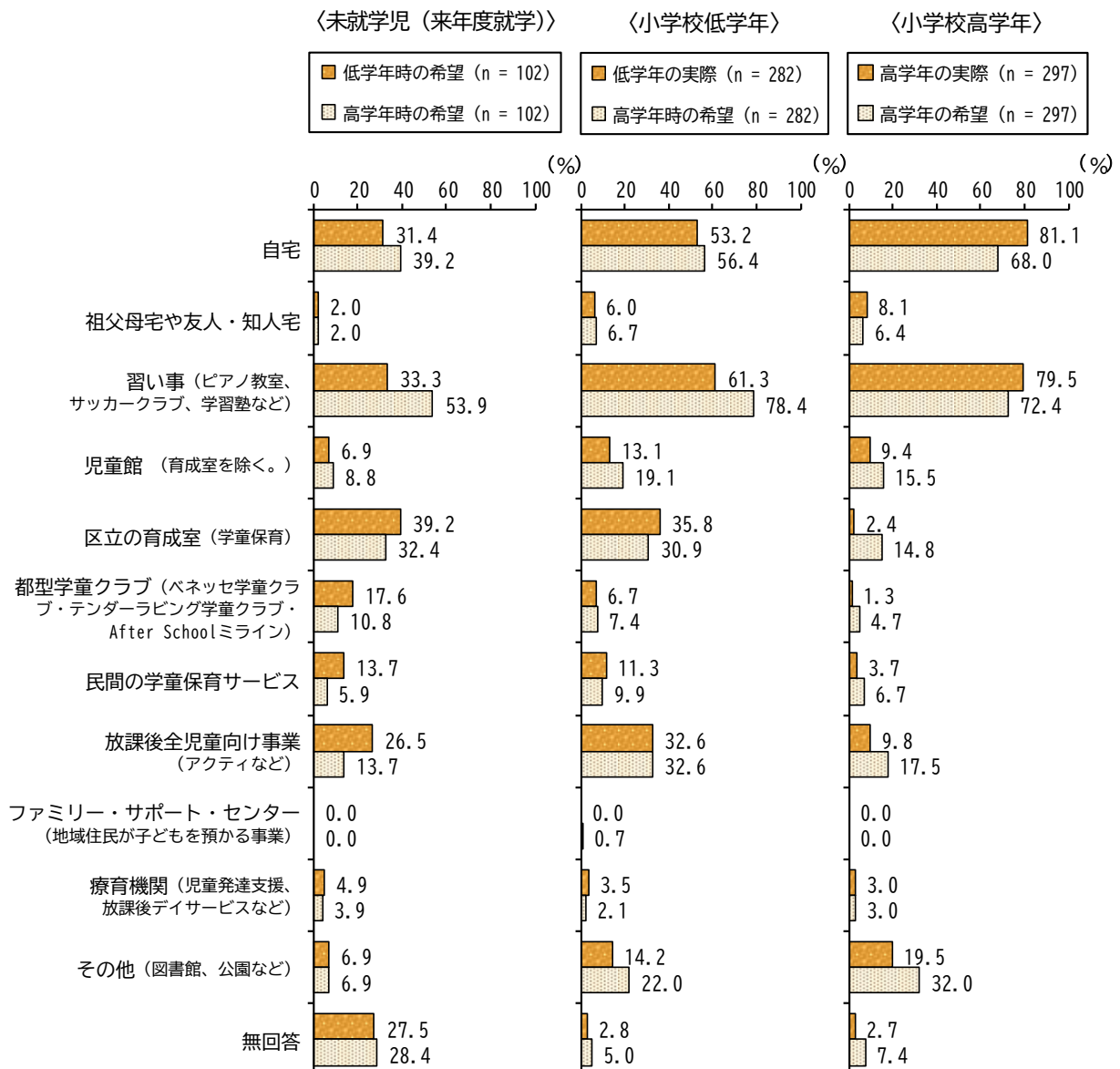
自宅と習い事が多い

小学校の放課後の過ごし方について、未就学児のうち来年度就学する児童の保護者へ将来の希望を尋ねたところ、低学年時は「区立の育成室（学童保育）」が39.2%と最も多く、高学年時では「習い事」が53.9%と最も多くなっています。

小学校低学年の保護者に低学年の実際と高学年時の希望を尋ねたところ、ともに「習い事」が最も多く、次いで低学年の実際では「自宅」が53.2%、「区立の育成室（学童保育）」が35.8%となっており、高学年時の希望では「自宅」が56.4%、「放課後全児童向け事業（アクティなど）」が32.6%となっています。

小学校高学年の保護者においては、実際は「自宅」が81.1%と最も多く、次いで「習い事」が79.5%となっており、希望は「習い事」が72.4%、「自宅」が68.0%となっています。

【図表】 3-40 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所（複数回答）

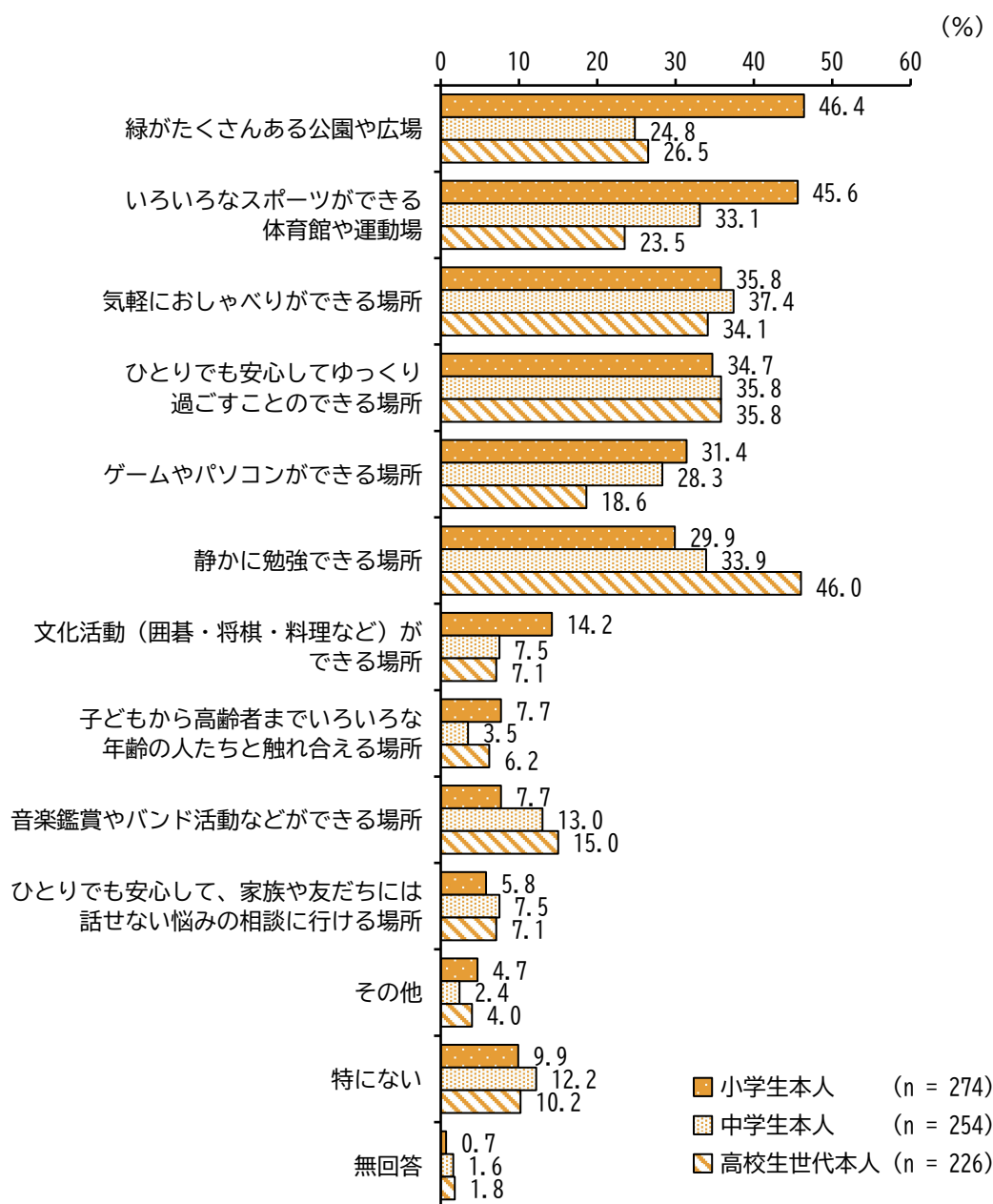


(9) 小学生と中学生、高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの 年齢とともに変化

小学生本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、「緑がたくさんある公園や広場」が46.4%と最も多く、次いで「いろいろなスポーツができる体育館や運動場」が45.6%となっています。

中学生本人では「気軽ににおしゃべりできる場所」が37.4%、高校生世代本人では「静かに勉強できる場所」が46.0%で最も多く、次いで「ひとりでも安心してゆっくり過ごすことのできる場所」がそれぞれ35.8%となっています。

【図表】 3-41 小学生本人・中学生本人・高校生本人が学校と家以外で放課後に過ごす場所としてあればいいと思うもの（複数回答）



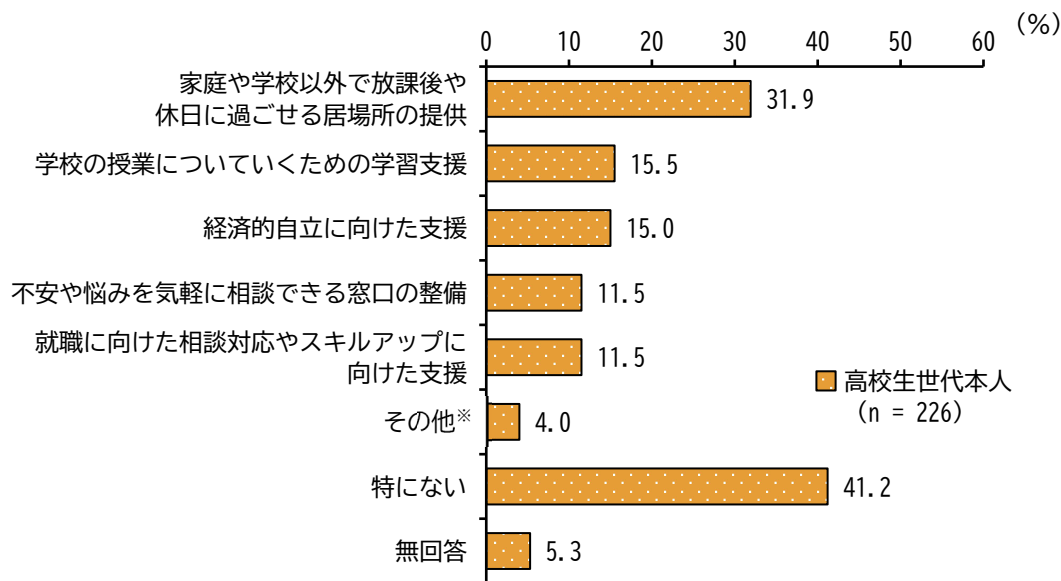
(10) 高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)として望んでいるもの

居場所の提供を望む声が多い

高校生世代本人に充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)について尋ねたところ、「特にない」が4割を超えている一方、「家庭や学校以外で放課後や休日に過ごせる居場所の提供」が3割を超えており、「学校の授業についていくための学習支援」や「経済的自立に向けた支援」も1割半ばとなっています。

【図表】3-42 充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)

高校生本人(複数回答)



※ その他：学習スペースの整備など

(11) 家庭の家計状況

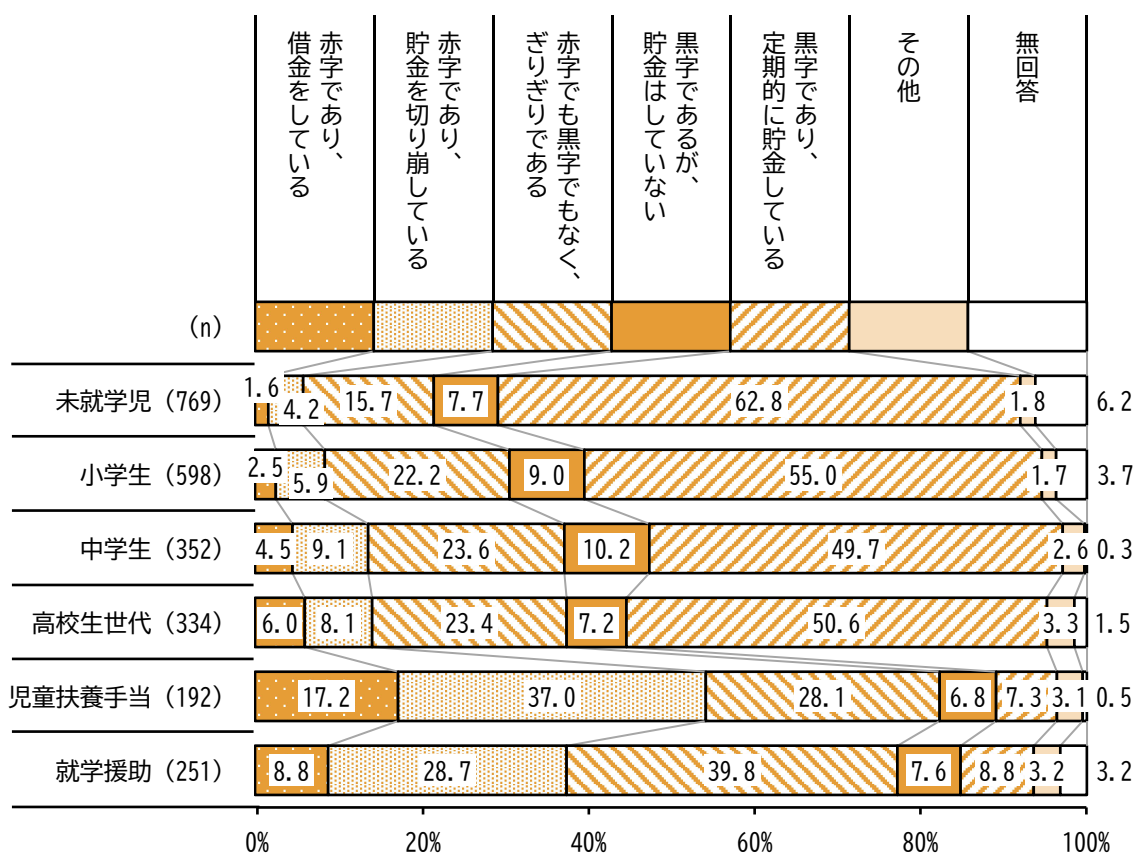
家庭を分類すると違いが浮き彫り

家計の状況を尋ねたところ、未就学児、小学生、中学生及び高校生世代の保護者は、「黒字であり、定期的に貯金している」が約50%から約60%と最も多く、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が次いでいます。

児童扶養手当受給保護者は、「赤字であり、貯金を切り崩している」が37.0%と最も多く、次いで「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が28.1%、「赤字であり、借金をしている」が17.2%となっています。

就学援助受給世帯保護者は、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が39.8%と最も多く、次いで「赤字であり、貯金を切り崩している」が28.7%、「赤字であり、借金をしている」と「黒字であり、定期的に貯金している」が8.8%となっています。

【図表】 3-43 家庭の家計状況



第4章

主要項目及びその方向性

地域福祉保健計画の基本理念・基本目標（第2章参照）に基づき、子育て支援施策を推進するため、全体的に関わる4つの「基本的な視点」と本計画期間（令和7年度～令和11年度）における、5つの「主要項目とその方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

【基本的な視点】

1 子どもの権利の保障と意見表明機会の確保

子どもをひとりの人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守ります。また、子どもが自由に自分の意見を表明するとともに、社会的活動に参加する機会の確保を図ります。

2 重層的支援体制整備の推進

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、高齢、介護、障害、子ども、生活困窮等の分野横断的な多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指します。また、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を推進します。

3 持続可能で豊かな地域社会の構築

子どもが、将来にわたり、身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現は、未来を担う人材を社会全体で育み、地域社会の持続可能性を高めることにつながります。子どもが、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができ、また、子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指します。

4 行政手続のデジタル化とDX⁹の推進

子育ての手続に係る負担軽減や利便性の更なる向上を図るため、オンライン申請やキャッシュレス決済等の行政手続のデジタル化を推進します。また、国や東京都と連携することで、母子保健や保育分野において、組織や行政の垣根を超えた子育て支援サービスの実現を目指します。さらに、最新技術を活用し、人や情報をつなぐことで、新たな行政サービスの創出を目指します。

⁹ DX 「デジタルトランスフォーメーション」の略称。ICT(情報や通信に関する技術の総称)の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

1 親子の健やかな成長の支援

● 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援

家庭にとって、妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期であることから、将来の妊娠のための健康管理、心身の回復、子育てへの不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

● 親子の健康の維持・増進

子どもの成長に応じた検診や、感染症への対策を含む健康について正しい知識を持ち、親子が共に健やかに成長できる取組等を実施するとともに、運動やスポーツに親しむ機会を提供し、親子の健康の維持・増進を図ります。

● 情報発信の最適化

妊娠・出産・子育てに関する正確な情報や各種の子育てサービス等が、必要としている人に十分周知され、利用につながるよう、多種多様な媒体を活用し、幅広く情報発信を行います。

2 多様な子育て支援サービスの提供

● 幼児期における教育・保育の充実

子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、各家庭がより良い子育てを選択し、子どもたちが安心して成長できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、自宅等での預かりや育児支援、地域の社会資源としての保育施設の活用を含め、安定的な子育て支援サービスを提供します。

また、全ての教育・保育施設において、安全で質の高い教育及び保育を提供できる体制を整備するとともに、保育を必要とする家庭の子どもが保育の必要な年齢で入園できる環境づくりを進めます。

● 放課後の居場所づくり

子どもが放課後に安心して過ごせるよう、育成室の待機児童数の増加等を踏まえて策定した「育成室待機児童解消加速化プラン」のもと、育成室の整備をはじめ、都型学童クラブの誘致や放課後全児童向け事業の充実等を進め、待機児童の解消及び定員の適正化を図るとともに、学童保育の質の向上を促進します。

3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

● 子どもの学び・経験の機会充実

次世代を担う子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、タブレット端末をはじめとしたICT等を活用し、情報活用能力を含む学びの質の向上を図るとともに、学校施設等の計画的な改築・改修等を進め、施設面の整備を図ることで、良好な学びの環境を確保します。

また、幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の機会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にすることなどの豊かな人間性を育みます。

● 青少年の健全育成と自主的な活動の支援

青少年が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験等を通して、社会性や自主性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境を整備します。

また、青少年プラザ（b-lab）の利用促進を図るとともに、青少年の活動・交流の場を拡充することで、青少年の自主的な活動を支援します。

4 全ての子育て家庭を支える体制の充実

● 組織横断的な連携体制

子育て家庭が抱える幅広い悩みに対応し、より早い段階から適切な支援へつなげられるよう、子どもと家庭に対する包括的な支援及び関係機関との組織横断的な連携体制を確立します。また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の両機能が一体的に相談支援を行う、こども家庭センター機能を整備します。

● 児童虐待防止支援体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えることから、育児不安や児童虐待のリスクを早期に発見し予防に努めるとともに、関係機関と新たに設置する区児童相談所が共に連携しながら、個別の事情に応じた対応ができる体制づくりを進めます。

児童虐待の予防や早期発見については、子ども家庭支援センターや保健サービスセンター、教育センターや保育園、幼稚園、学校など、子育て、福祉、保健、教育分野の様々な関係機関が連携を深めながら対応していきます。

区児童相談所は、児童虐待ケースの初動の段階から関わり、迅速で専門的なアプローチをケースに応じて展開するなど、児童虐待の予防からハイリスクケース対応、再発防止までの、一貫した、きめの細かな相談支援体制を関係機関と共に確立していきます。

● 悩み・困難を抱える子どもへの支援

日常生活や学校生活において、悩みや困難を抱える子どもに対し、関係機関の連携を強化し、組織横断的に情報共有を図り、一人ひとりの状況に応じた最適な支援を行います。

● 子どもの貧困対策

子どもが生まれ育った環境に左右されることがなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つためには、子どもの貧困の解消が重要であることから、関係部署間の連携を強化し、教育支援・生活支援・経済的支援等を推進します。

● 全世帯に向けた経済的な負担の軽減

全ての子育て世帯に対して、ライフステージを通じた子育てに係る経済的な負担軽減の充実を図り、次世代を担う子どもの育ちを支援します。

5 子育てしやすいまちづくりの推進

● 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

子育て家庭が社会から孤立せず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会の充実を図り、子どもや親子が集える居場所、多世代交流の場を確保します。

また、家族で過ごす時間の確保や家庭生活と職業生活の両立を図るため、男女平等参画の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進め、地域社会全体で子どもを育む体制を構築します。

● 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子育て家庭が地域において、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、道路や公園等の整備に当たっては、事故や事件の防止に配慮した環境づくりを進めます。

子育て家庭が利用する施設において、防災力や防犯力を高める取組を進め、子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちの環境を整備します。

また、オンライン上での危険から子どもを守るため、インターネット利用のルール等に関する啓発活動や発達段階に応じた情報モラル教育を学校等と連携して引き続き取り組みます。

第 5 章

計画の体系・計画事業

【凡例】

1 計画の体系

- ・  は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 - 地…地域福祉保健の推進計画
 - 障…障害者・児計画
 - 保…保健医療計画
- ・ 他の分野別計画と重複掲載している事業については、事業番号の整合性を図るため、一部内容が変更されているものがあります。
- ・ 子ども・子育て支援法第 60 条に規定する国の定める基本指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業（子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業）については、計画事業名の後に「◆」を表示しています。
- ・ 社会福祉法第 106 条の 5 に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

2 計画事業

- ・ 他の分野別計画で年度ごとの数値目標を掲げ進行管理を行う事業については、令和 6 年度時点では、当該計画が令和 8 年度までの計画となるため、本計画においても令和 8 年度までの数値目標のみ記載している場合があります。

第5章

計画の体系・計画事業

1 計画の体系

第4章で掲げた5つの主要項目を体系の大項目としています。

大項目 1 親子の健やかな成長の支援

小項目	計画事業		
1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1	文京区版ネウボラ事業	
	2	産前産後ケア事業	保 1-7-7
	3	ぶんきょうハッピーベビー応援事業	保 1-7-1
	4	母親学級・両親学級	保 1-7-6
	5	不妊治療に係る支援	保 1-7-2
	6	乳児家庭全戸訪問事業 ◆	保 1-7-9
	7	バースデーサポート事業	保 1-7-13
	8	乳幼児家庭支援保健事業	保 1-7-15
	9	多胎児家庭支援事業	保 1-7-14
	10	平日準夜間小児初期救急診療事業	
2 親子の健康の維持・増進	1	妊婦健康診査	保 1-7-4
	2	乳幼児健康診査	保 1-7-10
	3	発達健康診査	保 1-7-11
	4	乳幼児期の歯と口腔の健康づくり	保 1-5-1
	5	障害者歯科診療事業	保 1-5-6
	6	妊産婦の栄養・食生活支援	保 1-2-1
	7	乳幼児の栄養・食生活支援	保 1-2-2
	8	子ども野菜塾	
	9	和食の日推進事業	
	10	屋外スポーツ施設での「まると子育て応援事業」	
	11	障害児スポーツ事業	
	12	スポ・レクひろば	
	13	スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」の開催	
3 情報発信の最適化	1	情報誌「子育てガイド」の作成	
	2	子育て施策PRイベント「文京区子育てフェスティバル」の開催	
	3	子育て応援メールマガジンの配信	
	4	子育て世帯向けコールセンターの設置	
	5	予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営	

大項目 2 多様な子育て支援サービスの提供

小項目	計画事業	
1 幼児期における 教育・保育の充実	1	区立保育園の運営
	2	認可保育園要配慮児保育
	3	保育園延長保育 ◆
	4	区立保育園年未保育
	5	私立認可保育所等の質の向上
	6	保育士等キャリアアップ事業
	7	福祉サービス第三者評価制度の活用
	8	認証保育所の運営補助
	9	私立保育園運営補助
	10	区立お茶の水女子大学こども園の運営
	11	区立幼稚園の認定こども園化 ◆
	12	区立幼稚園等特別保育 障 4-3-7
	13	区立幼稚園等の預かり保育 ◆
	14	幼稚園型認定こども園延長保育 ◆
	15	幼稚園型認定こども園年未保育
	16	私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助
	17	私立幼稚園運営事業補助
	18	文京区版幼児教育・保育カリキュラム
	19	未就園児の定期的な預かり事業
	20	一時保育（キッズルーム） ◆
	21	区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育 ◆
	22	幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ◆
	23	病児・病後児保育 ◆
	24	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆
	25	ベビーシッター等による子育て支援事業
	26	障害者・児の短期入所（ショートステイ） 障 1-1-8
	27	障害者・児の日中短期入所事業 障 1-1-14
	28	心身障害者（児）短期保護事業 障 1-1-16
	29	医療的ケア児在宅レスパイト事業 障 4-2-8
	30	障害者・児の緊急一時介護委託費助成 障 1-1-15
2 放課後の 居場所づくり	1	育成室の整備及び運営 ◆
	2	育成室の障害児保育 ◆ 障 4-3-13
	3	民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ◆
	4	放課後全児童向け事業
	5	児童館の整備及び運営

大項目 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

小項目	計画事業	
1 子どもの学び・経験の機会充実	1	生きる力実現・学校力パワーアップ事業
	2	いのちと心の教育の推進
	3	「話す力」向上プログラム事業
	4	英語力向上推進事業
	5	いじめ問題対策事業
	6	健康・体力増進事業
	7	小・中学校等でのスポーツ交流事業
	8	文京ふるさと学習プロジェクトの推進
	9	ホームステイ生徒交換事業
	10	中学生職場体験
	11	中学校部活動支援
	12	特別支援教育の充実 障4-3-12
	13	バリアフリーパートナー事業
	14	学校施設等の計画的な改築・改修等
	15	「Society5.0の教室」プロジェクト
	16	教育情報ネットワーク環境整備
	17	学校運営連絡協議会・コミュニティスクール
2 青少年の健全育成と自主的な活動の支援	1	中高生の居場所の確保（文京区青少年プラザ（b-lab）等）
	2	文京区青少年育成プラン等の推進
	3	青少年の社会参加推進事業補助
	4	青少年健全育成会への支援・連携
	5	ボランティア活動への支援 地1-2-2
	6	非行防止・更生保護の推進
	7	環境浄化推進運動

大項目 4 全ての子育て家庭を支える体制の充実

小項目	計画事業	
1 組織横断的な連携体制	1	児童を対象とした相談窓口の運営
	2	子ども家庭支援センター事業
	3	子ども養育専門法律相談事業・養育費確保支援等事業
	4	保育園等への巡回相談
	5	保育園子育て相談
	6	幼稚園等子育て相談
	7	障害児相談支援 障 4-2-7
	8	医療的ケア児支援体制の構築 障 4-2-3
	9	医療的ケア児支援コーディネーターの配置 障 4-2-4
	10	就学前相談体制の充実 障 4-3-8
	11	総合相談室の充実 障 4-1-3
	12	不登校への対応力強化
	13	文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-4
	14	民生委員・児童委員による相談援助活動 地 1-2-6
	15	包括的相談支援事業 ★ 地 2-1-1
	16	多機関協働事業 ★ 地 2-1-2
	17	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ 地 2-1-3
	18	(仮) 児童相談所が関わる子どもの意見表明等支援事業
2 児童虐待防止支援体制の充実	1	児童虐待防止ネットワークの充実 ◆
	2	児童虐待防止対策事業 ◆
	3	家庭支援ヘルパー事業 ◆
	4	区児童相談所の専門的アプローチを含めた児童相談体制の構築と一時保護所の適切な運営
	5	社会的養護の推進
3 悩み・困難を抱える子どもへの支援	1	児童発達支援 障 4-3-1
	2	児童発達支援センターの運営 障 4-2-1
	3	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 障 4-4-9
	4	専門家アウトリーチ型支援 障 4-2-6
	5	居宅訪問型児童発達支援 障 4-3-3
	6	放課後等デイサービス 障 4-3-15
	7	保育所等訪問支援 障 4-3-4
	8	障害児通所支援事業所の整備 障 4-3-11
	9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 障 4-2-9
	10	医療的ケア児支援ルーム事業
	11	文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ
	12	ヤングケアラー支援推進事業
	13	日本語指導協力員派遣事業

小項目	計画事業	
4 子どもの貧困対策	1	子ども宅食プロジェクト事業
	2	福祉手当の支給 障 1-7-1
	3	特別児童扶養手当の支給
	4	児童育成手当（障害手当）の支給
	5	児童扶養手当の支給
	6	児童育成手当（育成手当）の支給
	7	ひとり親家庭等医療費助成
	8	子育て支援事業利用料等助成制度
	9	入院助産
	10	母子・父子自立支援員
	11	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業
	12	母子及び父子福祉資金
	13	母子生活支援施設
	14	母子・女性緊急一時保護事業
	15	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援
	16	就学援助
	17	塾代等助成事業
	18	奨学資金給付金制度
	19	入学支度資金融資あっせん
5 全世帯に向けた経済的な負担の軽減	1	児童手当の支給
	2	子ども医療費助成
	3	認可外保育施設保育料助成
	4	私立幼稚園等保護者負担軽減
	5	保育所等利用多子世帯負担軽減事業
	6	子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度
	7	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成制度
	8	男子HPVワクチン任意接種費用助成制度
	9	学校給食費支援事業

大項目 5 子育てしやすいまちづくりの推進

小項目	計画事業	
1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	1	地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★
	2	子育てひろば事業 ★
	3	文京区子育てサポーター認定制度
	4	ファミリー・サポート・センター事業 ◆
	5	地域の支え合い体制づくり推進事業 地 1-1-9
	6	子ども食堂支援事業
	7	児童館の乳幼児プログラム
	8	児童館の幼児クラブ
	9	保健サービスセンターの子育てグループ等支援
	10	区立保育園の子育てステーション
	11	区立幼稚園等施設開放
	12	家庭教育支援の推進
	13	ブックスタート事業
	14	子ども向け文化・学習事業の充実
	15	アカデミア講座等での保育室設置
	16	親子スポーツ教室
	17	小中学生スポーツ教室
	18	【文京 eco カレッジ】親子環境教室
	19	親子生きものの調査
	20	環境教育の推進
	21	消費生活出前講座（子ども向け）
	22	消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）
	23	家庭のふれあいの推進
	24	労働者及び事業主への広報・啓発活動
	25	男女平等参画推進事業
	26	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業） 障 5-2-1
	27	地域学校協働本部事業
	28	P T A活動との連携強化、活動支援
	29	小地域福祉活動の推進★ 地 1-1-2
	30	参加支援事業 ★ 地 1-2-1
	31	地域づくり事業 ★ 地 1-1-1
2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	1	妊産婦・乳児救護所の体制整備
	2	防災教室・防災訓練の実施
	3	子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備
	4	安全・安心なまちづくり
	5	安全・安心な学校づくり
	6	安全・安心で快適な公園等の整備 地 3-1-5

小項目	計画事業		
	7	文京区バリアフリー基本構想の推進	地 3-1-2
	8	共同住宅等のバリアフリーの推進	
	9	バリアフリーの道づくり	地 3-1-1
	10	コミュニティ道路整備	
	11	犯罪の被害防止対策の推進	
	12	交通安全教育の実施	
	13	コミュニティバスの運行	地 3-1-6
	14	居住支援の推進	地 2-1-11

2 計画事業

(1) 親子の健やかな成長の支援

1-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援

1-1-1 文京区版ネウボラ事業

事業概要	保健師等専門職がすべての妊婦にネウボラ面接を行い、妊娠中の不安の軽減を図ります。なお、面接時には、育児用品パッケージの提供のほか、妊婦のための支援給付を行い、全数面接の実効性を保持します。 また、保健師や助産師が母子保健コーディネーターとして、産前産後を通じ、母子や家庭の健康・育児相談を行うネウボラ相談を実施します。 さらに、体調不良や育児疲れのある4か月未満の母子には、宿泊型ショートステイなどの母子保健事業を実施します。					
担当	保健サービスセンター、健康推進課					
5年間の計画事業量	出産前後の個別の不安や悩みの軽減を図るとともに、個々の子育て家庭のニーズに応じた支援を行うことで、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を継続していきます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○				

1-1-2 産前産後ケア事業 (保1-7-7)

事業概要	妊娠中や出産直後の母子に対し、心身ケアや育児のサポート等きめ細かい支援や妊娠時あるいは出産後早期にかかりつけ医が確保できるよう、ペリネイタルビジット（出産前後の小児保健指導）の取組として、情報提供や医療機関等と連携することで、産後も安心して子育てができる包括的な支援を行います。					
担当	保健サービスセンター、健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○				

1-1-3 ぶんきょうハッピーベビー応援事業 (保1-7-1)

事業概要	子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、妊娠・出産等に関する啓発冊子の配布、出産を控えた夫婦や子育て世代を対象とした講座・講演会等を行います。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○					

1-1-4 母親学級・両親学級 (保1-7-6)

事業概要	初めて子どもが生まれる妊婦及びパートナー等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、親となる準備を支援し、仲間づくりを促進します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○					

1-1-5 不妊治療に係る支援 (保1-7-2)

事業概要	子どもを持つことを希望し、不妊治療を行う区民を支援するため、不妊治療費(先進医療)助成、男性不妊検査費助成などを行い、また、不妊に関する相談事業を実施します。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○					

1-1-6 乳児家庭全戸訪問事業 ◆ (保1-7-9)

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。					
担当	保健サービスセンター					
5年間の計画事業量	家庭を訪問し育児に必要な事項について指導・助言をすることで、子育て困難感を抱える家庭への支援を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○				

1-1-7 バースデーサポート事業 (保1-7-13)

事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環であるバースデーサポート事業として、1歳を迎える子どもを育てる家庭の子育てを応援するため、アンケートの回答者に対して育児パッケージと、とうきょう子育て応援ブックなどを配付します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○				

1-1-8 乳幼児家庭支援保健事業 (保1-7-15)

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査における虐待予防スクリーニングの実施により、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待を予防します。					
担当	保健サービスセンター					
5年間の計画事業量	支援が必要な養育者に対し個別相談やグループ支援を継続的に行うことや、講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発し、養育者の不安や心配の解消を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

1-1-9 多胎児家庭支援事業 (保1-7-14)

事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である多胎児家庭支援事業として、3歳未満の多胎児がいる世帯に対し、乳幼児健康診査等の母子保健事業等を利用する際にタクシー移動に使用できる商品券を配付します。また、多胎児の保護者や多胎児を妊娠中の方を対象に、講演会の開催や地域での仲間づくり、情報交換・交流会を目的とした支援活動を行っています。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○				

1-1-10 平日準夜間小児初期救急診療事業

事業概要	地域における小児医療体制の充実を図るため、平日準夜間（午後8時～午後11時）の小児初期救急診療事業として、都立大塚病院に豊島区と共同で「豊島文京（平日準夜間）こども救急」を設置します。					
担当	健康推進課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○※	

※対象は15歳以下の中学生まで

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

1-2 親子の健康の維持・増進

1-2-1 妊婦健康診査（保1-7-4）

事業概要	妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関等で行う一般健診と超音波検査、子宮頸がん検診等に係る費用を助成します。里帰り出産等都外施設で受診した場合や多胎妊娠に伴い一般健診分を超えて受診した場合（上限あり）には、償還払いにより助成します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○					

1-2-2 乳幼児健康診査（保1-7-10）

事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し適切な治療や療育につなげます。また、子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携し支援します。					
担当	保健サービスセンター					
5年間の 計画事業量	健康診査の実施により、疾病を早期に発見し適切な治療や療育につなげることができると、引き続き高い受診率を維持します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

1-2-3 発達健康診査（保1-7-11）

事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

1-2-4 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり (保1-5-1)

事業概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健康診査及び保健指導を行います。希望者には、歯科医師の指示のもと、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施します。また、母子グループ等でも、歯が生えて間もない時期から各月齢に応じた歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行います。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

1-2-5 障害者歯科診療事業 (保1-5-6)

事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

1-2-6 妊産婦の栄養・食生活支援 (保1-2-1)

事業概要	バランスの取れた食事、妊娠中に特に留意したい食品・栄養素について理解を深めることができるよう、母親学級や調理実演を取り入れた講習会を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○					

1-2-7 乳幼児の栄養・食生活支援（保1-2-2）

事業概要	離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食生活を実践できるよう、乳幼児健診や来所・電話等で相談できる体制を整えます。さらに理解を深め、家庭において実践できるよう、調理実演を取り入れた講習会を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

1-2-8 子ども野菜塾

事業概要	食の面から健康になれるよう、食育を推進していく食育サポーターを養成するため、野菜をテーマとした講習会を開催します。					
担当	健康推進課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

1-2-9 和食の日推進事業

事業概要	子どもたちが栄養バランスに優れた「和食」の良さを学び、将来にわたる健康や体力向上につなげるため、学校給食において「和食の日」を実施します。					
担当	学務課					
5年間の 計画事業量	区立小・中学校全校及び幼稚園型認定こども園で毎月和食給食を実施し、食育を推進します。実施に当たっては、交流のある新潟県魚沼市から新米を購入し、緑茶とともに味わいます。また、茶葉を購入し、日本茶のおいしい淹れ方を学ぶ教室を開催します。さらに、区と協定等を締結している自治体の農産物を使用した和食給食を実施し、食文化を学ぶとともに交流自治体への理解を推進します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	

1-2-10 屋外スポーツ施設での「まると子育て応援事業」

事業概要	屋外スポーツ施設（六義公園運動場及び後楽公園少年野球場）を活用し、未就学児を対象とした外遊びの機会を提供します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	子どもが外で自由に遊ぶ場所が不足している現状を踏まえ、屋外スポーツ施設（六義公園運動場及び後楽公園少年野球場）の施設開放や、親子で参加できるスポーツ教室を実施し、未就学児の外遊びの機会を提供します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

1-2-11 障害児スポーツ事業

事業概要	水泳教室等の障害児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	障害児がスポーツを楽しみ、交流することを目的とした教室等を実施し、障害児スポーツの普及、振興を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

1-2-12 スポ・レクひろば

事業概要	パラスポーツ指導員資格を持つ講師のもと、各種スポーツ・レクリエーション活動を行います。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	楽しみながら体を動かすことを通して、仲間づくりの機会とスポーツへのきっかけづくりとなる場を提供します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	○

1-2-13 スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」の開催

事業概要	東京2020大会及びパリ2024大会レガシーの継承や、スポーツを通じたSDGsの啓発を目的に、各種スポーツ体験ブース、ステージイベントを実施します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	パラスポーツをはじめとした様々なスポーツや運動を体験できる場を提供し、区民のスポーツ振興や多様性への理解を促進し、SDGsの達成を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

1-3 情報発信の最適化

1-3-1 情報誌「子育てガイド」の作成

事業概要	子育て支援事業や困ったときの相談窓口など、子育てに関する情報誌として子育てガイドを作成します。妊娠中から子育てに関する情報を周知し、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援するため、母子健康手帳交付時に配付します。 また、文京区に転入した子育て世帯についても窓口にて配付を行います。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	妊娠中から子育てまでにに関する最新情報を収集し、民生・児童委員、主任児童委員と協働で年1回子育てガイドを発行し、母子健康手帳交付時等に配付するとともに、区ホームページで公開します。概要版や外国語版の作成のほか、掲載情報や発信方法の拡充等により、保護者が必要とする子育て情報の発信に取り組みます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

1-3-2 子育て施策PRイベント「文京区子育てフェスティバル」の開催

事業概要	社会全体で子どもや子育てを支援するため、妊娠・出産から子育てに関係する区の関係部署や団体が連携し、子育て相談や講座、サービス情報の発信を通じて参加者に子育ての不安軽減や喜び・楽しさを実感する契機とします。					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○			

1-3-3 子育て応援メールマガジンの配信

事業概要	妊婦や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等のタイムリーな情報をメールマガジンとして配信します。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	妊娠周期や子どもの月齢に合わせた、子育てに役立つ情報の充実を図るとともに、新たに子どもを授かった世帯に対し、事業案内パンフレット等により、周知を行います。 また、令和6年度から開始したやさしい日本語版について、在住外国人の子育て家庭に対し周知を行い、利用の促進を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○			

1-3-4 子育て世帯向けコールセンターの設置

事業概要	コールセンターを設置し、児童手当やその他の子育て支援事業に関する電話による区民からの問合せに対応することで、区民サービスの向上及び子育て支援事業の安定的かつ効率的な運営を図ります。					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

1-3-5 予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営

事業概要	お子さん一人ひとりに合わせた予防接種スケジュールを自動作成し、種類や回数が多く複雑な接種スケジュール管理に係る保護者の負担軽減として、接種時期等の情報を配信します。					
担当	予防対策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

(2) 多様な子育て支援サービスの提供

2-1 幼児期における教育・保育の充実

2-1-1 区立保育園の運営

事業概要	保護者の就労等により保育を必要とする児童を預かる認可保育所として区立保育園18園を運営し、文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践等の取組を推進するとともに私立認可保育所等との連携を図ります。 また、園舎の老朽化に伴い、必要な施設改修を行い、快適な保育環境の整備を進めます。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-2 認可保育園要配慮児保育

事業概要	認可保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。必要に応じて加配職員を配置します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-3 保育園延長保育 ◆

事業概要	保護者の就労等の都合により保育の必要がある児童を対象に、午後6時15分以降の延長保育を実施します。また、一時的に児童のお迎えが遅くなる場合には、延長保育スポット利用を実施します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

2-1-4 区立保育園年末保育

事業概要	年末の保育園休園期間中（日曜日を除く12月29・30日）、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない区立保育園在園児を対象に年末保育を実施します。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	利用申込数を踏まえ実施園数を調整するなど、事業の需要に応じた運営を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-5 私立認可保育所等の質の向上

事業概要	指導検査の実施と保育園等への専門職員の巡回等により、保育の質の向上と安全確保を推進します。また、保育事業者が行う建物の老朽化への対応及び質の向上のための取組を支援し、より安全・安心な環境で質の高い保育の実施を促進します。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	認可外保育施設を含む全ての保育施設において、安全で質の高い保育が提供されるように、指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪とした検査・指導体制の更なる充実に取り組みます。 また、国及び都の補助金を活用し、開設後10年を経過した私立認可保育所等の建物の改修、設備の更新、備品の購入等に係る経費の一部を補助し、保育環境の向上を促します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-6 保育士等キャリアアップ事業

事業概要	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を実施する事業者に対し、その取組に係る費用の一部を補助します。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	費用の一部を補助することにより、各園における保育士の確保・定着を目指します。また、第三者評価の受審及び結果の公表並びに保育従事職員のモデル賃金の公表等を要件にすることで、区民への情報提供の促進と保育サービスの質の向上を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-7 福祉サービス第三者評価制度の活用

事業概要	区立保育園において福祉サービス第三者評価を受審するとともに、私立認可保育所、認可外保育施設に対し補助を行うことにより受審を推進し、保育の質の向上及び区民への情報提供の促進を図ります。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-8 認証保育所の運営補助

事業概要	認証保育所に対する運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図ります。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	東京都が独自の基準で認証する認証保育所の支援を行います。区の内外を問わず、区民が通う認証保育所に対して運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-9 私立保育園運営補助

事業概要	在籍児童に対して保育所等が実施する保育事業について、当該事業に係る経費の一部を補助することにより、利用者負担の軽減及び保育サービスの向上を図ります。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-10 区立お茶の水女子大学こども園の運営

事業概要	国立大学法人お茶の水女子大学と協働で開設した区立保育所型認定こども園について、引き続き運営業務全般を大学に委託します。質の高い保育サービス・幼児教育を提供するとともに、教育カリキュラム開発等の実践研究を通じて、望ましい幼児教育・保育環境を探究し、その研究成果を区内の保育・幼児教育施設に還元します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-11 区立幼稚園の認定こども園化 ◆

事業概要	質の高い幼児教育・保育を提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を目指します。					
担当	教育総務課、学務課					
5年間の 計画事業量	区立幼稚園の認定こども園への移行については、校舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討していきます。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-12 区立幼稚園等特別保育（障4-3-7）

事業概要	区立幼稚園等において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。					
担当	教育指導課、教育センター					
5年間の計画事業量	特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させることで発達を促します。 具体的には、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトによる幼稚園教諭等への支援の充実を図ります。 また、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置、バリアフリーパートナー制度の適切な運用等を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-13 区立幼稚園等の預かり保育 ◆

事業概要	祝休日、幼稚園休業日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、教育課程終了後から午後6時まで（長期休業中は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで）預かり保育を行います。保護者の就労等の要件による月を単位とした「登録利用」と、必要に応じて利用可能な日を単位とした「一時利用」を実施します。 ※幼稚園型認定こども園においては、預かり時間が午後6時15分までとなり、幼稚園休業日の一部については実施があります。					
担当	学務課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	一園一月当たりの平均利用回数	358	358	358	358	358
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○			

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

2-1-14 幼稚園型認定こども園延長保育 ◆

事業概要	保護者の就労等の都合により保育の必要がある児童を対象に、午後6時15分から午後7時15分まで、延長保育を実施します。また、一時的に児童のお迎えが遅くなる場合には、延長保育スポット利用の制度を実施します。					
担当	学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-15 幼稚園型認定こども園年末保育

事業概要	年末の幼稚園型認定こども園の休園期間中（日曜日を除く12月29、30日）、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない児童を対象に幼稚園型認定こども園年末保育を実施します。					
担当	教育指導課、学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-16 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助

事業概要	区内私立幼稚園が実施する長時間預かり保育事業に係る経費の一部を補助することにより、長時間の保育を必要としている園児の受入を促進します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○			

2-1-17 私立幼稚園運営事業補助

事業概要	区内私立幼稚園が幼児教育の振興・充実を図るために行う未就園児対策事業、育児相談・カウンセラー配置事業、預かり保育推進事業等、各種事業に対し補助を行います。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○			

2-1-18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム

事業概要	区立保育園、幼稚園及び認定こども園において、同じように質の高い幼児教育・保育を提供するため、文京区版幼児教育・保育カリキュラムを各園において実践します。					
担当	幼児保育課、教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-19 未就園児の定期的な預かり事業

事業概要	育児に係る不安や悩みを抱える子育て家庭を支援するため、保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等を利用していない生後4か月から2歳児クラスまでの児童を、週に1～2回、定期的に預かります。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	今後、国において示されるニーズ量の算出方法を基準とし、区内の保育施設の空きスペース等を活用し、ニーズ量の充足を目指します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○				

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

2-1-20 一時保育（キッズルーム） ◆

事業概要	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加等を推進します。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所の運営を行います。 また、多様化する保育ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、各施設の利用者登録について一元化を検討し、保護者の社会活動への参加等を推進します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-21 区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ◆

事業概要	区立保育園において、一時的に保育が必要な乳幼児を対象に、緊急一時保育事業を実施します。また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	在宅子育て家庭が一時的に保育が必要になった時の支援として、引き続き区立保育園において一時保育事業を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-22 幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ◆

事業概要	区立幼稚園型認定こども園において、園の体制を整えた上で、一時的に保育が必要な児童を対象に、緊急一時保育事業を実施します。また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。					
担当	学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

2-1-23 病児・病後児保育 ◆

事業概要	病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で、保育を行います。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	病児・病後児保育施設の運営を行い、病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かることで、保護者の就労等を支援します。 令和6年度は区内4か所で実施していますが、病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由から保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域的な偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分が存在します。これらを踏まえ、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

2-1-24 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆

事業概要	保護者の育児疲れ、病気や仕事等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、施設において一定期間、養育を行うことで児童及び家庭の福祉の向上を図ります。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

2-1-25 ベビーシッター等による子育て支援事業

事業概要	子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッター等による保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成するとともに、家事・育児支援サービスを一定の負担で利用できる券を交付するほか、ひとり親家庭や多胎児家庭を対象に支援事業を実施し、多様な保育サービスの提供を推進します。 【実施事業】 ・ひとり親家庭子育て訪問支援券事業 ・ベビーシッター利用料助成制度 ・ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度 ・おうち家事・育児サポート事業					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

2-1-26 障害者・児の短期入所（ショートステイ）（障1-1-8）

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	【福祉型】実利用者数	130	140			
	【福祉型】延利用日数	5,200	5,600			
	【医療型】実利用者数	4	4			
	【医療型】延利用日数	152	152			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

2-1-27 障害者・児の日中短期入所事業（障1-1-14）

事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	34人	37人			
	延利用回数	1,278回	1,386回			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

2-1-28 心身障害者（児）短期保護事業（障1-1-16）

事業概要	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	75人	75人			
	延利用時間	6,310時間	6,310時間			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

2-1-29 医療的ケア児在宅レスパイト事業（障4-2-8）

事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用申請者数	19人	19人			
	実施利用回数	81回	81回			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

2-1-30 障害者・児の緊急一時介護委託費助成（障1-1-15）

事業概要	障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。					
担当	障害福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

2-2 放課後の居場所づくり

2-2-1 育成室の整備及び運営 ◆

事業概要	保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童（原則として小学校1年生から3年生まで）に対し、指導員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援します。また、待機児童の解消及び定員の適正化を図るため、新たな育成室の整備拡充を図ります。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	育成室数	59	62	67	70	70
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

2-2-2 育成室の障害児保育 ◆（障4-3-13）

事業概要	放課後等の保育の必要な小学校1年生から3年生のうち、心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。また、育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	要配慮児保育を行う育成室数	59	62	67	70	70
	個別指導計画を作成する育成室	59	62	67	70	70
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

2-2-3 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ◆

事業概要	既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受け入れ等の保育ニーズに対応するため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に経費の一部を補助します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	各地域の育成室における入室状況や整備状況を踏まえ、保育需要がある地域への新たな誘致を進めます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

2-2-4 放課後全児童向け事業

事業概要	区立小学校の放課後や休業日に、小学校の施設の一部において地域の大人等の見守りのもと、児童が遊びや自主学習等の活動を自由に行うことで、児童の安全と安心な居場所を提供し、児童の健やかな成長を支援します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	保護者の就労状況に関わらず、多くの児童が放課後を安心して過ごせるよう、実施時間を拡充し、事業の充実を図っていきます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

2-2-5 児童館の整備及び運営

事業概要	児童等の健全育成を図るとともに、施設の内装改修等を行い、環境を整備します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	施設の予防保全を実施するとともに、老朽化が進む施設については、「文京区公共施設等総合管理計画」に基づき、大規模改修工事等を実施します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

(3) 子どもの生きる力・豊かな心の育成

3-1 子どもの学び・経験の機会充実

3-1-1 生きる力実現・学校力パワーアップ事業

事業概要	学習指導要領の「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標に向けて、各学校・園が学校評価を基に、幼児・児童・生徒、保護者、地域の期待に応えるために、特色ある教育活動を展開します。 学識経験者・専門家・地域人材資源活用、大学等連携による補充学習、教育活動のレベルアップ等を通して、各学校・園ならではの魅力と活力あふれる教育活動を推進します。					
担当	教育指導課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

3-1-2 いのちと心の教育の推進

事業概要	児童・生徒に「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にする心」や自尊感情・自己肯定感を育む教育の充実を図るために、全小・中学校において、外部講師等を招いて、「いのちと心の授業」を実施します。 ・「いのちと人権を考える月間」(5月・12月) 幼稚園等10園 小学校20校 中学校10校 ・「いのちと心の授業」 小学校20校 中学校10校 ・移動動物園 幼稚園等10園					
担当	教育指導課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

3-1-3 「話す力」向上プログラム事業

事業概要	人前で「話す力」を高めるための授業を展開し、社会に出る上で重視されるコミュニケーション能力の育成を目指します。 「話す力」向上プログラムモデル校の設置 小学校1校 中学校1校 「話す力」向上プログラム教員向け研修の実施					
担当	教育指導課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

3-1-4 英語力向上推進事業

事業概要	小・中学校における外国人英語指導員（ALT）を活用した授業や、英語体験学習事業（TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN）、中学校の実用英語技能検定受験料の補助、小学校の「GTEC Junior ¹⁰ 」の実施により、これからの国際社会で必要とされる英語の基礎・基本の学力及びコミュニケーション能力の育成を図ります。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

3-1-5 いじめ問題対策事業

事業概要	年2回の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（6月・11月）を軸にして、年に3回以上の「いじめに関する授業」と「いじめ防止等のための校内研修やOJT」を行っています。いじめの正確な認知の推進をし、重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底を図ります。 ・心のアンケート（各学期に1回以上） 小学校20校 中学校10校 ・SOSの出し方に関する教育の推進 小学校20校 中学校10校 ・文京区教育委員会いじめ問題対策協議会（年1回）					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

3-1-6 健康・体力増進事業

事業概要	区内大学との連携や支援人材の配置等により、子どもたちの健康・体力の向上を図るほか、がん教育の実施により、がんについての正しい知識や自他の健康と命の大切さについての理解促進を図ります。					
担当	教育センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

¹⁰ GTEC Junior 英語力が測定できるスコア型英語4技能（話す・聞く・書く・読む）テスト。

3-1-7 小・中学校等でのスポーツ交流事業

事業概要	区立小・中学校に講師を派遣し、オリンピックやパラリンピック競技等の出前講座を実施します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	小中学生にオリンピックやパラリンピック競技等の体験授業を提供し、「する」スポーツの促進や障害者及びパラスポーツへの理解と普及啓発を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

3-1-8 文京ふるさと学習プロジェクトの推進

事業概要	ふるさと学習副読本「わたしたちの文京区」「わがまち文京」の改訂を行います。 また、区立中学校校代表者を戦地となった自治体（沖縄県うるま市）に派遣し、沖縄戦の平和関連施設訪問や平和関連の体験学習等の平和学習を実施します。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

3-1-9 ホームステイ生徒交換事業

事業概要	国際交流事業の一環として、姉妹都市カイザースラウテルン市との相互理解と親睦を深めるため、ホームステイ生徒の派遣と受入れを交互に実施します。					
担当	アカデミー推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
					○	○

3-1-10 中学生職場体験

事業概要	区立中学校において、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的に、中学校2年生が、3日間地域の商店、地元の民間企業、公的施設等の職場で仕事等を体験します。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
					○	

3-1-11 中学校部活動支援

事業概要	区立中学校においては、スポーツや文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するため、部活動指導を推進しています。各中学校の学校規模や教員の専門性等の状況に応じ、教員に代わって部活動を指導できる部活動指導員を各中学校に配置し、技術的指導や専門的指導を行うことにより、部活動全体の充実を図るとともに、一部の部活動指導を外部委託すること等を通して、地域連携・地域移行を進めていきます。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
					○	

3-1-12 特別支援教育の充実 (障4-3-12)

事業概要	国のインクルーシブ教育¹¹の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図ります。 【特別支援教育担当指導員】通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行います。 【交流及び共同学習支援員】特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行います。 【バリアフリーパートナー】大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。					
担当	教育指導課					
5年間の計画事業量	特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

¹¹ インクルーシブ教育 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にする目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。

3-1-13 バリアフリーパートナー事業

事業概要	区立幼稚園等・小学校・中学校において、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。					
担当	教育指導課					
5年間の計画事業量	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が、学校生活の中で適切にサポートを受けることができるよう、引き続き、人材の確保や事業の適切な運用を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

3-1-14 学校施設等の計画的な改築・改修等

事業概要	子どもたちの良好な教育環境を確保するため、老朽化した学校施設の改築や改修、教室の増設を行い、教育環境の向上を図ります。					
担当	学務課					
5年間の計画事業量	「学校施設整備指針」等に基づき、老朽化した校舎の改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図ります。また、定期的な点検・診断により、施設の状況を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施することで、施設の安全性を確保していきます。 あわせて、児童数の増加に応じた普通教室の増設を適切に行い、子どもたちが快適な学校生活を送ることができる教育環境を整えます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

3-1-15 「Society5.0の教室」プロジェクト

事業概要	児童・生徒に1人1台ずつ配備されたタブレット端末や、各教室に配置されているアクティブボードや電子黒板等ICT機器、通信ネットワークやクラウド環境を最大限活用し、Society5.0 ¹² 時代の到来を見据えた、従来の指導方法にとられない新しい授業スタイルを創造します。					
担当	教育指導課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

3-1-16 教育情報ネットワーク環境整備

事業概要	児童・生徒の情報活用能力や考える力を育成するとともに、教科指導におけるICT機器活用の推進、校務の情報化による教員の負担軽減等を図るため、質の高い教育情報ネットワーク環境を整備し、教育の質の向上につなげます。					
担当	学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

3-1-17 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール

事業概要	全ての区立幼稚園、幼稚園型認定こども園、小・中学校に「学校運営連絡協議会」を設置し、学校運営や教育活動に地域の意見を反映することによって、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを推進します。 また、コミュニティスクールにおいては、「学校運営協議会」が学校運営の基本方針を承認し、教育活動等に意見を述べるなど、地域住民等による学校運営参画を一層推進します。					
担当	教育指導課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	

¹² **Society5.0** 狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもの。

3-2 青少年の健全育成と自主的な活動の支援

3-2-1 中高生の居場所の確保（文京区青少年プラザ（b-lab）等）

事業概要	中高生専用施設「文京区青少年プラザ(b-lab)」において、中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施します。あわせて、創業支援施設であるインキュベーションオフィス「GROWTH(グロース) 文京飯田橋」に関連したスタートアップ ¹³ と連携して中高生専用の居場所事業を実施するなど、中高生の自主的な活動を応援します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	文京区青少年プラザ(b-lab) においては、より多くの中高生に継続して利用してもらうため、魅力的な居場所づくりとなるよう、利用者による運営への参画、各種講座を実施するなど、より一層の充実を図ります。また、広報誌の発行やホームページ等の情報発信により、広く中高生に対して継続した周知を図ります。さらに、旧大塚地域活動センター跡地に区内2か所目となる青少年プラザを建設し、中高生の活動の場の更なる拡充を図ります。 中高生居場所事業（AQUABASE）については、中高生の新たな居場所として、理解してもらうため、区報やSNS等を通じた広報活動を行い、周知を図ります。また、海洋生物に関する専門家による実験教室や、ワークショップ等を定期的に開催することで魅力的な居場所づくりに努めます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
					○	○

3-2-2 文京区青少年育成プラン等の推進

事業概要	「文京区青少年育成プラン」及び「青少年健全育成のあり方に関する報告書」の育成ビジョン・推進目標・推進項目に基づき、青少年問題協議会において施策を検討・実施します。また、青少年健全育成会においては、各地区の行動計画に基づき事業を実施します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	「文京区青少年育成プラン」及び「青少年健全育成のあり方に関する報告書」の育成ビジョン・推進目標・推進項目に基づいて、青少年問題協議会において施策を検討・実施し、より一層の青少年健全育成の推進を図ります。 また、青少年健全育成会においては、各地区の行動計画に基づく事業を実施し、青少年健全育成の推進を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

¹³ スタートアップ 先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる企業。

3-2-3 青少年の社会参加推進事業補助

事業概要	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO等が実施する社会参加推進事業や青年育成事業に補助を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	NPO等が特性を活かした青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部を補助し、青少年の社会参加を推進し、青少年の自立を促進します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

3-2-4 青少年健全育成会への支援・連携

事業概要	地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会への活動支援を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	地域における青少年健全育成を担う中心的な団体である青少年健全育成会への支援を行うとともに、活動の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

3-2-5 ボランティア活動への支援（地1-2-2）

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。					
担当	社会福祉協議会					
5年間の計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

3-2-6 非行防止・更生保護の推進

事業概要	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動（東京ドーム周辺広報啓発活動、社会を明るくする大会、矯正展等）を実施します。					
担当	福祉政策課					
5年間の計画事業量	毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間（法務省主唱）」「青少年の非行・被害防止全国強調月間（こども家庭庁主唱）」に合わせ、文京区社会を明るくする運動推進委員会（関係団体30団体で構成）を中心に、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけとして運動を実施し、より多くの区民の関心を喚起し、理解を深めていきます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

3-2-7 環境浄化推進運動

事業概要	青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類(雑誌、コミック等)、ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を区内の各店舗に対して要請するほか、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	青少年健全育成を一層躍進するため、引き続き販売店舗やメディアに対して自主規制を要請し、地域環境の浄化に努めます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

(4) 全ての子育て家庭を支える体制の充実

4-1 組織横断的な連携体制

4-1-1 児童を対象とした相談窓口の運営

事業概要	子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営するとともに、児童・生徒には、相談窓口等の周知に努めます。					
担当	区児童相談所、子ども家庭支援センター、教育センター					
5年間の計画事業量	区児童相談所、子ども家庭支援センター、教育センターにおいて相談窓口を運営します。 また、児童・生徒に相談窓口を紹介するパンフレット等を配付し、虐待やいじめ等の早期発見を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-1-2 子ども家庭支援センター事業

事業概要	家庭における子育てと子どもの健全な育成を支援するため、相談事業・親子ひろば事業・子育て支援講座・家庭支援ヘルパー派遣等の事業を実施することで、子育ての孤立化や児童虐待を未然に防止するための予防的な支援を行います。また、区児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、支援が必要な家庭を適切な支援機関につなげます。					
担当	子ども家庭支援センター					
5年間の計画事業量	こども家庭センター機能を整備し、支援が必要な家庭をより早い段階から予防的支援につなげていきます。また、令和7年4月開設の区児童相談所と連携し、相談援助体制の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-1-3 子ども養育専門法律相談事業・養育費確保等支援事業

事業概要	子どもの最善の利益を守るため、離婚や養育費等に関する法律的な相談に弁護士が対応します。また、離婚後の養育費確保や親子交流の実施にかかる費用について支援を行います。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-1-4 保育園等への巡回相談

事業概要	巡回相談員が保育園、幼稚園、育成室等を訪問し、要保護児童対策地域協議会における連携支援や児童虐待対応等についての理解を図ります。また、関係機関において課題や不安を抱える家庭等の情報を共有し、児童の見立てや現場の職員としての対応方法等について助言を行うなど、支援機関の対応力の強化に努め、児童虐待の発生予防・早期発見を図ります。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

4-1-5 保育園子育て相談

事業概要	区立保育園において、乳幼児の子育てに関する相談を実施し、保護者の不安や悩みの軽減を図ることにより、地域の子育て支援の中心的役割を果たしていきます。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○			

4-1-6 幼稚園等子育て相談

事業概要	区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、乳幼児の子育てに関する様々な相談に応じます。 保護者の不安を受け止めることで、「親と子の育ちの場」としての役割を果たしていきます。					
担当	学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○			

4-1-7 障害児相談支援 (障4-2-7)

事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。 さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画作成者	542人	574人			
	計画作成割合	59%	61%			
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-1-8 医療的ケア児支援体制の構築（障4-2-3）

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-1-9 医療的ケア児支援コーディネーターの配置（障4-2-4）

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	配置人数	10人	11人			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-1-10 就学前相談体制の充実 (障4-3-8)

事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重した上で、適切な支援を受けられるようにします。					
担当	教育指導課					
5年間の計画事業量	保育園・幼稚園・小学校・中学校等との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行います。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断します。 教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援体制の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

4-1-11 総合相談室の充実 (障4-1-3)

事業概要	0歳から18歳までの子どもの心身の障害や発達上の何らかの心配について、また不登校、集団不適應等の教育上の悩みや心配について、専門職（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）が相談に応じ、必要に応じて、個別指導やグループ指導等の発達支援や心理的援助等を行います。					
担当	教育センター					
5年間の計画事業量	増加している相談件数や複雑化かつ高度化している相談について、必要に応じて関係機関等と情報共有を図りながら対応していくとともに、総合相談室の体制強化を検討します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-1-12 不登校への対応力強化

事業概要	不登校の児童・生徒に対して、様々な専門家・専門機関が関わり対応を強化することで、生活リズムの立て直し、豊かな対人関係の経験、自己肯定感のアップに寄与し、児童・生徒一人ひとりが、将来に希望を持ち、より健康で充実した日々を送っていくことを支えます。学校の中では教室以外の校内居場所を設置し、学校外では、教育支援センターやオンラインでの学び等を充実し、不登校児童・生徒一人ひとりにあった学びの環境を整えていきます。					
担当	教育センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

4-1-13 文京区版ひきこもり総合対策 (地2-1-4)

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所）を行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
						○

4-1-14 民生委員・児童委員による相談援助活動 (地1-2-6)

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。					
担当	福祉政策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-1-15 包括的相談支援事業 ★ (地2-1-1)

事業概要	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。					
担当	事務局：福祉政策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-1-16 多機関協働事業 ★ (地2-1-2)

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。					
担当	事務局：福祉政策課					
5年間の 計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。 支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。 重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-1-17 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ (地2-1-3)

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。					
担当	事務局：福祉政策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-1-18 (仮) 児童相談所が関わる子どもの意見表明等支援事業

事業概要	子どもの権利擁護及び意見表明機会の保障と尊重により、子どもの最善の利益を実現することを目的として、一時保護所に入所した子ども等に対して、第三者による意見聴取を行い、子どもの意見・意向を形成する支援を行います。					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

4-2 児童虐待防止支援体制の充実

4-2-1 児童虐待防止ネットワークの充実 ◆

事業概要	要保護児童対策地域協議会において、虐待などによる要保護児童等に関する関係機関との情報共有や支援状況の把握に努め、関係機関連携による支援を行います。					
担当	子ども家庭支援センター					
5年間の計画事業量	地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-2-2 児童虐待防止対策事業 ◆

事業概要	児童虐待防止マニュアル等の関係機関への配布や児童虐待防止に関する企画展の実施等による啓発活動を行います。 また、子育て支援講座、家庭支援ヘルパー事業、親子ひろば事業（ぴよぴよひろば）等を実施し、子育ての孤立化や児童虐待の未然防止に繋がります。					
担当	子ども家庭支援センター、区児童相談所					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-2-3 家庭支援ヘルパー事業 ◆

事業概要	子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭、妊産婦又は、ヤングケアラー等がいる居宅を訪問し、不安や悩みの相談に対応するとともに、家事や育児をサポートする家庭支援ヘルパーを派遣することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-2-4 区児童相談所の専門的アプローチを含めた児童相談体制の構築と一時保護所の適切な運営

事業概要	地域に根差した区児童相談所として、関係機関と密接な情報交換を図り、機動的かつ専門的なアプローチを含む相談支援を展開します。一時保護所においては、子どもの最善の利益を最優先に考慮し、安全・安心な環境の中で、子どもの意見表明が尊重された適切なケアと未来につなぐ支援を行います。					
担当	区児童相談所					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-2-5 社会的養護の推進

事業概要	社会的養護における施設養護にあたっては、広域的な施設利用が行えるよう、他自治体の関係機関との連携を一層深めていきます。また、社会的養護のもう一つの大きな柱となっている、里親やファミリーホームに関しては、家庭養護の重要性を踏まえて、里親登録数の拡充や、里親の方への研修・支援などについて、里親養育包括支援機関 ¹⁴ や関係施設、他自治体と連携し、チーム養育として、取り組みの一層の充実を図ります。全ての子どもが適切な養育の中で、自らの将来について考え、子ども自身が将来への希望を持ち、共に未来を考えることができる、きめの細かい支援を実施します。					
担当	区児童相談所					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

¹⁴ 里親養育包括支援機関(フォスタリング機関) 里親のリクルート及びアセスメント、子どもと里親家庭のマッチングをはじめとしたフォスタリング業務を包括的に実施する機関。

4-3 悩み・困難を抱える子どもへの支援

4-3-1 児童発達支援 (障4-3-1)

事業概要	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応のための支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	287人	289人			
	延利用日数	25,830日	26,010日			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-3-2 児童発達支援センターの運営 (障4-2-1)

事業概要	教育センター内の児童発達支援センターにおいて、発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、障害児通所支援を利用する児童の障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。 また、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児が通う保育園・幼稚園への援助、助言などの地域支援を行います。					
担当	教育センター					
5年間の計画事業量	引き続き、個々の子どものニーズに応じた必要な発達支援や相談支援が受けられる体制を整備するとともに、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-3-3 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト (障4-4-9)

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるように、心理士等の専門家チームが幼稚園、保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援を行います。また、保護者に対しても専門的観点から育児方法などを伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えています。					
担当	教育センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

4-3-4 専門家アウトリーチ型支援 (障4-2-6)

事業概要	専門職（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校等への派遣等により、子どもへの対応力の向上を図ります。					
担当	教育センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	

4-3-5 居宅訪問型児童発達支援 (障4-3-3)

事業概要	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	11人	12人			
	延利用日数	253日	276日			
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-3-6 放課後等デイサービス (障4-3-15)

事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援や社会との交流の促進等を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	496人	506人			
	延利用日数	38,839日	40,309日			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	○

4-3-7 保育所等訪問支援 (障4-3-4)

事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	27人	30人			
	延利用日数	243日	270日			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-3-8 障害児通所支援事業所の整備 (障4-3-11)

事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	整備数(累計)	4か所	4か所			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-3-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 (障4-2-9)

事業概要	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めています。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-3-10 医療的ケア児支援ルーム事業

事業概要	元町ウェルネスパークにおいて、医療的ケア児支援ルームを開所し、家族以外の他者(他の医療的ケア児や支援者等)との交流活動等を行うことにより、社会参加の機会を図ります。					
担当	障害福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○※		

※対象は1歳から小学3年生までの児童

4-3-11 文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ

事業概要	リアン文京の地域活動支援センターにおいて、未就学の医療的ケア児に対し、同世代の児童とのふれあいや家族以外の人との関わりを持つ機会を提供します。					
担当	障害福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

4-3-12 ヤングケアラー支援推進事業

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援については、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけではなく、家族全体に対する支援を行います。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	○

4-3-13 日本語指導協力員派遣事業

事業概要	日本語が不自由な児童・生徒が入学した際には、学校生活適応への支援の一環として、母語の日常会話ができる日本語指導協力員を派遣します。					
担当	教育指導課					
5年間の 計画事業量	日本語が不自由な児童・生徒が、学校生活に適応できるよう、引き続き大学機関等と連携し、日本語指導協力員の人材確保や資質向上を図るための教材や情報の提供等を行います。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

4-4 子どもの貧困対策

4-4-1 子ども宅食プロジェクト事業

事業概要	子どものいる生活困窮世帯（児童扶養手当・就学援助受給世帯等）のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送します。定期配送をきっかけに、子どもとその家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいきます。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	希望する全ての世帯に配送を行うほか、食品等の配送をきっかけとしたつながりづくりと定期的な見守りを強化します。また、利用対象世帯の子どもの人数の把握やイベント招待などの親子の体験機会等を充実させ、地域や社会からの孤立を防いでいきます。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 （3歳未満）	就学前 （3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-2 福祉手当の支給（障1-7-1）

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します(ただし、所得制限あり。)					
担当	障害福祉課、予防対策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-3 特別児童扶養手当の支給

事業概要	心身に一定程度以上(身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度)の障害等がある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します。(所得制限あり)					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-4 児童育成手当（障害手当）の支給

事業概要	心身に一定程度以上(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症)の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します。(所得制限あり)					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-5 児童扶養手当の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。(児童扶養手当法に基づく国の制度) 【対象】 満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで(中程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-6 児童育成手当（育成手当）の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給します。(児童育成手当条例に基づく区の制度) 【対象】 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-7 ひとり親家庭等医療費助成

事業概要	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部または全部を助成します。 【対象】 18歳に達した日以降の最初の3月31日まで(中程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-8 子育て支援事業利用料等助成制度

事業概要	前年度住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料の一部又は全額を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。 【対象事業】 ・一時保育事業（キッズルーム） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・おうち家事・育児サポート事業 ・病児・病後児保育事業 ・ベビーシッター利用料助成制度					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

4-4-9 入院助産

事業概要	「児童福祉法」に基づき、出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦（所得要件あり）に対して、その費用を支給します。					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○					

4-4-10 母子・父子自立支援員

事業概要	ひとり親家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。また、母子及び父子福祉資金の貸付、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業などを通してひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-4-11 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

事業概要	要件を満たしたひとり親家庭等の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるように、就職に有利な資格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業」を実施します。					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-12 母子及び父子福祉資金

事業概要	ひとり親家庭等に対して、経済的自立と生活意欲の助長、児童の福祉を増進するために必要とする資金の貸付を行います。 【対象】 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-13 母子生活支援施設

事業概要	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を、抱える問題の状況に応じて母子生活支援施設において保護します。					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-4-14 母子・女性緊急一時保護事業

事業概要	配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に一時的に公的施設のほか、近隣のホテルや民間シェルターを活用して保護と相談、支援を行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

4-4-15 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援

事業概要	生活困窮等の理由により、学習環境・生活環境に課題のある子ども等に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	○

4-4-16 就学援助

事業概要	経済的援助が必要な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（学習支援費、新入学用品費等）の一部を援助します。					
担当	学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

4-4-17 塾代等助成事業

事業概要	就学援助補助対象世帯（生活保護受給世帯を除く）で、中学2年生又は3年生の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学習にかかる費用の助成を行います。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
					○	

4-4-18 奨学資金給付金制度

事業概要	経済的理由により修学困難な生徒に対し、高等学校等へ入学するにあたり、奨学金を給付します。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
					○	

4-4-19 入学支度資金融資あっせん

事業概要	広く教育の機会の均等を図り人材を育成することを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給（貸付利子 年2.9%、保証料を含む。）を行います。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
					○	

4-5 全世帯に向けた経済的な負担の軽減

4-5-1 児童手当の支給

事業概要	満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童の養育者に手当を支給します。					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-5-2 子ども医療費助成

事業概要	満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもの保険診療分で、入院・通院にかかる医療費の自己負担分を助成します。					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

4-5-3 認可外保育施設保育料助成

事業概要	認可外保育施設に入所している児童の保護者に対し、利用料等の一部を補助します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

4-5-4 私立幼稚園等保護者負担軽減

事業概要	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、保育料等を補助します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○			

4-5-5 保育所等利用多子世帯負担軽減事業

事業概要	子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを多く持ちたい世帯に対する支援となるよう、区内に在住する2人以上の子どもを扶養する世帯で、認可保育所に通う0歳から2歳の第2子以降の保育料を無料とします。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○				

4-5-6 子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度

事業概要	インフルエンザワクチン任意予防接種は広く行われているため、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の予防及び健康増進に寄与することを目的として、生後6か月以上中学校3年生までを対象に接種費用の一部を助成します。					
担当	予防対策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	

4-5-7 おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成制度

事業概要	様々な合併症の頻度も高いおたふくかぜについて、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の予防及び健康増進に寄与することを目的として、おたふくかぜワクチン接種費用の一部を助成します。					
担当	予防対策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

4-5-8 男子HPVワクチン任意接種費用助成制度

事業概要	HPV（ヒトパピローマウイルス）が原因となる肛門がんや尖圭コンジローマ等の疾病を予防し、性交渉によるHPV感染や女性の子宮頸がんの発症を防ぐため、HPVワクチン接種を希望する男子の保護者に対し、接種費用を全額助成します。					
担当	予防対策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○※	○	○※

※対象は小学6年生から高校1年生までの児童・生徒

4-5-9 学校給食費支援事業

事業概要	区立小・中学校における給食費を無償化するとともに、食物アレルギーや長期欠席等の事情により、学校給食の提供を受けることができない児童・生徒の保護者を対象に給食費相当額を補助します。 さらに、区立以外の小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対し、給食費相当額を補助します。					
担当	学務課					
5年間の計画事業量	学校給食の無償化や学校給食費相当額の補助を行い、小・中学校等に在籍する全ての児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

(5) 子育てしやすいまちづくりの推進

5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

5-1-1 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	区内4か所（富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区）の地域子育て支援拠点を地域団体が安定的に運営するための支援を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○				

5-1-2 子育てひろば事業 ★

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。					
担当	子育て支援課、幼児保育課、児童青少年課					
5年間の計画事業量	区内5か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

5-1-3 文京区子育てサポーター認定制度

事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、子育てに関する知識や技能等を修得する研修を実施し、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を図ります。					
担当	子育て支援課、社会福祉協議会					
5年間の計画事業量	区内大学や社会福祉協議会等の団体と協力し、ベーシックサポーター認定研修を年2回、スタンダードサポーター認定研修を年2回、居場所サポーター認定研修を年1回実施します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

5-1-4 ファミリー・サポート・センター事業 ◆

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

5-1-5 地域の支え合い体制づくり推進事業（地1-1-9）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぶらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要な補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	150	152	154	156	158
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-1-6 子ども食堂支援事業

事業概要	地域の子どもを対象に食事の提供を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂」を運営する地域活動団体へ、社会福祉協議会を通じて運営費等の助成を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	子ども食堂登録数	15	16	17	18	19
	子ども食堂連絡会開催回数	1	1	1	1	1
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-1-7 児童館の乳幼児プログラム

事業概要	児童館において、午前中に地域の乳幼児とその保護者を対象に、親子同士の交流・親睦を目的としたプログラムや、子育て交流講座など、親の子育てを支援する事業を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	乳幼児プログラムや子育て相談事業の実施により、子育てを支援する事業の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○				

5-1-8 児童館の幼児クラブ

事業概要	2歳児（4月1日現在）以上を対象に、児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	子育て支援サービスを提供するため、利用者のニーズに合わせた幼児クラブ活動プログラムを実施し、内容の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

5-1-9 保健サービスセンターの子育てグループ等支援

事業概要	保健師の地区活動や保健サービスセンターで実施している事業などから、地域での仲間づくり・情報交換や交流を目的とした支援活動を行うことで、パートナーを含めた交流や子育て経験者等の相談しやすい「話し相手」との交流により、地域で安心して子育てができる環境をつくります。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○				

5-1-10 区立保育園の子育てステーション

事業概要	区立保育園の子育てのノウハウを地域に還元するため、親子で保育プログラムを体験する機会を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う、地域子育てステーション事業を月1回程度実施します。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	地域の子育て世帯が抱える子育ての悩みや不安を軽減するため、仲間づくりの場としてより多くの親子が参加できるよう広く周知するとともに内容の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

5-1-11 区立幼稚園等施設開放

事業概要	区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、園児及び未就学児に園庭等の施設を遊び場として開放し、地域の乳幼児が親子で安心して遊べる場、子ども同士で関わりがもてる場、保護者の交流を図る場としての役割を果たします。					
担当	学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○			

5-1-12 家庭教育支援の推進

事業概要	家庭における教育力の向上のため、子どもの実態、家庭の現状に即したテーマを内容とする講座等を開設することにより、家庭や地域の教育力の更なる向上を図ります。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

5-1-13 ブックスタート事業

事業概要	保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所で行われている生後4か月児健康診査の際に、ブックスタート事業を実施します。					
担当	真砂中央図書館					
5年間の計画事業量	保健サービスセンターで実施する4か月児健診時に、図書館職員がブックスタートパックを配付し、絵本の読み聞かせと図書館の案内を行います。絵本を介して親子のふれあいを深め、親子の健全なかかわりを育む子育て支援の一助とします。 また、乳幼児期からの読書環境や読書活動の一層の充実を図るとともに、発達段階に応じた読書活動を推進していきます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○				

5-1-14 子ども向け文化・学習事業の充実

事業概要	以下をはじめとした子ども向けのコンサートや各種教室、文化・学習事業を実施します。 【公益財団法人 文京アカデミー】 0歳から入場可能なコンサートや小・中学校出前コンサートを実施するほか、夏休み子どもアカデミア講座等を開講します。 【文京ふるさと歴史館】 夏休み期間中、小・中学生向けに自由参加型クイズを実施し、広く文京ふるさと歴史館に親しみ、文京区の歴史や文化への興味や関心を高める機会を提供します。 【森鷗外記念館】 夏休み期間中の児童を対象としたワークショップや、鷗外や文学等について楽しく親しみながら学べる事業を実施します。					
担当	アカデミー推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

5-1-15 アカデミア講座等での保育室設置

事業概要	幼児を持つ親が平日の日中にシビックセンターで開催する文京アカデミア講座や講演会などの学習活動に参加できるよう、講座等の開催時に保育室を設置します。					
担当	アカデミー推進課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○			

5-1-16 親子スポーツ教室

事業概要	親子のふれあいを通し、子どもたちの心身の健全な育成と生涯スポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の 計画事業量	親子がコミュニケーションを取りながら練習ができるプログラムを実施し、子どもたちのスポーツに親しむきっかけづくりを提供します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

5-1-17 小中学生スポーツ教室

事業概要	小中学生の心身の健全な育成とジュニアスポーツの振興を図るため、ローラースポーツを始めとした各種スポーツ教室を開催します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の 計画事業量	区内の協力団体等から講師を招き、地域社会におけるスポーツの発展とジュニアの技術向上を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

5-1-18 【文京 eco カレッジ】親子環境教室

事業概要	体験型環境学習の機会を区民に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象とした「親子環境教室」を開催します。 動植物、天気や地球温暖化等さまざまなテーマで、クイズや工作等を交えて楽しく学ぶことができる教室を実施します。 対象は区内小学生とその保護者を対象に年6回の実施です。					
担当	環境政策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

5-1-19 親子生きものの調査

事業概要	身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える「親子生きものの調査」を実施します。自然に触れ合う体験型環境学習を通じて、区の自然環境状況把握及び環境保全への意識啓発を行います。対象は区内小学生とその保護者です。					
担当	環境政策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

5-1-20 環境教育の推進

事業概要	次世代を担う子どもたちへの環境教育を推進するため、地球温暖化対策や生物多様性など文京区の環境について、子どもを対象とした文京区環境基本計画<小学生用>等の概要版を作成し、配布します。					
担当	環境政策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

5-1-21 消費生活出前講座（子ども向け）

事業概要	小学生に対し、消費生活に関する知識・情報を広く伝えるため、児童館・育成室等の小学生が集まる場所に出向き、発達段階に応じた講座を実施します。					
担当	経済課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○		

5-1-22 消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）

事業概要	幼児・小学生（及びその保護者）を対象とし、発達段階に応じた関心のあるテーマで、消費生活に役立つ研修会を実施します。					
担当	経済課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○		

5-1-23 家庭のふれあいの推進

事業概要	最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族の触れ合いやきずなを深めるため、毎月第2日曜日を文京区「家庭の日」と定め、様々な啓発を行います。 また、青少年健全育成会が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の 計画事業量	今後も家族のふれあいやきずなを深める機会を充実させるため、引き続き、意識啓発を推進します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

5-1-24 労働者及び事業主への広報・啓発活動

事業概要	育児と仕事の両立をはじめとする多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、関係行政機関や商工会議所等と連携し、積極的な情報提供に努めるとともに、労働者及び事業主への広報・啓発活動を行います。					
担当	経済課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-1-25 男女平等参画推進事業

事業概要	固定的な役割分担意識にとらわれない、各人の個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等参画社会を目指した啓発・普及活動を行います。					
担当	総務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-1-26 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）（障5-2-1）

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していきます。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	文京区共生のための地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

5-1-27 地域学校協働本部事業

事業概要	地域が学校の教育目標を共有しながら、子どもたちのために様々な場面で学校教育を支援し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。					
担当	教育総務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
				○	○	

5-1-28 PTA活動との連携強化、活動支援

事業概要	保護者の学習の場として、また、親同士及び親と教員とのつながりを作る場として、PTA活動を支援することにより、PTA相互の連携を強化し、家庭の教育力を向上させます。 PTAを対象とした各種研修会等の企画内容の充実を図るとともにPTA連合会合同事業への支援を行います。					
担当	教育総務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

5-1-29 小地域福祉活動の推進 ★ (地1-1-2)

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。					
担当	社会福祉協議会					
5年間の 計画事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-1-30 参加支援事業 ★ (地1-2-1)

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。					
担当	事務局：福祉政策課					
5年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズを抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングをした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-1-31 地域づくり事業 ★ (地1-1-1)

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。					
担当	事務局：福祉政策課					
5年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

5-2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

5-2-1 妊産婦・乳児救護所の体制整備

事業概要	妊産婦・乳児救護所の円滑な運営を図るため、協定を締結した大学等との連携を強化し、災害時における妊婦、乳児及びその母親等の避難生活の支援、応急的な物資の配慮・支援情報の提供、医療、相談が行えるよう、体制整備を図ります。					
担当	防災課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○				

5-2-2 防災教室・防災訓練の実施

事業概要	学校、保育園、幼稚園、町会、マンション等の単位で地震体験車及び煙体験ハウスの出張を行います。また、防災フェスタや防災キャンプ等、親子で楽しみながら学ぶことのできる防災訓練を実施することで、幅広い年齢層の防災意識の普及啓発を図ります。					
担当	防災課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-3 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備

事業概要	一時保育施設等の子育て関連施設（児童館・育成室、キッズルーム、病児・病後児保育施設、子育てひろば、ぴよぴよひろば、保育園）において、利用時に災害が発生した際に必要な食糧等備蓄物資を配備します。					
担当	防災課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○		

5-2-4 安全・安心なまちづくり

事業概要	安全・安心まちづくり推進地区の指定を受けた地域活動団体等に対する活動支援、青色防犯パトロールの実施、地域安全教室の開催、電子メール等による情報発信などを行うことにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。					
担当	危機管理課					
5年間の計画事業量	安全・安心まちづくり推進地区の指定を行うとともに、指定を受けた地域活動団体や自主防犯活動を行う団体に対して、活動支援を行うことにより、区民の自主的な防犯活動を促進します。 また、区内ボランティア団体との協力による青色防犯パトロールの実施、犯罪に遭わないための防犯知識等を学ぶ地域安全教室の開催、「文の京」安心・防災メールによる防犯等安心情報の配信などにより、地域における犯罪の未然防止を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-5 安全・安心な学校づくり

事業概要	交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、以下の事業を実施し、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備します。 【スクールガード事業】 区立小学校で実施。地域や保護者を中心としたボランティアにより、通学路や地域の見守りを行います。年2回の連絡会実施及び年1回の通学路巡回（スクールガードリーダー・スクールガード・学校・PTA・警察・土木部・教育総務課）を行い安全点検をしています。 【学校・幼稚園情報配信システム】 緊急情報等を迅速かつ正確に伝達できる体制を整えます。 【防犯カメラの設置】 通学路に防犯カメラを設置し、児童の見守り活動を補完します。 【防犯ブザー配付】 児童・生徒に対する事件・事故の未然防止の一環として、小学校新入生等に防犯ブザーを配付します。					
担当	教育総務課、学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	

5-2-6 安全・安心で快適な公園等の整備 (地3-1-5)

事業概要	安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた公園等の再整備や、公園に隣接する公共施設を活用した、公園と一体となった魅力的な空間づくりなど、だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備を行います。					
担当	みどり公園課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-7 文京区バリアフリー基本構想の推進 (地3-1-2)

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。					
担当	都市計画課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-8 共同住宅等のバリアフリーの推進

事業概要	子ども、妊産婦を含めたすべての人が安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。					
担当	住環境課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-9 バリアフリーの道づくり (地3-1-1)

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	22.5%	25.0%	27.5%	30.0%	32.5%
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-10 コミュニティ道路整備

事業概要	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、コミュニティ道路 ¹⁵ 整備計画に基づき、地域住民や交通管理者との調整を図りながら整備を行うことで、総合的な交通安全対策を推進します。					
担当	道路課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-11 犯罪の被害防止対策の推進

事業概要	子どもが身の危険を感じた際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示します。区立小学校PTA連合会や区内警察署等と連携を図り、事業の周知・充実に努めていきます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

¹⁵ コミュニティ道路 人と車の調和を図るとともに、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を目的として、車の走行速度の抑制等を行った総合的な交通安全対策を推進する道路。

5-2-12 交通安全教育の実施

事業概要	子どもの交通安全を確保するため、地域の実態や幼児・児童・生徒の実態に即した計画的かつ組織的な交通安全教育を行うことを通じて、危険を回避する能力や、交通ルールを守り安全を重視する意識と態度を育てます。					
担当	管理課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
			○	○	○	○

5-2-13 コミュニティバスの運行 (地3-1-6)

事業概要	区内の公共交通不便地域を解消し、病院、福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことにより、区民等の移動における利便性を高めます。					
担当	区民課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
	○	○	○	○	○	○

5-2-14 居住支援の推進 (地2-1-11)

事業概要	住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭及び障害のある子どもの家庭等に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。					
担当	福祉政策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生世代
		○	○	○	○	○

第 6 章

子ども・子育て支援事業計画における 量の見込み（ニーズ量）と 確保方策の実施時期

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定しており、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含め、本章において量の見込みや確保方策等を記載します。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、引き続き、文京区全域を1区域として設定します。

3 量の見込みの算定方法

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえ、本区の人口推計と令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果を用いて以下の流れで量の見込みを算定します。

ただし、その結果が実態（過去の事業実績）と大きく乖離し、適切な量の見込みを算定することが困難な事業については、本区の実情に応じた方法で算定します。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、特定教育・保育施設等（認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業）の利用先が決まっています。

<3つの認定区分>

1号認定（教育標準時間認定）	利用先：幼稚園・認定こども園
● お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	
2号認定（満3歳以上・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園
● お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	
3号認定（満3歳未満・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園・地域型保育
● お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	

(2) 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度において、区の認可事業として位置づけられている事業です。原則、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育（A・B・C型）・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・ A 型（保育所分園に近いもの） ・ B 型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・ C 型（家庭的保育に近いもの）
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1 対 1 を基本とするきめ細かな保育を実施します。（ベビーシッター派遣事業）
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

（３）量の見込み（ニーズ量）の算定及び確保方策について

幼児期の教育・保育の量の見込み（ニーズ量）は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方」により、将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定しました。この見込みに対し、確保方策を次頁のとおり実施していきます。

- 関連事業 2-1-1 区立保育園の運営
- 2-1-10 区立お茶の水女子大学こども園の運営
- 2-1-11 区立幼稚園の認定こども園化

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項 目			令和7年度 (R8.4.1時点)					令和8年度 (R9.4.1時点)				
			1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり	
			3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳
				教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
①ニーズ量の見込み			1,253	712	3,164	536	2,332	1,239	704	3,129	546	2,366
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園	101	42	33	6	42	101	42	33	6	42
		区立幼稚園	634	301	－	－	－	580	301	－	－	－
		私立幼稚園	1,101	527	－	－	－	1,101	527	－	－	－
		国立大学付属幼稚園	117	13	－	－	－	117	13	－	－	－
		区立認可保育園	－	－	1,119	144	633	－	－	1,119	144	633
		私立認可保育園	－	－	2,993	495	1,732	－	－	2,993	495	1,732
		定期利用保育	－	－	－	－	28	－	－	－	－	28
		東京都認証保育所	－	－	10	23	72	－	－	10	23	72
		企業主導型保育事業	－	－	25	18	92	－	－	25	18	92
		その他認可外保育施設	－	－	186	12	105	－	－	186	12	105
	地域型保育事業	家庭的保育事業	－	－	－	5	12	－	－	－	5	12
		小規模保育事業	－	－	－	59	184	－	－	－	59	184
		事業所内保育事業	－	－	－	5	14	－	－	－	5	14
		居宅訪問型保育事業	－	－	－	－	0	－	－	－	－	0
	合 計		1,953	883	4,366	767	2,914	1,899	883	4,366	767	2,914
②－①(充足数)			700	171	1,202	231	582	660	179	1,237	221	548

※ 各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「—」を表示しています。

(単位：人)

令和9年度 (R10. 4. 1時点)					令和10年度 (R11. 4. 1時点)					令和11年度 (R12. 4. 1時点)				
1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり	
3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳
	教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
1,225	696	3,094	563	2,465	1,258	715	3,178	580	2,527	1,281	728	3,236	597	2,605
237	126	33	6	84	305	168	33	6	105	305	168	33	6	105
467	205	—	—	—	438	180	—	—	—	438	180	—	—	—
1,101	527	—	—	—	1,101	527	—	—	—	1,101	527	—	—	—
117	13	—	—	—	117	13	—	—	—	117	13	—	—	—
—	—	1,119	144	633	—	—	1,119	144	633	—	—	1,119	144	633
—	—	2,993	495	1,732	—	—	2,993	495	1,732	—	—	2,993	495	1,732
—	—	—	—	28	—	—	—	—	28	—	—	—	—	28
—	—	10	23	72	—	—	10	23	72	—	—	10	23	72
—	—	25	18	92	—	—	25	18	92	—	—	25	18	92
—	—	186	12	105	—	—	186	12	105	—	—	186	12	105
—	—	—	5	12	—	—	—	5	12	—	—	—	5	12
—	—	—	59	184	—	—	—	59	184	—	—	—	59	184
—	—	—	5	14	—	—	—	5	14	—	—	—	5	14
—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0
1,922	871	4,366	767	2,956	1,961	888	4,366	767	2,977	1,961	888	4,366	767	2,977
697	175	1,272	204	491	703	173	1,188	187	450	680	160	1,130	170	372

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1) 利用者支援事業

事業概要		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方		子ども家庭支援センター、保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。 ●関連事業 1－1－1 文京区版ネウボウ事業 1－1－2 産前産後ケア事業 4－1－2 子ども家庭支援センター事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	型	実施場所・施設及びその数量（箇所）				
	こども家庭センター型	3か所 （子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と令和5年度実施の実態調査における地域子育て支援拠点事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		地域団体による地域子育て支援拠点4か所と子育てひろば5か所で事業を実施します。 ●関連事業 5－1－1 地域団体による地域子育て支援拠点事業 5－1－2 子育てひろば事業 〈事業量の算定方法〉 地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。 また、子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		80,282人	81,479人	84,823人	87,094人	89,723人
確保方策	地域団体による地域子育て支援拠点事業	4か所 （富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4地区に各1か所）				
	子育てひろば事業	5か所 （西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）				

(3) 妊婦健康診査

事業概要		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。 ●関連事業 1－2－1 妊婦健康診査				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関等（病院、診療所等）				
		主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査等				
		実施時期：通年				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。 また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ●関連事業 1－1－6 乳児家庭全戸訪問事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施				
		実施機関：2か所 （保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

(5) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要		養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。 また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。				
確保方策の考え方		児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭へ訪問支援者が居宅を訪問し養育に関する相談支援を実施します。 地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。 ●関連事業 4－2－1 児童虐待防止ネットワークの充実 4－2－2 児童虐待防止対策事業				
量の見込み（二ーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	児童虐待防止ネットワークの充実	養育支援訪問支援者の訪問回数 72回／年				
		要保護児童対策地域協議会の開催				
		要保護児童対策地域協議会SV研修の開催 5回／年				

(6) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業は利用者数の増減幅が大きいことから直近3か年（令和3年度～5年度）の平均利用人数から、子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は令和5年度の利用人数から、算定しました。					
確保方策の考え方	区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。 利用希望期間が重なる等の理由で、希望する期間での利用ができない場合もあるため、新規開設等受け入れ枠の拡大に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 2－1－24 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 〈事業量の算定方法〉 乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、365日×2施設×1人＝730人日／年としました。 トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を365人日／年としました。					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	ショートステイ事業	537人	535人	535人	534人	531人
	トワイライトステイ事業	95人	95人	94人	94人	93人
確保 方策	ショートステイ事業	730人	730人	730人	730人	730人
	トワイライトステイ事業	365人	365人	365人	365人	365人
[確保方策]	ショートステイ事業	193人	195人	195人	196人	199人
[ニーズ量]	トワイライトステイ事業	270人	270人	271人	271人	272人

(7) 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要		乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、小学生を対象とした令和5年度の事業実績から、算定しました。				
確保方策の考え方		文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。 ●関連事業 5－1－4 ファミリー・サポート・センター事業 〈事業量の算定方法〉 コロナ禍前5年間（平成27年度から令和元年度まで）の小学生を対象とした事業実績の平均を、令和7年度以降の事業量としました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	延べ利用児童数 小学校低学年	1,499人	1,445人	1,430人	1,370人	1,355人
	延べ利用児童数 小学校高学年	273人	284人	281人	280人	270人
	合 計	1,772人	1,729人	1,711人	1,650人	1,625人
確保 方策	ファミリー・ サポート・セ ンター事業	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人
[確保方策]-[ニーズ量]		118人	161人	179人	240人	265人

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
------	--

〈一時預かり事業（幼稚園型）〉

量の見込み（ニーズ量） の算定方法		将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		区立幼稚園・幼稚園型認定こども園全園にて、在園児を対象に、教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、私立幼稚園においても、預かり保育を実施します（各園で実施内容は異なる。）。 ●関連事業 2－1－1 3 区立幼稚園等の預かり保育 〈事業量の算定方法〉 ・区立幼稚園・幼稚園型認定こども園：登録利用については、全園登録人数×実施日数とし、一時利用については、利用者×実施園数×実施日数とし、事業量を算定しました。 ・私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、令和5年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	一時利用の 預かり保育	19,761人	19,542人	19,323人	19,849人	20,209人
	定期利用の 預かり保育	173,715人	171,793人	169,870人	174,491人	177,654人
	合 計	193,476人	191,335人	189,193人	194,340人	197,863人
確保 方策	区立幼稚園・幼稚園 型認定こども園での預 かり保育	113,100人	113,100人	110,200人	110,200人	110,200人
	私立幼稚園 での預かり 保育	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人
	合 計	203,300人	203,300人	200,400人	200,400人	200,400人
[確保方策]-[ニーズ量]		9,824人	11,965人	11,207人	6,060人	2,537人

〈一時預かり事業（幼稚園型以外）〉

量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		4か所のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。 ●関連事業 2-1-20 一時保育（キッズルーム） 2-1-21 区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 2-1-22 幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 〈事業量の算定方法〉 ・緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 年間事業実施日を288日（令和5年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、$41人 \times 288日 = 11,808人日$／年としました。 ・一時保育事業 キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数（令和5年度実績）から事業量を算出しました。 ・キッズルームシビック $27人 \times 359日 = 9,693人日$／年 ・キッズルーム目白台 $12人 \times 292日 = 3,504人日$／年 ・キッズルームかごまち $14人 \times 292日 = 4,088人日$／年 ・キッズルーム茗荷谷 $17人 \times 292日 = 4,964人日$／年				
		量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期				
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	利用児童数	18,810人	18,855人	19,079人	19,592人	20,061人
確保方策	緊急一時保育、リフレッシュ一時保育	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人
	一時保育事業	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人
	合 計	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人
[確保方策]-[ニーズ量]		15,247人	15,202人	14,978人	14,465人	13,996人

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と実態調査における延長保育事業の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		全ての区立認可保育園（認定こども園を含む。）及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む。）において、延長保育事業を実施します。 ●関連事業 2－1－3 保育園延長保育 2－1－14 幼稚園型認定こども園延長保育 〈事業量の算定方法〉 ・区立認可保育園等：延長保育定員数の総数を、事業量を算定しました。 ・私立認可保育園等：私立認可保育園については、延長保育の事業量を1園15人（小規模保育事業は5人）とし、認証保育所については、年度により利用数が変動するため、1か所当たりの事業量を10人とし、事業量を算定しました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		1,188人	1,192人	1,208人	1,240人	1,270人
確保方策	区立認可保育園等の延長保育	429人	429人	465人	483人	483人
	私立認可保育園等の延長保育	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人
	合 計	1,699人	1,699人	1,735人	1,753人	1,753人
[確保方策]-[ニーズ量]		511人	507人	527人	513人	483人

(10) 病児保育事業（病後児保育事業を含む。）

事業概要		病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量） の算定方法		将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、令和5年度の実際の利用延べ人数から、算定しました。				
確保方策の考え方		区が委託する病児・病後児保育施設4か所で保育を実施します。病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由により保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域な偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分があると考えられます。これらを踏まえ、令和7年度から11年度までの間に、施設が存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 2－1－23 病児・病後児保育 〈事業量の算定方法〉 年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。 ・保坂病児保育ルーム 6人×240日＝1,440人日 ・順天堂病後児ルーム「みつばち」 6人×240日＝1,440人日 ・駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」 4人×240日＝ 960人日 ・ゆうひが丘春日病児保育ルーム 6人×240日＝1,440人日				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		4,464人	4,408人	4,424人	4,430人	4,481人
確保方策	病児・病後児 保育	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人
[確保方策]-[ニーズ量]		816人	872人	856人	850人	799人

(11) 放課後児童健全育成事業

事業概要			保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法			将来人口推計と実態調査における育成室の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、実態調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。				
確保方策の考え方			現在の育成室事業を継続するとともに、計画期間中に新たな育成室を順次整備していくことで、早期の待機児童解消を図ります。 また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。継続して実施時間の延長など、事業の充実を図ります。 ●関連事業 2－2－1 育成室の整備及び運営 2－2－2 育成室の障害児保育 2－2－3 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 〈事業量の算定方法〉 本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。 なお、定員を超えて受け入れを行っている育成室については、新規育成室の整備に合わせて定員の適正化を図っていきます。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期							
項 目			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	低学年	利用児童数（1年生）	799人	759人	741人	703人	736人
		利用児童数（2年生）	684人	787人	748人	730人	692人
		利用児童数（3年生）	685人	623人	717人	682人	665人
		計	2,168人	2,169人	2,206人	2,115人	2,093人
	高学年	利用児童数（4年生）	345人	362人	328人	342人	325人
		利用児童数（5年生）	142人	144人	151人	137人	143人
		利用児童数（6年生）	112人	118人	120人	126人	114人
		計	599人	624人	599人	605人	582人
確保方策	育成室の整備（低学年）	2,420人	2,450人	2,539人	2,648人	2,658人	
	放課後全児童向け事業の充実	実施時間・日数の充実					
[確保方策]-[ニーズ量]			252人	281人	333人	533人	565人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

取組の方向性	子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。
--------	--

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

取組の方向性	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に係るニーズ量や地域の実情を踏まえ、新たな確保方策が必要な場合には、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の巡回指導等、事業者に対する必要な支援を行います。
--------	---

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要		家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と直近3か年（令和3年度～5年度）の利用実績等から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		ネウボラ面接（妊婦面接）や乳幼児健診等を通して把握した、育児に不安や負担を抱える家庭や、ヤングケアラーがいるなどの要支援家庭に対し、適切なアセスメントのもと、家庭支援ヘルパーを派遣します。ヘルパーの派遣は要支援家庭への派遣実績のある事業者へ委託し、育児や家事など必要な支援を実施します。 ●関連事業 4-2-3 家庭支援ヘルパー事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		780人回	792人回	804人回	815人回	826人回
確保方策	家庭支援ヘルパー派遣事業	実施体制：ヘルパー派遣事業者 4社に委託				
		派遣回数：原則週1回 2時間/回 概ね6か月間				

(15) 親子関係形成支援事業

事業概要		児童との関わり方をはじめ、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と直近3か年（令和3年度～5年度）の利用実績から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		子育てに不安を抱える、3歳から小学6年生までの子どもがいる保護者等を対象に、子どもへの効果的な声かけや接し方などの親子の関係を育てるコミュニケーションスキルを学ぶための子育て支援講座「育児スキルトレーニング講座」を実施します。 また、1歳から2歳までの子どもがいる保護者を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学ぶための「NP（Nobody's Perfect）プログラム」を実施します。さらに、0歳児の育児が始まった早期の段階で、子育て仲間をつくり、育児の基本的な知識を学ぶことにより、虐待や産後うつ病などを未然に予防する「BPプログラム（ベビープログラム）」を実施します。 ●関連事業 4-1-2 子ども家庭支援センター事業 5-1-7 児童館の乳幼児プログラム				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		16人	17人	17人	17人	18人
確保方策	育児スキルトレーニング講座	実施回数：年2クール（1クール全7回、定員8人程度）				
	NPプログラム、BPプログラム	実施回数：NPプログラム年1回程度（定員12名程度） BPプログラム年3回程度（定員各10名程度）				

(16) 児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント¹⁶し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。
現状及び取組の方向性	児童育成支援拠点事業は令和6年4月施行の改正児童福祉法により創設された事業であり、本区においては、学習支援や食事提供等の各活動を行う子どもの居場所事業が地域で展開されています。 本事業については、国が示すガイドラインや本区における子どもの居場所に係る個々の事業の状況等を踏まえ、本計画期間に実施します。

(17) 産後ケア事業

事業概要	出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	医療機関や助産所等の施設に宿泊又は日帰りでケアを受ける宿泊型及び通所型、自宅に訪問する助産師からケアを受ける訪問型の事業を実施します。実施に当たっては、ニーズ量に対応する確保方策を整備します。 なお、今後の利用者の増加を見込み、宿泊型及び通所型を中心に更なる確保方策拡大に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 1－1－2 産前産後ケア事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	産後ケア事業	実施場所：指定医療機関・助産院（訪問型の場合は自宅等）			
		実施時期：通年			

¹⁶ アセスメント 課題を把握・分析し、どのような支援が必要なのか、望んでいるのかを明確にすること。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。
現状及び取組の方向性	国は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施することとしています。 本区では、保育所等を利用していない児童を保育所等で定期的に預かることで、他の児童とともに過ごし遊ぶ経験を通じて児童の発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減や子育て支援の充実を図ることを目的として、令和5年度から未就園児の定期的な預かり事業を実施しています。 令和8年4月からの乳児等通園支援事業の本格実施に向け、今後の事業展開を検討し、準備を進めていきます。 ●関連事業 2-1-19 未就園児の定期的な預かり事業

(19) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要		妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		妊娠届出数を推測し、面談機会の回数を乗ずることにより、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		保健師等専門職による妊婦へのネウボラ面接や乳児家庭全戸訪問事業等の機会に合わせて、妊婦等包括相談支援事業を実施します。 なお、更なる相談支援が必要な妊婦等には希望に応じた相談対応等を行い、適切に支援を行います。 ●関連事業 1－1－1 文京区版ネウボラ事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		6,333回	6,456回	6,663回	6,858回	7,056回
確保方策	妊婦等包括相談支援事業	実施場所：保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所、妊婦自宅等				
		実施時期：通年				

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、区としても保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を行っていきます。

7 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を再算定するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

